

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

三井住友海上あいおい生命の現状

Mitsui Sumitomo Aioi Life Insurance Disclosure

2017



会社概要		2017年3月31日現在
社 名	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	
英 文 名 称	Mitsui Sumitomo Aioi Life Insurance Company,Limited	
設 立	1996年(平成8年) 8月8日	
資 本 金	855億円	
従 業 員 数	2,595名	
本社所在地	東京都中央区新川2-27-2	
U R L	http://www.msa-life.co.jp	

*本冊子は「保険業法第111条」に基づいて作成した資料です。

目 次

トップメッセージ	02
----------	----

MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループについて	04
MS&ADインシュアランス グループの価値創造ストーリー	06
MS&ADインシュアランス グループのコーポレートガバナンス	08
MS&ADインシュアランス グループ 中期経営計画 Next Challenge 2017	09

経営について

お客さま第一の業務運営について	14
平成28年(2016年)熊本地震への対応について	16
代表的な経営指標	18
三井住友海上あいおい生命 中期経営計画 Next Challenge 2017 ステージ2	28
三井住友海上あいおい生命 行動憲章	30
情報開示方針	32
反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	32
利益相反取引の管理について	33
コーポレート・ガバナンス体制	34
内部統制システムに関する方針	35
コンプライアンス(法令等遵守)の体制	36
ERM経営推進の取組み	37
リスク管理の取組み	37
監査体制	40
個人情報の取り扱い	41
お客さま満足度向上に向けた取組み	43
金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について	48
より良い品質を目指す取組み	49
当社の勧誘方針	50
生命保険契約者保護機構について	51
当社の「働き方改革」について	53
社員の健康づくり推進について	54

商品・サービス

商品トピックス	56
お客さまに医療情報をお伝えする活動	57
ご契約時のご案内	59
商品ラインアップ	64
サービストピックス	68
ご契約後のサービス・情報提供	69
保険金等支払管理態勢とお支払い状況	74
代理店教育・研修	77
ライフ・コンサルタント社員について	78

CSR活動

社会貢献活動	79
スポーツ振興	81
環境問題への取組み	83

会社データ

目次	86
会社データ	88

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

トップメッセージ



日ごろより三井住友海上あいおい生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
当社は2016年10月に創立5周年、損保系生保設立からは20周年を迎えました。ご支援ご愛顧を賜りました多くの皆さまに心より深く感謝申し上げます。

2016年度を振り返って

2016年度のが国経済は、マイナス金利政策による長期金利の低下などの影響があったものの、雇用情勢の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きがみられ、また設備投資や企業収益にも引き続き改善傾向がみられるなど、緩やかな回復基調をたどりました。

生命保険業界におきましては、厳しい市場金利環境が続く中、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化に対応したきめ細かな商品・サービスの提供など、一層の企業努力が求められています。

2016年度より、中期経営計画「Next Challenge 2017 ステージ2」がスタートし、「業界トップ水準の品質と飛躍的な成長の実現」に向けて取組みを進めてまいりました。

品質面では、募集人のコンサルティング力を向上させ、お客さまに常に高い品質のサービスを提供することを目指し、教育研修機関である「MSA生命アカデミー」を立ち上げました。また、HDI-Japanが主催する「HDI格付けベンチマーク」において、生保業界初となる「Webサポート」、「問合せ窓口」、「モニタリング」の3部門で最高評価の三つ星を同時に獲得することができました。

成長面では、短期入院から長期入院までの手厚い保障に加え、保険料払込免除特約の保障内容などを充実させた「新医療保険Aプラス」を2016年5月に発売し、販売件数が11ヵ月で17万件を超え、多くのお客さまのご好評をいただきました。また、2017年1月には、企業の役員・従業員の遺族保障を目的とし、福利厚生制度を下支えする無配当総合福祉団体定期保険の改定を行い、商品競争力を向上させました。

このような取組みにより、当社は引き続き順調に業績を伸ばし、個人保険および個人年金保険の新契約高は2兆3,771億円となり、保有契約高は前年度末比2.8%増加し、23兆2,142億円となりました。生命保険会社における保険金等支払余力を表すソルベンシー・マージン比率は1,893.2%と、引き続き高い健全性を維持しています。

中期経営計画「Next Challenge 2017 ステージ2」は最終年度へ

2017年度は中期経営計画「Next Challenge 2017 ステージ2」の最終年度となり、その達成に向けて今年度も確実に取組みを進めてまいります。

品質面では、お客さま目線ですべての業務プロセスにおいて最高品質を実現してまいります。当社はお客さまの申込手続きにおいて、モバイル端末を活用したペーパーレス化を推進していますが、2017年10月には、その場で引受可否・条件を提示することができる「自動医務査定」機能の導入を予定しています。

あわせて、人工知能(AI)やビッグデータなどの活用検討にも取り組み、サービス・利便性向上に努めてまいります。

成長面では、多様化するニーズに応えた魅力ある商品・サービスをご提供することで、少子高齢化、女性の活躍支援および健康増進などの社会的課題の解決に貢献してまいります。2017年4月には「働けなくなるリスク」への保障を拡充させた新商品「新総合収入保障・新収入保障」を発売しました。

当社は、2017年6月に「お客さま第一の業務運営に関する方針」を公表しましたが、これからもお客さま本位の保険事業を遂行し、お客さま・社会から信頼される企業を目指していきます。また、MS&ADインシュアランスグループの国内生保事業を担う中核生保会社として、ERM経営の高度化と経営基盤の強化を通じて企業価値を持続的に拡大してまいります。

今後とも、当社をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2017年7月

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 取締役社長

丹保人重

MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループは、三井住友海上グループ、あいおい損害保険株式会社、ニッセイ同和損害保険株式会社が2010年4月に経営統合し、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下、「MS&ADホールディングス」）を持株会社として、発足しました。グループ発足後、経営統合の第一段階として、あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社の合併、三井住友海上きらめき生命保険株式会社とあいおい生命保険株式会社の合併、シェアードサービスの統合などを進め、グループ経営の効率化を図ってきました。また、経営統合の第二段階として、グループ全体での「成長」と「効率化」の実現、多様化するお客さまニーズへの対応およびガバナンスの強化を目的として、グループの中核損保である三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社を中心に、機能別再編の取り組みを進めてきています。

さらに、2015年度には、英国ロイズ保険市場を中心にグローバルに保険事業を展開するAmlin社をグループに迎え、「世界トップ水準の保険・金融グループ」としての基盤を構築しました。

MS&ADインシュアランス グループは、経営ビジョンである「持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループの創造」に向けて、グループを挙げ、スピード感をもって取り組みを展開していきます。

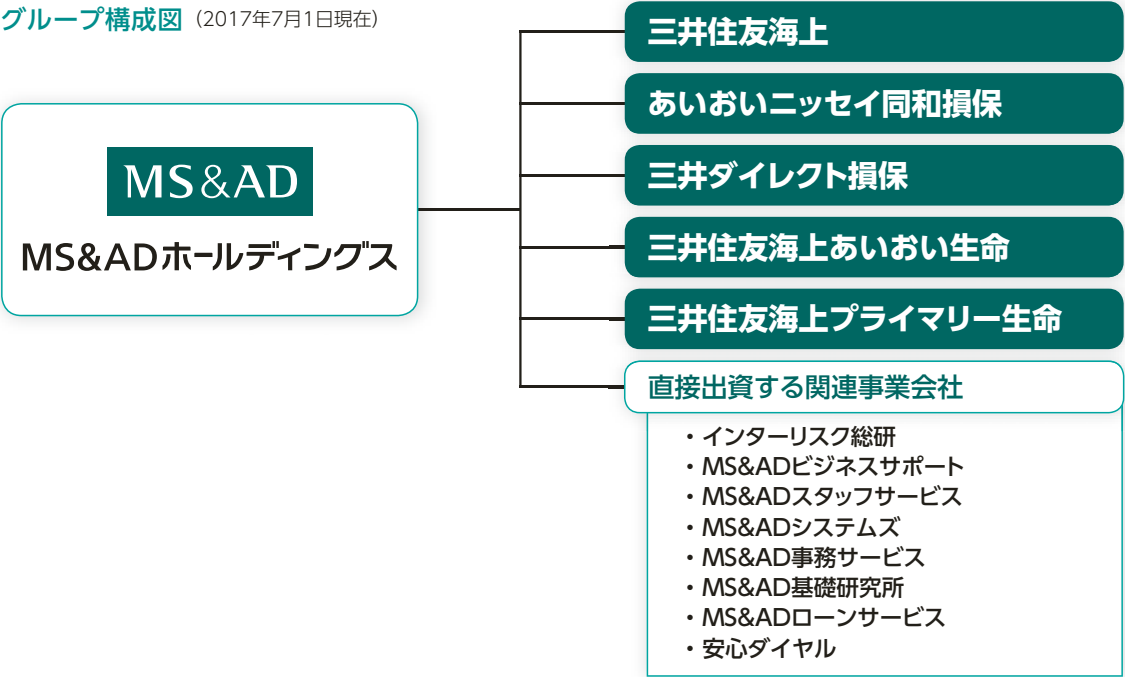


MS&ADホールディングスが入る東京住友ツインビルディング

グループの構成

MS&ADホールディングスは、直接出資する5つのグループ国内保険会社（三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、三井ダイレクト損保、三井住友海上あいおい生命、三井住友海上プライマリー生命）と8つの関連事業会社（インターリスク総研、MS&ADビジネスサポート、MS&ADスタッフサービス、MS&ADシステムズ、MS&AD事務サービス、MS&AD基礎研究所、MS&ADローンサービス、安心ダイヤル）を有する上場持株会社です。

グループ構成図（2017年7月1日現在）



MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

MS&ADインシュアランス グループの目指す企業グループ像を明確にするため、経営理念、経営ビジョン、行動指針を次のとおり定めています。

経営理念(ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針(バリュー)

お客さま第一	CUSTOMER FOCUSED カスタマー・フォーカス	わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
誠実	INTEGRITY インテグリティ	わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
チームワーク	TEAMWORK チームワーク	わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
革新	INNOVATION イノベーション	わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
プロフェッショナリズム	PROFESSIONALISM プロフェッショナリズム	わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

MS&ADインシュアランス グループの価値創造ストーリー

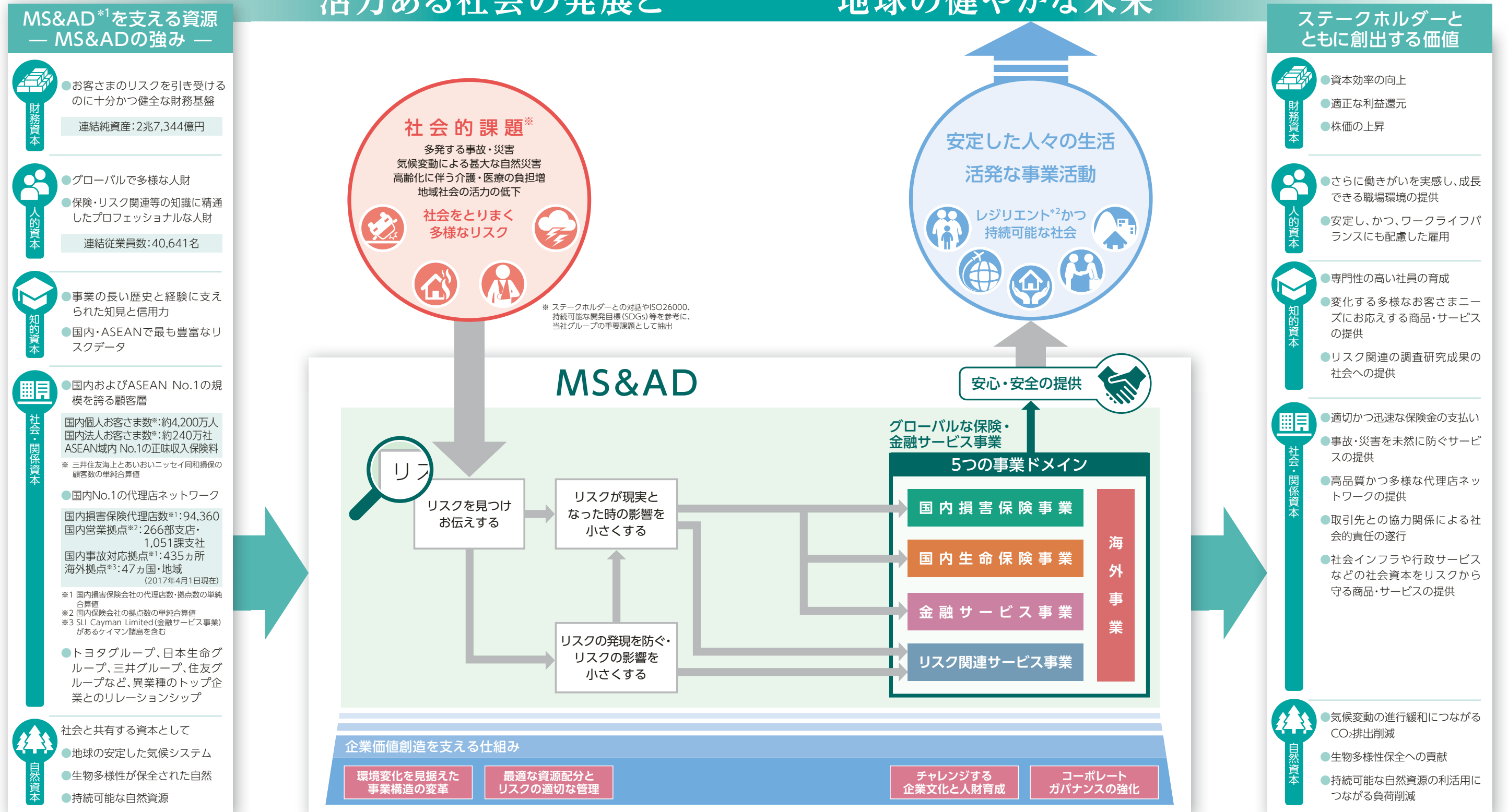
MS&ADインシュアランス グループは、国内損保事業、国内生保事業、海外事業、金融サービス事業、リスク関連サービス事業の5つの事業ドメインで、グループのミッションの実現に向けた活動を展開しています。
『私たちの目指す「活力ある社会の発展と地球の健やかな未来」を支えるために、それを阻害する社会的課題から

生じる多様なリスクをいち早く見つけ、お伝えし、リスクの発現を防ぎ、リスクの影響を小さくするとともに、リスクが現実となった時の経済的負担を小さくするためのさまざまな商品・サービスを提供することで、世界中のチャレンジするお客さまが安心して生活や事業活動を行うことのできる環境づくりを行う』、これが私たちの価値創造ストーリーです。

MS&ADインシュアランス グループは、ステークホルダーの皆さまとともに、持続的成長と企業価値向上を追い続け、世界トップ水準の保険・金融グループを創造することを通じて、世界中でこの価値創造を展開していきます。

活力ある社会の発展と

地球の健やかな未来



* 上記は、国際統合報告評議会 (IIRC) が2013年12月に発表した「国際統合報告フレームワーク」に掲載されている「価値創造プロセス」の図を参考に、当社グループのミッションの実現に向けたプロセスを図示したものです。
*1 「MS&AD」は、MS&ADインシュアランス グループを略した表記です。 *2 「レジリエント」とは、防災力を備えたしなやかさと強さを持ち合わせているという意味で使用しています。

MS&ADインシュアランス グループのコーポレートガバナンス

基本的な考え方

MS&ADホールディングスは、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念(ミッション)」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と持続的成長を実現するため、すべてのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

経営体制

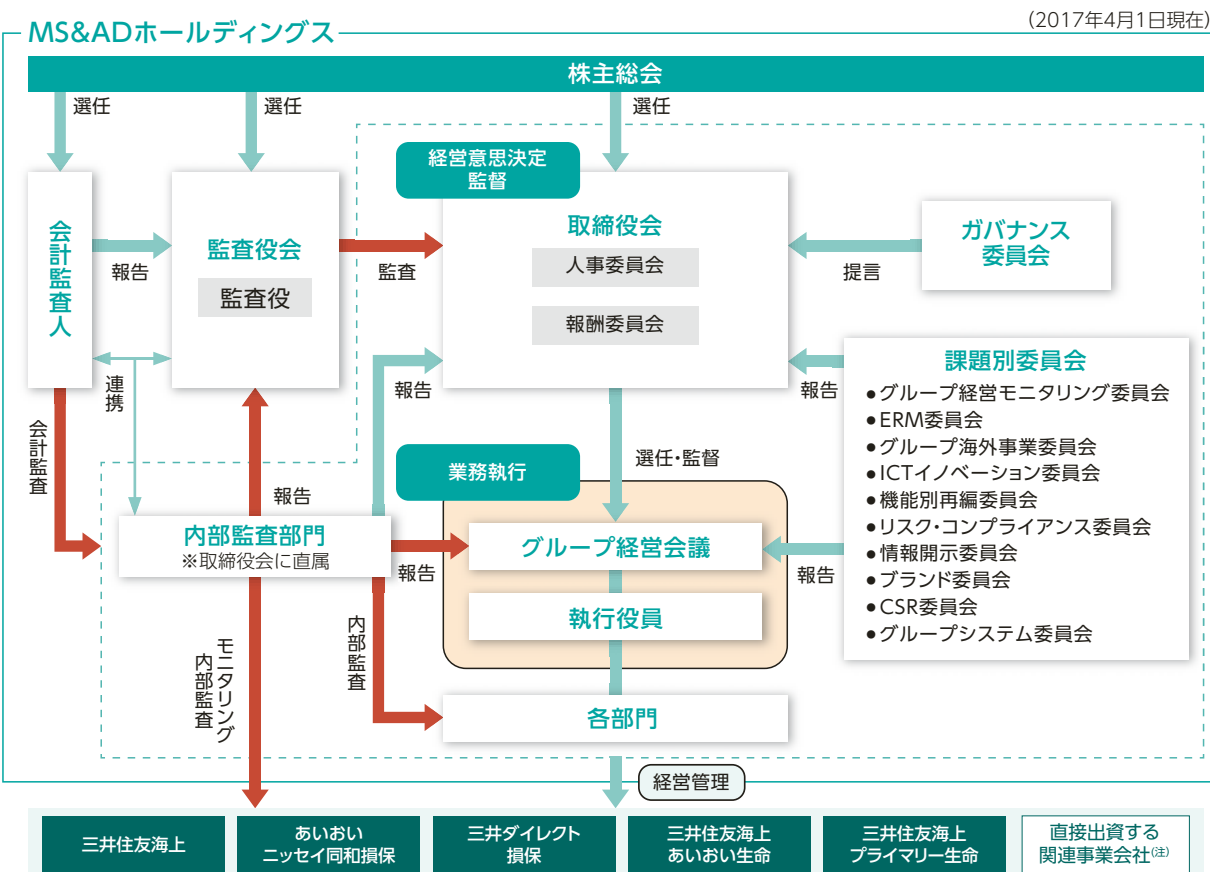
MS&ADホールディングスは、監査役会設置会社として、取締役会が適切に監督機能を発揮するとともに、独任制の監査役が適切に監査機能を発揮するものとし、双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

また、執行役員制度を導入し、経営意思決定および監督と業務執行の役割を明確化して、グループ経営管理の強化を図っています。加えて、経営から独立した社外人材の視点を取り入れて監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行うため、取締役12名(男性10名、女性2名)のうち3分の1以上となる5名、監査役4名(男性2名、女性2名)のうち2名を社外から選任しています。また、取締役会の内部委員会である「人事委員会」「報酬委員会」(委員の過半数および委員長は社外取締役)および「ガバナンス委員会」(社外取締役全員が委員)を設置しています。

グループ経営管理体制

MS&ADホールディングスは、直接出資するグループ国内保険会社5社および関連事業会社8社との間で経営管理契約等を締結し、適切な経営管理体制を構築しています。

グループ国内保険会社の事業に関する情報を直接かつ迅速に入手することは、グループ経営の円滑な運営に資すると考えることから、MS&ADホールディングスの社内取締役の多くは、グループ国内保険会社の取締役を兼務しています。また、MS&ADホールディングスのグループ経営会議には、グループ国内保険会社5社の社長もメンバーとして出席しています。



(注) 関連事業会社は、インターリスク総研、MS&ADビジネスサポート、MS&ADスタッフサービス、MS&ADシステムズ、MS&AD事務サービス、MS&AD基礎研究所、MS&ADローンサービス、安心ダイヤルの8社です。

MS&ADインシュアランス グループ 中期経営計画 Next Challenge 2017

ステージ2の位置付け

MS&ADインシュアランス グループでは、「Next Challenge 2017」ステージ2を、「成長」と「効率化」を同時実現し、グループ中期経営計画の達成により、経営ビジョンを実現するための事業基盤を確立する期間と位置付けています。将来の環境変化を見据え、商品、販売・マーケット戦略を展開するとともに事業構造の変革に取り組み、グループの持続的成長を支える礎を構築していきます。



経営数値目標

目標項目	2015年度 結果	2016年度 結果	2017年度 目標 ^(注4)	2017年度 予想
グループコア利益 ^(注1)	1,475億円	2,137億円	2,200億円	2,300億円
国内損保事業	919億円	1,533億円	1,350億円	1,450億円
国内生保事業	250億円	251億円	150億円	170億円
海外保険事業	279億円	346億円	650億円	640億円
金融サービス事業 リスク関連サービス事業	26億円	5億円	50億円	40億円
連結正味収入保険料	3兆789億円	3兆4,069億円	3兆5,700億円	3兆4,500億円
損保コンバインド・レシオ	91.6%	92.6%	93%台	92.9%
三井住友海上あいおい生命EV ^(注2) 増加額	△520億円	1,984億円	500億円超	500億円
グループROE ^(注3)	5.2%	7.9%	7.5%	8.4%

(注1) グループコア利益 = 連結当期利益 - 株式キャピタル損益(売却損益・評価損) - クレジットデリバティブ評価損益 - 特殊要因(特別損益等) + 非連結グループ会社持分利益
なお、企業買収にかかる、のれんおよび無形固定資産の償却額は特殊要因とする。

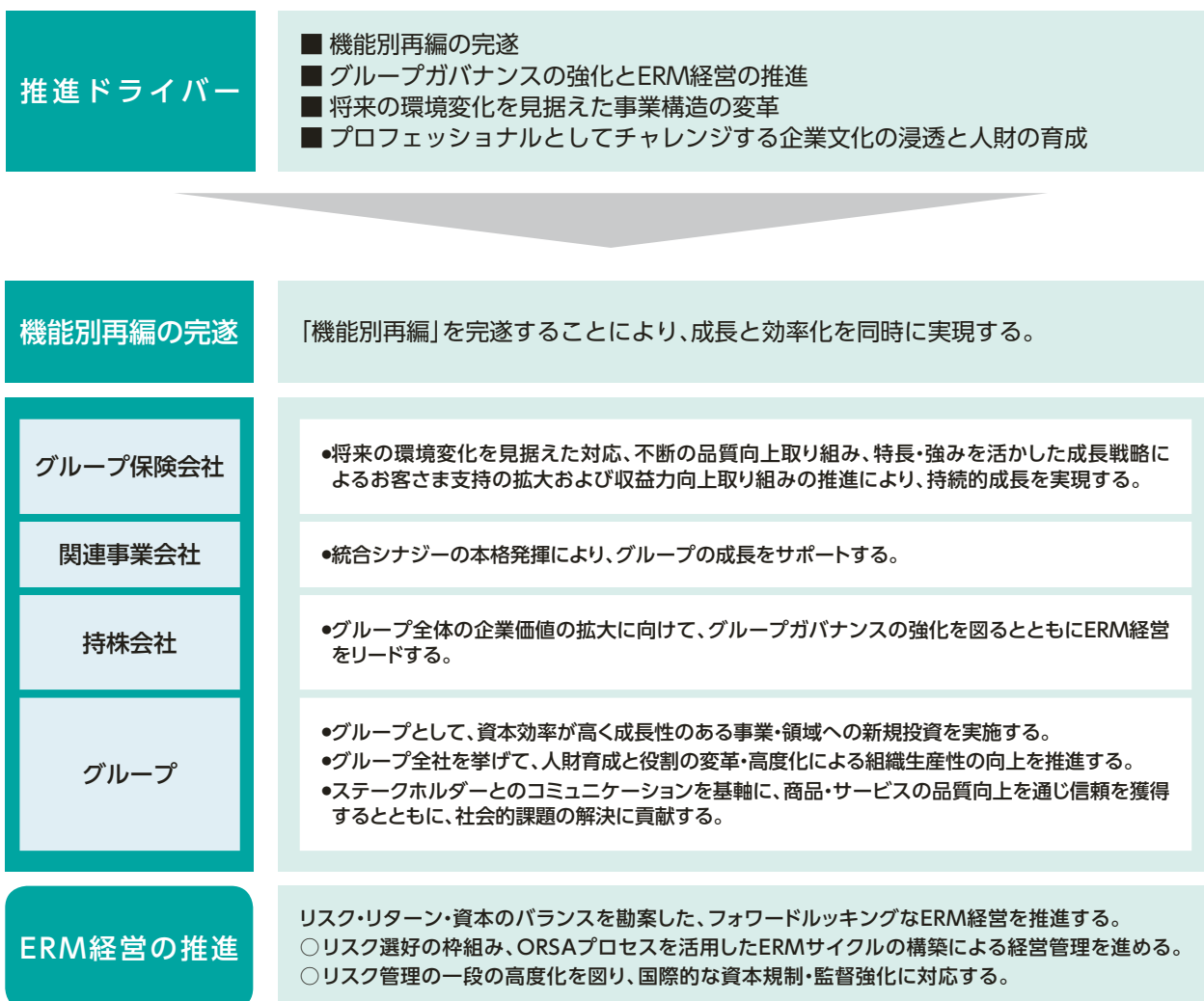
(注2) 三井住友海上あいおい生命のEVは、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー(EEV)原則に準拠。

(注3) グループROE = グループコア利益 ÷ 連結純資産(期初・期末平均、除く新株予約権・非支配株主持分)

(注4) 2017年度目標は、2016年5月に修正したもの(グループコア利益目標:1,600億円から2,200億円に引き上げ、グループROE:7.0%から7.5%に引き上げ)

グループ基本戦略

MS&ADインシュアランス グループは、成長の持続、健全性の確保、および収益性と資本効率の向上を基軸に、グループ全体としての企業価値を拡大させていきます。



事業ドメインごとの戦略

MS&ADインシュアランス グループでは、国内損害保険、国内生命保険、海外、金融サービス、リスク関連サービスの5つの事業ドメインで、将来の環境変化に着実に対応し、それぞれの事業を拡大することにより、グループとして成長していきます。

国内損害保険事業	●三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、機能別再編の進化に取り組むとともに、機能別再編やシステム統合により構築した事業基盤を活かし、それぞれの事業コンセプトのもと、さらなるグループ共通化、共同化を進め、国内トップの成長と効率的経営による収益力向上を実現する。 ●三井ダイレクト損保とあわせ、グループ全体で多様なお客さまニーズへの対応を万全にし、国内No.1損保グループの地位を確保する。				
国内生命保険事業	●保障性商品と資産形成型商品の両分野を展開し、業界トップレベルの成長性を維持する。 ●超低金利環境の継続を踏まえた、商品戦略、資産運用力の強化およびリスク管理の高度化等により事業基盤を強化し、グループの利益拡大に貢献する。 ●第三分野について、お客さまニーズの変化、社会保障制度改革および医療技術の進化を着実に捉えた商品・販売戦略を展開する。				
海 外 事 業	●機能別再編により、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保の強みを発揮した成長戦略を推進し、規模を拡大する。 ●効率的な事業運営により収益性を向上させ、利益拡大に貢献するとともに、事業リスク・保険引受リスクの分散に寄与する。 ●既存事業基盤のさらなる強化と、MS Amlin社とのシナジーを最大限に発揮する。 <table border="1"> <tr> <td>損害保険事業</td><td>三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保の海外拠点の業務について、一体的運営体制を構築することにより、管理コストを削減</td></tr> <tr> <td>生命保険事業</td><td>合併・提携生保社の収益力向上に向けた経営関与、技術・ノウハウ支援を強化</td></tr> </table>	損害保険事業	三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保の海外拠点の業務について、一体的運営体制を構築することにより、管理コストを削減	生命保険事業	合併・提携生保社の収益力向上に向けた経営関与、技術・ノウハウ支援を強化
損害保険事業	三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保の海外拠点の業務について、一体的運営体制を構築することにより、管理コストを削減				
生命保険事業	合併・提携生保社の収益力向上に向けた経営関与、技術・ノウハウ支援を強化				
金融サービス事業	●多様化するお客さまニーズに対して、グループの特長を活かした新たな金融商品・サービスを開発・提供して、保険・金融グループとしての総合力を発揮する。				
リ ス ク 関 連 サ ー ビ ス 事 業	●グローバルなリスク・ソリューション・サービス事業を展開し、保険事業とのシナジーを発揮させる。				

機能別再編計画

「機能別再編」とは、グループ保険会社各社の強みを活かしつつ事業再編を行うもので、2013年の保険業法改正で可能となった過去に例のないビジネスモデルです。

MS&ADインシュアランス グループでは、グループ全体の持続的な成長と企業価値の拡大を図るために、「機能別再編」の取り組みを中期経営計画「Next Challenge 2017」の柱として進め、以下の3つの実現を目指しています。

- ① グループ全体での「成長」と「効率化」の実現
- ② 多様化するお客さまのニーズへの対応を図るため、中核損保2社（三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保）の特長を最大限発揮
- ③ 持株会社を中心としたグループガバナンス態勢の強化

新	商品・事務の共通化	■ 中核損保2社の強みを発揮した優位性・競争力のある商品の開発 ■ 商品・事務領域のシステム開発コスト・業務効率化、印刷物関連費用の削減等
	損害サービス再編	■ 損害サービスシステムの共同化およびオペレーションの共通化による損害サービス機能の共同化、「損害調査業務」「後方事務」の業務集約
	第三分野再編	■ 第三分野長期契約の商品供給機能を三井住友海上あいおい生命に一元化
	地域拠点・販売網再編	■ 地域における拠点の集約・統廃合、販売網（取扱い契約）の移行
	海外事業再編	■ 日系事業を三井住友海上に集約、あいおいニッセイ同和損保はトヨタリテール事業を強化
	モーターチャネル再編	■ あいおいニッセイ同和損保を主たる取引先とする三井住友海上のモーターチャネル代理店（取扱い契約）のあいおいニッセイ同和損保への集約
	本社機能再編	■ 持株会社・三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保・三井住友海上あいおい生命※の本社機能の集約・再編とグループガバナンス強化 ※2017年4月から実施
	拠点の共同利用	■ 三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の近接拠点の集約、同一ビルの共同利用
	マリン・航空分野再編	■ 三井住友海上への船舶、航空・宇宙、貨物・運送保険の集約

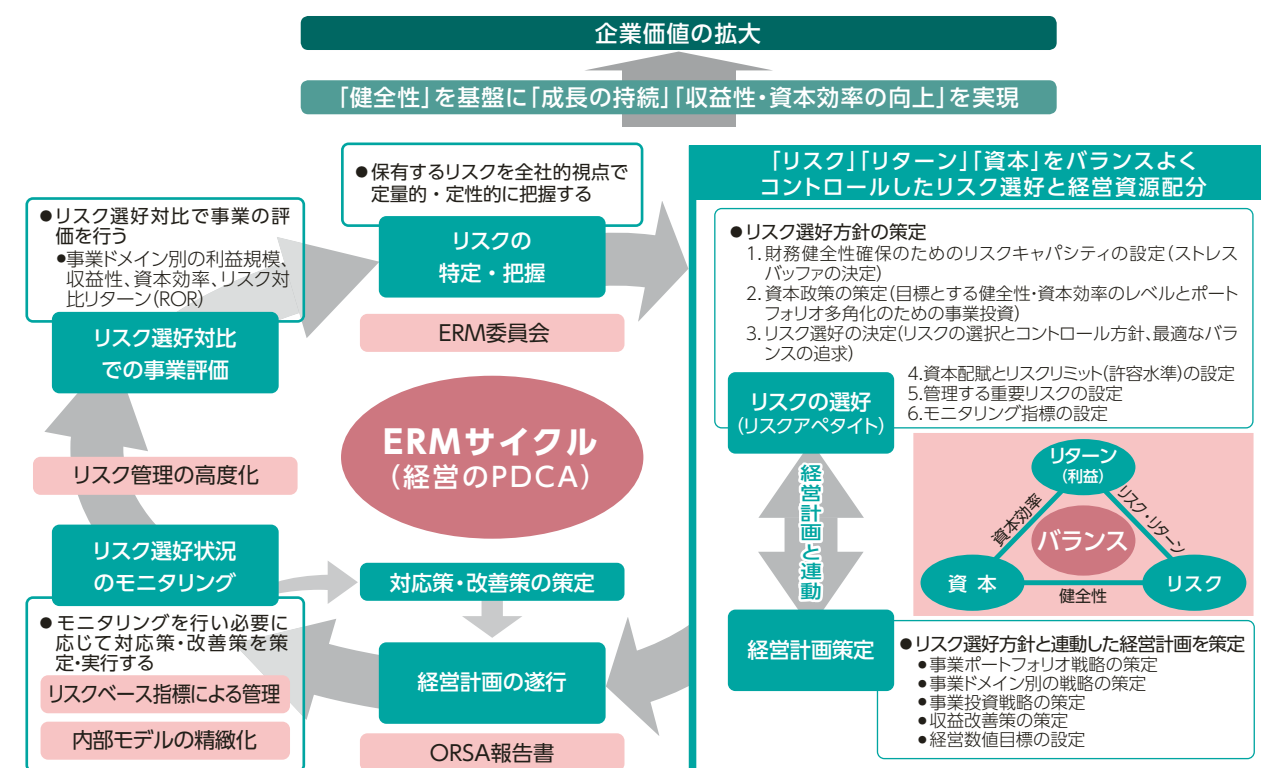
進化

継続

完了

ERM経営の推進

MS&ADインシュアランス グループでは、リスク・リターンにもとづく経営管理を進化させ、事業ポートフォリオの分散、収益源の多角化およびリスク性資産の削減等をさらに進めていきます。積み上げたキャピタルバッファは有望な国内外の成長領域に振り向け、グループとしての収益性を高めていく持続的なサイクルを実現します。



【用語解説】

ERM (Enterprise Risk Management)

企業等が業務遂行上のすべてのリスクに関して、組織全体の視点から統一的・包括的・戦略的に把握・評価し、企業価値等の最大化を図る統一的リスク管理のことです。

リスクベース指標

取得しているリスクに対して、どれだけのリターンが得られているかを示す指標で、リスク調整後のリターンを測ります。

リスクの選好（リスクアペタイト）

保険会社が自らの意思で決定する目指すべきリスク・リターン・資本のバランスを定義するものです。どのようなリスクをどの程度とるかといった、リスクの取得方針を表しています。

ORSA (Own Risk and Solvency Assessment)

リスクと支払余力の自己評価であり、現在直面している、または将来直面する可能性のあるリスクを認識し、定性的、定量的に評価しソルベンシー水準の十分性を確認するプロセスのことです。

お客さま第一の業務運営について

当社は、MS&ADインシュアランス グループが掲げる「経営理念(ミッション)」「経営ビジョン」「行動指針(バリュー)」のもと、「お客さまへの責任」等を掲げた行動憲章に基づき、全役職員が「お客さまの安心と満足」を活動の原点においた業務運営を行っており、お客さま・社会から信頼される企業として成長し続けるため、「お客さま第一の業務運営に関する方針」を策定しています。

お客さま第一の業務運営に関する方針

方針1. 「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、「お客さま第一」の業務運営を行います

当社の全役職員が「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、お客さまへの最適な商品・サービスのご提供をはじめ、すべての事業活動において、「お客さま第一」の業務運営を行ってまいります。

方針2. お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します

当社は、「お客さまの安心と満足」を実現するために、お客さまニーズに沿った商品・サービスを開発してまいります。

(1) お客さまニーズを的確に把握するとともに、社会環境の変化等に伴う市場動向に迅速かつ柔軟に対応した商品・サービスを開発してまいります。

(2) お客さまにとって、わかりやすく、ご満足いただける商品・サービスを開発してまいります。

方針3. お客さまの視点に立った保険募集を行います

当社は、お客さまニーズに沿った最適な商品・サービスをご提供できるよう、適正な保険募集を行ってまいります。

(1) お客さまに商品内容を十分にご理解いただけるよう、わかりやすく丁寧にご説明してまいります。

(2) お客さまに適切な商品をご選択いただくため、お客さまの商品に関する知識・経験・財産の状況やご契約の目的等を総合的に勘案し、ご意向を踏まえたご説明を行ってまいります。

方針4. お客さまの大切なご契約を適切に管理します

当社は、ご加入後もお客さまのご契約を適切に管理してまいります。

(1) ご加入後も、契約内容や保障内容等の情報提供を定期的・継続的に行ってまいります。

(2) 適切にご契約の管理を行うとともに、お客さまの利便性の向上に取り組んでまいります。

(3) お客さまからお預かりした保険料について、収益の安定性と保有資産の安全性、および十分な流動性を確保するなど、財務の健全性に留意した資産運用を行ってまいります。

方針5. 保険金・給付金等を迅速かつ適切にお支払いします

当社は、保険金・給付金等を迅速・適切にお支払いするために、お客さまへのご確認とわかりやすいご説明に取り組んでまいります。

(1) ご加入後も保険金・給付金等を漏れなくお支払いするために、ご契約内容について定期的にお客さまにご確認いただくよう取り組んでまいります。

(2) 保険金・給付金等のご請求の際に、お客さまにご理解いただけるよう、わかりやすくご説明するとともに、簡便なお手続きでお支払いできるよう取り組んでまいります。

方針6. お客さまの利益を不当に害さないよう適切に業務を行います

当社は、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を管理し、適切な業務運営を行ってまいります。

方針7. お客さまの声を業務運営の改善に生かします

当社は、寄せられたすべてのお客さまの声に対し、迅速・適切・真摯な対応を行ってまいります。また、お客さまの声を品質とお客さま満足度の向上に向けた諸施策に生かしてまいります。

方針8. 「お客さま第一」の風土を醸成します

当社は、「お客さま第一」の価値観が企業文化として定着するよう、社員・代理店への教育等の機会を通じて意識を浸透させ、風土を醸成してまいります。

*各方針の主な具体的取組みにつきましては、当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp>)をご覧ください。

平成28年(2016年)熊本地震への対応について

平成28年(2016年)熊本地震により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。1日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。
当社は、今後も迅速な保険金等のお支払いとともに、復興支援にも努めてまいります。

被害を受けられたお客さまのご契約について

当社では、以下のお取扱いを実施しています。

(1) 保険料払込猶予期間の延長、保険金支払い・契約者貸付の簡易迅速なお取扱い

	項 目	内 容
①	保険料払込猶予期間の延長	災害救助法の適用を受けられた熊本県にお住まいのお客さまには、お申し出により保険料のお払込みについて猶予する期間を最長13ヵ月(2017年5月末日まで)延長いたしました。
②	保険金支払いの簡易迅速なお取扱い	必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速なお取扱いをしています。
③	契約者貸付の簡易迅速なお取扱い	

(2) 保険金・給付金等のお支払いについて

今回の熊本地震を原因とした保険金・給付金等のお支払いおよび保険料の払込免除については、約款上に規定している「地震等による場合は、保険金等をお支払いしない場合がある」等の規定を適用せず、保険金・給付金等を全額お支払いし、保険料のお払込みを免除するお取扱いをしています。

(3) 新規の契約者貸付への特別金利の適用(利息の減免)について

対象のご契約者	災害救助法適用地域*で被災されたご契約者
貸付利率	年0.0%(従来は、保険種類・ご契約日に応じて年1.80～3.75%)
貸付金額の上限	上限なし(ただし、解約返戻金の一定の範囲内)
上記利率適用期間	2016年10月31日まで
受付期間	2016年6月30日まで

また、災害救助法適用地域で被災されたご契約者(法人のご契約者を除きます)については、2016年6月30日まで契約者貸付のご利用実績にかかわらず、お電話で手続きを承る対応をいたしました。

*平成28年(2016年)熊本地震に係る災害救助法の適用地域

(4) ご契約の失効に関して

災害救助法適用地域でのご契約について保険料のお払込みがなく失効となる場合は、お申出がなくても保険料のお払込みについて、猶予する期間を延長し、2017年5月31日までご契約を失効としないお取扱いをいたしました。

(5) 入院給付金のご請求のお取扱いについて

- ①平成28年(2016年)熊本地震によりケガをされ入院が必要となったものの、病院、被災地等の事情により一定期間経過後に入院された場合、お申出または病院・診療所の発行した領収証・診療明細書等のご提出によりケガをした日から入院されたものとして、入院給付金をお支払いしています。
- ②入院の開始時期および理由に関わらず、平成28年(2016年)熊本地震を原因とする病院の事情により入院が開始できず、または退院を余儀なくされ、自宅・避難所等で医師の治療を受けられた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等のご提出により当該期間入院をされたものとして、入院給付金をお支払いしています。

その他の取組み

当社は、MS&ADインシュアランス グループの取組みとして行った被災地・被災者の方々への支援のための義援金の募集活動に参加しました。グループ社員からの義援金に災害時義援金マッチングギフト制度による会社拠出金を合わせ、熊本県・大分県、被災者支援のために活動する団体へ寄贈しました。

代表的な経営指標

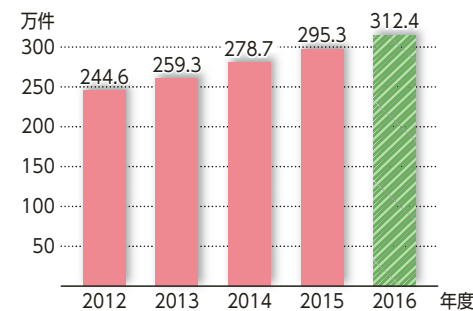
代表的な経営指標について、2016年度の状況は以下のとおりです。

お客さまの数(保有契約件数)

312.4 万件(個人保険・個人年金保険)

当社の2016年度末の保有契約件数(個人保険・個人年金保険)は、2015年度末の295.3万件から5.8%増加し、312.4万件になりました。

【お客さまの数の推移】

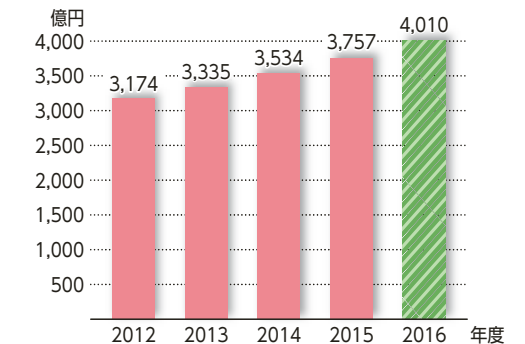


保有契約年換算保険料

4,010 億円(個人保険・個人年金保険)

当社の2016年度末の保有契約年換算保険料は、2015年度末の3,757億円から6.7%増加し、4,010億円になりました。

【保有契約年換算保険料の推移】



基礎利益

186 億円

「基礎利益」とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つです。

ここでいう保険本業とは、お客さまからいただいた保険料や資産運用による収益から保険金・年金・給付金等をお支払いしたり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

なお「基礎利益」に、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と、危険準備金などの「臨時損益」を加減したものが「経常利益」となります。詳細については、125ページに掲載しています[V.10.経常利益等の明細(基礎利益)]をご参照ください。

保有契約高

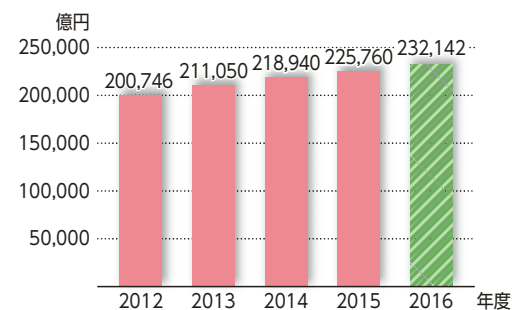
23兆2,142 億円(個人保険・個人年金保険)

「保有契約高」とは、個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計額であり、生命保険会社の規模を表す指標の一つです(たとえば個人保険では、死亡時の支払金額等の総合計額を表します)。

当社の2016年度末の保有契約高(個人保険・個人年金保険)は、2015年度末の22兆5,760億円に比べ2.8%増加し、23兆2,142億円となりました。

団体保険を含む保有契約高は、30兆2,886億円となりました。

【保有契約高の推移】



$$\begin{array}{l} \text{基礎利益} + \text{キャピタル損益} + \text{臨時損益} \\ 186 \text{ 億円} \quad 0 \text{ 億円} \quad \triangle 24 \text{ 億円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{経常利益} \\ 161 \text{ 億円} \end{array}$$

【逆ざやの状況】

生命保険会社は、お客さまにいただく保険料の計算にあたって、資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)を運用収益などで確保する必要があり、この予定利息分を運用収益などでまかなえている状態を「順ざや」、まかなえていない状態を「逆ざや」といいます。かつてない超低金利が続く中で2016年度は2億円の逆ざやとなりましたが、この逆ざや額を全体の収益でカバーしたうえで基礎利益186億円を確保しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^*1 - \text{平均予定利率}^*2) \times \text{一般勘定責任準備金}^*3$$

- *1 「基礎利益上の運用収支等の利回り」とは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの、一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。なお、当社には一般勘定以外の勘定はないため、一般勘定は会社の合計に一致します。
- *2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- *3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除いた責任準備金について、以下の方式で算出します。
(年始責任準備金 + 年末責任準備金 - 予定利息) × 1/2

当期純利益

45

億円

責任準備金等繰入額の増加等により2015年度に比べ14億円減少の45億円の当期純利益となりました。

資本金

855

億円

当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社が100%出資する子会社です。2017年3月に同社を株式割当先とする募集株式発行による増資を行い、2016年度末の資本金の額は855億円になりました。

総資産

3兆6,191

億円

2015年度末の3兆2,290億円から12.1%増加し、2016年度末の総資産は、3兆6,191億円です。

有価証券残高

2兆9,197

億円

総資産に占める有価証券残高の比率は80.7%です。有価証券残高のうち91.3%にあたる2兆6,671億円を国債・地方債・社債で運用しています。145ページに「Ⅵ.4. (1) ① b.当社の運用方針」、151ページに「Ⅵ.4. (12) 有価証券明細表」をそれぞれ掲載していますので、ご参照ください。

貸付金残高

551

億円

総資産に占める貸付金残高の比率は1.5%であり、また、いわゆる不良債権に該当するものではありません。すべて保険約款貸付であり、一般的な融資によるものではありません。118ページに「Ⅴ.5.債務者区分による債権の状況」、「Ⅴ.6.リスク管理債権の状況」を掲載していますので、ご参照ください。

責任準備金残高

2兆8,964

億円

「責任準備金」は、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを着実に行うため、お客さまからお支払いいただいた保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことです。

当社の格付け(2017年7月1日現在)

A+
AA-

スタンダード&プアーズ(S&P)
保険財務力格付け

格付投資情報センター(R&I)
保険金支払能力格付け

ソルベンシー・マージン比率

1,893.2%

「ソルベンシー・マージン比率」とは、経営の健全性を判断するための指標の一つで、大災害や株の大暴落といった通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」がどれだけあるかを表したものです。当社は、高水準のソルベンシー・マージン比率を維持しています。119ページに「Ⅴ.8.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)」を掲載していますので、ご参照ください。

ソルベンシー・マージン比率

$$= \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{1/2 \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

(単位:百万円)		
項 目	2015年度	2016年度
ソルベンシー・マージン総額(A)	380,460	487,958
リスクの合計額(B)	47,604	51,546
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	
	1,598.4%	1,893.2%

2016年度末ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー

(1) エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー (Embedded Value:以下「EV」といいます)は、評価時点の純資産価値に保有契約が将来生み出す利益の現在価値(保有契約価値)を加えることにより計算されます。

現行の法定会計には、販売時に集中的にコストが発生し、後年になって利益が実現する等、業績の評価には使用しづらい面がありますが、EVは保有契約が生み出す将来の利益を現時点で評価しており、法定会計を補完し、業績や企業価値を評価するための有用な指標といえます。

当社では、2011年度末の開示より、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー原則(以下「EEV原則」といいます)(注1)に準拠したEV(以下「EEV」といいます)を開示しております。また、当社では、EEVの算出にあたり、資産・負債のキャッシュフローを市場で取引されている金融商品と整合的に評価しようとする市場整合的手法を用いています。

(注1) EEV原則は、欧州の大手保険会社のCFO(最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムによって、EVの計算手法、開示内容について一貫性および透明性を高めることを目的に制定されたものです。2004年5月にEEV原則およびそれに係るガイダンス、2005年10月にEEVの感応度と開示に関するガイダンスが制定されており、2016年5月には、EVに欧州ソルベンシーⅡ等の計算で用いた計算手法および前提の仕様が許容されるよう改正されています。

(2) 2016年度末EEV

(単位:億円)

	2015年度末	2016年度末	増減
EEV	5,958	7,942	1,984
純資産価値	4,072	4,404	332
保有契約価値	1,885	3,537	1,651
うち新契約価値(注1)	408	473	65

(注1)「新契約価値」は、EEV総額のうち当年度に獲得した新契約分の数値を表しています。

純資産価値は、資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額で、内訳は以下のとおりです。

(単位:億円)

	2015年度末	2016年度末	増減
純資産価値	4,072	4,404	332
純資産の部合計(注2)	807	1,853	1,045
危険準備金	291	315	24
価格変動準備金	52	59	7
配当準備金中の未割当額	4	4	0
一般貸倒引当金	0	0	0
有価証券等の含み損益	4,162	3,137	△1,024
貸付金の含み損益	26	26	0
退職給付の未積立債務	△2	△2	0
上記項目に係る税効果	△1,269	△992	277

(注2) 評価・換算差額等合計を除いた額を計上しています。

保有契約価値は、当該年度末の保有契約から生ずる利益の現在価値で、内訳は以下のとおりです。

(単位:億円)

	2015年度末	2016年度末	増減
保有契約価値	1,885	3,537	1,651
確実性等価将来利益現価	2,831	4,959	2,128
オプションと保証の時間価値	△565	△800	△234
必要資本維持のための費用	△49	△77	△27
非フィナンシャル・リスクに係る費用	△330	△544	△213

- 確実性等価将来利益現価は将来の税引後利益の割引現在価値です。運用利回りの前提と割引率はどちらもリスクフリーレートとして計算しています。
- オプションと保証の時間価値は、将来においてキャッシュフローが変動する可能性を価値評価したもので、本源的価値以外の価値となります。なお、本源的価値は確実性等価将来利益現価に含まれます。
- 必要資本維持のための費用は、必要資本に対応する資産から生じる運用収益に対する税金、および同資産の運用コストとなります。
- 非フィナンシャル・リスクに係る費用は、「確実性等価将来利益現価」や「オプションと保証の時間価値」で反映できていない費用のことで、オペレーショナル・リスクに係る費用等となります。

(3) 主要な前提条件

経済前提

確実性等価将来利益現価の計算においては、当社の保有資産および市場の流動性を考慮し、リスクフリーレートとして評価日時時点の国債利回りを使用しています。

【リスクフリーレート(スポット・レート換算)】

	1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年
2016年度末	△0.254%	△0.204%	△0.179%	△0.148%	△0.124%	0.068%	0.375%
2015年度末	△0.154%	△0.206%	△0.229%	△0.205%	△0.190%	△0.048%	0.209%
	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年
2016年度末	0.663%	0.828%	0.881%	0.934%	0.986%	1.026%	1.058%
2015年度末	0.454%	0.601%	0.571%	0.629%	0.683%	0.719%	0.748%

オプションと保証の時間価値を計算するための確率論的手法では、金利スワップション、株式オプション等のインプライド・ボラティリティに基づいてキャリブレーションされた経済シナリオを使用しています。

非経済前提

保険料、経費、保険金・給付金、解約返戻金、税金等のキャッシュフローは、保険種類別に、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案したベース(ベスト・エスティメイト前提)で予測しています。

(4) 前年度末からの変動要因

(単位:億円)			
	純資産価値	保有契約価値	EEV
2015年度末(前年度末)EEV	4,072	1,885	5,958
①当年度新契約価値	△338	812	473
②期待収益(リスクフリーレート分)	△3	65	61
③期待収益(超過収益分)	2	9	11
④保有契約価値から純資産価値への移転	30	△30	－
⑤前提条件(非経済前提)と実績の差異	57	△84	△26
⑥前提条件(非経済前提)の変更	－	△115	△115
⑦前提条件(経済前提)と実績の差異	△413	946	533
⑧その他事業関係の変動	－	39	39
⑨その他事業外の変動	－	7	7
EEV増減総計	△665	1,651	986
2016年度末(当年度末)EEV(調整前)	3,407	3,537	6,944
⑩期末EEVの調整	997	－	997
2016年度末(当年度末)EEV(調整後)	4,404	3,537	7,942

- ①当年度新契約価値
新契約価値は、当年度に新契約を獲得したことによる価値(当年度末時点)を表したものです。
- ②期待収益(リスクフリーレート分)
市場整合的手法では、将来見込まれる株主への配当可能利益をリスクフリーレートにより割り引いた金額をEVとしており、当項目では時間の経過とともに発生する割戻し分を掲げています。なお、当項目には、オプションと保証の時間価値、必要資本維持のための費用および非フィナンシャル・リスクに係る費用の解放を含みます。
- ③期待収益(超過収益分)
市場整合的手法では、将来の運用利回りの前提はすべての資産についてリスクフリーレートとしています。実際はリスク性資産の保有により、リスクフリーレートを超過する利回りを期待しています。当項目は、リスクフリーレートを超過して期待される運用収益(当年度分)です。
- ④保有契約価値から純資産価値への移転
前年度末の保有契約価値で想定していた将来の利益の一部(当年度分)は、当年度末には実現化して純資産価値に移転されることとなります。当項目ではその移転の額を表していますが、移転によるEEVの金額の増減はありません。
- ⑤前提条件(非経済前提)と実績の差異
前年度末の保有契約価値の計算に用いた前提条件(非経済前提)と、当年度実績との差異による影響額です。
- ⑥前提条件(非経済前提)の変更
当年度末の保有契約価値の計算に用いる前提条件(非経済前提)を洗い替えたことにより、来年度(2017年度)以降の収支が変化することによる影響額です。
- ⑦前提条件(経済前提)と実績の差異
前年度末の保有契約価値の計算に用いた経済前提(市場金利やインプライド・ボラティリティ等)と、当年度末実績との差異、および経済前提を前年度から変更したことによる影響額です。主に市場金利の上昇により、純資産価値は減少(有価証券含み益の減少等)する一方で、保有契約価値は増加しています。
- ⑧その他事業関係の変動
上記の項目以外の事業関係の変動による影響額です。なお、この項目にはモデルの変更による影響も含みます。
- ⑨その他事業外の変動
当年度末のEEV計算において、消費税率引上げ時期の変更を反映したことによる影響額です。
- ⑩期末EEVの調整
2017年3月に実施した募集株式発行による増資に伴う増加額です。

(5) 前提条件を変更した場合の影響(感応度)

(単位:億円)		
前提条件	EEV	増減額
2016年度末EEV	7,942	－
感応度1: リスクフリーレート50bp上昇	8,667	725
感応度2: リスクフリーレート50bp低下	6,968	△974
感応度3: 株式・不動産価値10%下落	7,935	△6
感応度4: 経費率(維持費) 10%減少	8,157	214
感応度5: 解約・失効率10%減少	7,847	△94
感応度6: 保険事故発生率(死亡保険) 5%低下	8,289	346
感応度7: 保険事故発生率(年金保険) 5%低下	7,941	△1
感応度8: 株式・不動産のインプライド・ボラティリティ 25%上昇	7,942	0
感応度9: 金利スワップションのインプライド・ボラティリティ 25%上昇	7,690	△251
感応度10: 必要資本を法定最低水準に変更	7,994	51

(6) ご使用にあたっての注意事項

EEVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる可能性があります。また、EEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて下した判断により決定されるため、EEVから著しく乖離することがあります。EEVの使用にあたっては、こうした特性に留意し、十分な注意を払っていただく必要があります。

(7) 独立した第三者機関による妥当性の検証

当社は、専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、EEVの計算方法、前提条件の設定、計算結果の妥当性の検証を依頼し、意見書を得ております。
意見書については、当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp>)掲載のニュースリリースをご覧ください。

直近5事業年度の推移

(単位:億円)

項 目		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
保有契約件数 ^(注1)		244.6万件	259.3万件	278.7万件	295.3万件	312.4万件
保有契約高 ^(注1)		200,746	211,050	218,940	225,760	232,142
保有契約年換算保険料 ^(注1)		3,174	3,335	3,534	3,757	4,010
経常利益		74	174	159	186	161
基礎利益		58	153	161	194	186
当期純利益		4	66	44	60	45
資本金		355	355	355	355	855
総資産		24,362	26,360	30,092	32,290	36,191
有価証券残高		21,026	22,855	25,487	27,654	29,197
貸付金残高		476	494	512	526	551
責任準備金残高		20,194	22,148	24,335	26,617	28,964
格付け ^(注2)	スタンダード&プアーズ(S&P)	A+	A+	A+	A+	A+
	格付投資情報センター (R&I)	AA-	AA-	AA-	AA-	AA-
逆ざや額		-	-	-	-	2
ソルベンシー・マージン比率		1,309.8%	1,264.9%	1,429.9%	1,598.4%	1,893.2%
ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー (EEV) ^(注3)		4,964	5,881	6,478	5,958	7,942

(注1) 保有契約件数、保有契約高、保有契約年換算保険料は、個人保険と個人年金保険の合計。
(注2) 格付けは各年度末時点。スタンダード&プアーズは保険財務力格付け、格付投資情報センターは保険金支払能力格付け。
(注3) EEV原則に基づき市場整合的手法により計算したエンベディッド・バリュー (EEV)の数値。

目指す姿

～業界トップ水準の品質と飛躍的な成長の実現～

- 変化に機敏に対応し、お客さま目線で、最高品質の商品・サービスを提供する
 - グループ中核生保会社として、代理店とともに飛躍的な成長と持続的な収益向上を実現する
 - 社員一人ひとりがMSAスタイル※1を実践し、会社とともに成長する
- (※1 M: 自ら考え行動する S: シナジー効果を発揮する A: 明るく元気にチャレンジする)

戦略の柱

品質・サービス向上戦略

- 環境変化をとらえ、お客さま目線で、すべての業務プロセスにおいて最高の品質を実現する
- お客さま目線での対応品質向上と、お客さまの声を改善に活かすPDCAサイクルの確立
- 改正保険業法下における的確な代理店体制整備と募集品質の一層の向上
- お客さまに対して安心と満足を提供するアフターフォロー活動の定着と高齢者対応態勢の確立
- 正確・迅速・丁寧な引受・保全・保険金等支払態勢と高品質なコンタクトサービスを会社の強みとして推進
- 「生保かんたんモード」(ペーパーレス申込手続き)推進等による業務の高度化とお客さま満足度の向上
- FinTech、ビッグデータ等のICT活用の推進

商品戦略

- 多様なお客さまニーズに対応した競争力のある商品を迅速に開発・提供する
- お客さまニーズをとらえた保障性商品を主軸に、環境変化に応じた迅速かつ適切な商品の開発・提供
- 収益力と競争力を兼ね備えた第一分野・第三分野商品の開発・提供と商品収益管理の強化
- 生存保障および職域等損保マーケットに最適な商品の開発・提供等
- システム統合リスク管理態勢の強化による損保社第三分野長期保有契約の確実な当社移転
- 効果的・効率的な広報戦略推進による幅広い情報提供と企業ブランド・商品ブランドの確立・浸透

○オペレーション改善

営業事務集中化・本社事務効率化への着手

○システム開発力強化

商品開発力強化、オペレーション改善等の早期化を支える基盤の強化

成長・収益力向上

○商品開発力強化

商品開発期間の短縮など商品開発態勢の強化

○損保系生保の強みを徹底追求

営業支援機能の強化、生損一体運営等によるトップラインの効率的拡大

経営基盤・収益拡大戦略

- ERM経営※2の高度化・経営基盤の強化による企業価値の持続的拡大を図る
 - 国際会計基準導入等の変化に対応する経営管理態勢の強化およびリスク管理の高度化
 - 収支分析の高度化による経営の安定性・健全性の向上および財務基盤の強化
 - 負債の金利リスク特性を踏まえた資産運用とリスク対比での運用収益の向上
 - 費差改善取組の強化と成長・収益力向上取組への重点的資源投入
 - システム基盤・開発力強化、コンプライアンス推進態勢・事業継続態勢(BCP)の一層の強化
- (※2保有するリスクの特性を踏まえ「リスク」「リターン」「資本」のバランスのとれたコントロールを通じて、「健全性の確保」「成長の持続」を図る経営)

販売・チャネル戦略

- 国内収入保険料No.1損保グループの中核生保会社として損保系生保成長力No.1を目指す
- 生損一体運営によるクロスセルチャネルの一層の強化と新たな代理店対応態勢の構築
- 金融機関代理店・広域大型代理店深耕、直販社員提携推進等を通じた拡販とチャネル多角化の推進
- 代理店新設・稼働、低出力代理店見極め、高出力代理店多数輩出による代理店基盤の強化
- 企業・職域を含むグループ顧客基盤に対する第一分野・第三分野商品両軸の開拓・深耕
- 社員・募集人に対する教育・研修の強化、生保販売への「使命感」「高いコンサルティング能力」の追求
- グループ会社とのシナジーの一層の強化

人財育成・企業文化創造

○会社の成長を支え、自らも成長する

- 「教育と研修のMSA生命※3」確立に向けたMSA生命アカデミーによる営業力強化、エキスパート制度の定着等教育・研修態勢の一層の充実
- 社員の積極的なチャレンジを支援し、人財イノベーションを推進する人事制度の確立と運営の充実
- 多様な人財の強みを活かすマネジメントの実践と女性社員の一層の活躍を支援する環境づくり

人財育成に最大の価値観を置き、チャレンジする人財が集まる企業文化を実現する

- ショクバリュー・クリエイト※4による社員一人ひとりの動きが、生産性の向上と中長期的な付加価値の拡大
 - 生命保険会社としての使命を果たし、一層の信頼を集めるCSRの推進と企業ブランドの確立・浸透
- (※3「MSA生命」は、「三井(M)住友(S)海上あいおい(A)生命」の社内呼称)
(※4一人ひとりの仕事の付加価値(職バリュー)を高め、新しい職場の付加価値(職場バリュー)を創造していく取組み)

三井住友海上あいおい生命 行動憲章

当社は、MS&ADインシュアランス グループの「行動指針」の具体的活動を示すものとして「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」を定め、役員・社員は常にこれを念頭において業務を遂行しています。

わたしたちは、保険事業の社会性・公共性を原点として、

- お客さまに安心と満足をお届けすることを使命とし、
- 公平、公正で倫理的に正しい行動を最優先し、
- 常に十分なコミュニケーションを心掛けて、適切かつ積極的に広く情報の開示を行い、社会の誰からも信頼され、全ての社員が誇りに思える会社を目指します。

わたしたちは、企業の社会的責任として、次の七つの責任を果たします。

お客さまへの責任

「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します。

- ① 一人ひとりが会社の代表であるとの自覚を持ち、お客さまに感謝の念をもって、誠実・親切に接します。
公正かつ透明な競争を行い、全てのお客さまに公平に接します。
- ② お客さまニーズの正しい把握と最適な商品・サービスの提供に努めます。
保険契約の内容や重要事項について、正確で分かりやすい説明を行います。
また、関連情報を含む正確で有益な情報提供に努めます。
- ③ 保険金・給付金の請求の申出・相談を受けたときは、全ての関係者への配慮を忘れることなく、適正、迅速かつ丁寧な対応を行います。
- ④ 業務上入手したお客さま情報は、許された目的、用途以外には使用しません。
お客さま情報の取扱いには細心の注意を払い、外部に漏洩しないよう厳正な管理に努めます。
- ⑤ お客さまからの意見・要望・苦情等あらゆる声を謙虚に受け止め、業務の改善等に反映させます。
万一、お客さまにご迷惑がかかる事態が発生したときは、真摯かつ迅速に対応して早期解決を図ると共に、そこから得られた経験を再発防止に活用します。

株主への責任

企業価値の向上と適正な利益還元を通じて、株主の期待に応えます。

- ① 透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、経営資源の効率的な活用、適切なリスク管理、業務の効率化を通じて、持続的な成長と収益力の向上を目指します。
- ② インサイダー取引(重要な未公開情報を知りながら株券等の取引を行うこと)の疑いのある行為には一切関与しません。

代理店への責任

「重要なビジネスパートナー」である代理店と協力してお互いの繁栄を目指します。

- ① コンプライアンスの徹底、説明責任の適切な履行とお客さま情報の管理に細心の注意を払いつつ、「お客さまの安心と満足」の絶えまない向上に向けて、協力して取り組みます。
- ② 円滑なコミュニケーションを保ち、一緒に考え、行動します。
- ③ 公正かつ健全な関係を維持し、お互いの自立と共存共栄を目指します。

取引先(委託先、購入先等)への責任

取引先(委託先、購入先等)との健全な関係を保ち、共に社会的責任を果たします。

- ① 取引先(委託先、購入先等)に対しては、常に誠意をもって対応します。
- ② 取引上の地位を利用して不公正な取引を求めることは行いません。
- ③ 取引先(委託先、購入先等)が社会的責任を果たすよう協力・支援すると共に、それに向けた相手の努力を評価します。

社員への責任

会社を支える社員が、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現します。

- ① 社員の人権、個性、チャレンジ精神を尊重し、

公平、公正な人事を行います。

社員一人ひとりの能力発揮を重視し、自己成長を実現する企業風土を醸成します。

- ② 自由に意見が言える風通しの良い職場、安全、清潔で業務上災害のない職場を提供します。
社員と家族のゆとりある生活の実現に向けて取り組みます。
- ③ 差別、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの発生防止に努めます。
万一、問題が発生したときは、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた措置を講じます。

地域社会への責任

地域社会との良好な関係を築き、その一員として相互発展を目指します。

- ① それぞれの地域の文化、慣習、歴史を尊重します。
相互理解の促進によって友好関係を築き、各地域の発展に貢献します。
- ② 各種ボランティア活動やその他の社会貢献活動を積極的に推進します。
- ③ 学術研究、教育、文化芸術、スポーツ振興等の活動を継続的に支援します。

環境への責任

未来に向けて、地球環境の保全と改善に取り組みます。

- ① 地球環境問題解決に寄与する商品・サービスの開発・提供に努めます。
- ② 省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル活動を推進し、事業活動に伴う環境負荷の軽減に努めます。
- ③ MS&ADインシュアランス グループ環境基本方針に沿って、継続的な取組みを推進します。

わたしたちの行動

わたしたちは、次のとおり行動します。

【行動の基本】

持続的な発展のためには、公平、公正な事業運営が不可欠であることを認識し、あらゆる局面において、倫理的に正しい行為を優先します。
人種、国籍、性別、年齢、職業、地位、信条、障害の有無等による差別は行いません。
情報開示を大切にして、前記七つの責任を果たし、社会から信頼される関係づくりに努めます。

【日常活動において心がけること】

自らの良心に恥ずべき行為は行いません。

相手が満足しない場合には、まず自分に問題がないかを考えます。

目標に日付を入れ、スピーディーに行動します。
ゆとり創造に向けて、自分の時間を管理し、相手の時間への配慮も忘れません。

改革、革新を求める姿勢を大切にし、新たな課題に挑戦します。

良いところを学ぶ気風を大切にし、次の世代を担う社員を大事に育てます。

【コミュニケーションの重視】

笑顔を忘れず、心のこもった挨拶、応対を行います。

簡潔、明快で分かりやすい言葉・文章を使用します。

会社方針を全員で理解し、情報を共有します。

マイナス情報は優先的に報告します。

チームワークを大切にし、会社や部門の目標達成に向けて全員参加で取り組みます。

【コンプライアンスの徹底】

関連する全ての法令、ルールを遵守します。

法令、ルールに違反する行為、非倫理的な行為を見つけたときは、勇気をもって指摘し、協力して、そのような行為を是正します。

会社の利益を害する取引や個人的な利益を目的とした取引は行いません。

反社会的勢力・団体には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。

【迷ったときの判断基準】

自分の取るべき行動について迷ったときは、次の基準に照らして判断します。

法令、ルールに違反していないか。

非倫理的ではないか。

十分な情報に基づき、相当の注意を払った上での判断か。

全ての関係者の立場を十分考慮した上での判断か。

家族に、友人に、胸を張って説明できるか。

MS&ADインシュアランス グループの信頼・ブランドを損なわないか。

MS&ADインシュアランス グループの持続的な発展への障害とならないか。

情報開示方針

当社では、対外的な情報開示の方針を定めた「情報開示方針（ディスクロージャー・ポリシー）」を策定しています。内容は、以下のとおりです。

ディスクロージャー・ポリシー

三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っていきます。

1. 情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行っていきます。

2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示していきます。
＜情報開示に関する主な項目＞
経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取り組み

3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行っていきます。

反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当社は、反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応しています。全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

なお、当社は2012年度から生命保険約款に暴力団排除条項を導入しました。万一、保険契約上の関係者（契約者・被保険者・受取人）が反社会的勢力であることが判明した場合は、暴力団排除条項に基づき保険契約を解除いたします。

三井住友海上あいおい生命 反社会的勢力に対する方針（2011年10月制定）

1. 三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。
また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

以 上

利益相反取引の管理について

当社は、保険業法等に基づき、「利益相反管理方針」を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を管理し、適切な業務運営を行ってまいります。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランス グループの金融機関（以下「当社等」といいます。）が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 対象取引およびその類型

(1) 対象取引
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」（以下「対象取引」といいます。）とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 対象取引の類型
当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。

- ① お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
- ② お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法やその他の方法を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- ① 対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ③ 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
- ④ 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

以 上

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。
また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびMS&ADインシュアランス グループの以下の金融機関です。

- 当社の親金融機関等^{（注）}
MS&ADインシュアランス グループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う者をいいます。ただし、当社を除きます。

* 当社には、保険業法第100条の2の2第3項に定める子金融機関等に該当する者はありません。

（注）当社以外に該当する会社は次のとおりです。

- 三井住友海上火災保険株式会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- au損害保険株式会社
- 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社の子金融機関等に該当する会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の子金融機関等に該当する会社
- 保険持株会社直資の関連事業会社

親金融機関等および子金融機関等については、保険業法第100条の2の2第2項および第3項ならびに金融商品取引法第36条第4項および第5項をご参照願います。

7. 情報管理体制

当社は、文書管理規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書等その他の会社情報を適切に保存および管理します。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

8. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
- ① 当社は、監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設け専任の職員を置きます。
 - ② 取締役は、監査役会事務局の独立性に配慮し、監査役会事務局の組織変更、上記職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、上記職員の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行います。
- (2) 監査役への報告に関する体制
- ① 取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告します。

- ② 取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報状況その他監査役に報告を行う事項について遅滞なく監査役に報告します。
 - ③ 当社の役職員は、経営上重大な不正・違法・反倫理的行為について、持株会社および当社の監査役に直接内部通報することができるものとします。
 - ④ 当社は、①～③の報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行いません。
- (3) その他
- ① 当社は、監査役が、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できます。
 - ② 取締役会長、取締役社長および代表取締役は、監査役会と定期的に、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
 - ③ 内部監査部門は、監査役から求められたときは、監査役の監査に対し協力します。
 - ④ 当社は、監査役からその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払いまたは償還の請求等を受けた場合には、同条に従い手続きを行います。

以上

コンプライアンス(法令等遵守)の体制

保険事業(生命保険・損害保険)は、その公共性・社会性から高い倫理観、遵法意識が求められています。当社は、事業活動のあらゆる場でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立してまいります。

当社では、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理する組織としてコンプライアンス部を設置しています。コンプライアンス部は、コンプライアンスに関する情報の収集・分析および改善のための施策を立案し、本社各部と連携してコンプライアンスの推進・徹底に取り組んでいます。また、全国5ヵ所に、コンプライアンス部に所属する地域コンプライアンスグループを設置し、地域におけるコンプライアンスの推進・徹底、コンプライアンスに関する相談業務等を行っています。なお、コンプライアンス部の業務運営状況については、取締役会の課題別委員会であるコンプライアンス委員会へ定期的に報告を行っています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、取締役会の課題別委員会として、コンプライアンスの推進および徹底を図るため、コンプライアンスに関する重要事項の協議・調整を行う機関です。

主に以下に関する経営的な重要事項をコンプライアンス委員会における付議事項としています。

- コンプライアンス態勢の整備、推進に係る事項
- 不祥事件に係る事項
- 資金洗浄・租税回避の防止に関する施策の企画・運営に関する事項
- 反社会的勢力対応に係る事項
- 利益相反・グループ内取引に係る事項
- 情報管理に係る事項

委員会における協議内容・結果は委員長(コンプライアンス部担当役員)が取りまとめ、必要に応じて取締役会および経営会議等に報告・提案することとしています。

また、委員長は委員会の協議を踏まえ、必要に応じて業務運営の適切性等に係る改善の方向性や指示事項等を決定し、他の関係役員への意見具申または担当部門への指示等を行うこととしています。

ERM経営推進の取組み

当社は、MS&ADインシュアランスグループの中期経営計画の基本戦略であるERM経営を推進*するため、ERMの経営への活用に向けた協議・検証機関として「ERM委員会」を設置し、ERM態勢の強化を図っています。

*MS&ADインシュアランスグループのERM経営の概要については13ページ「ERM経営の推進」をご参照ください。

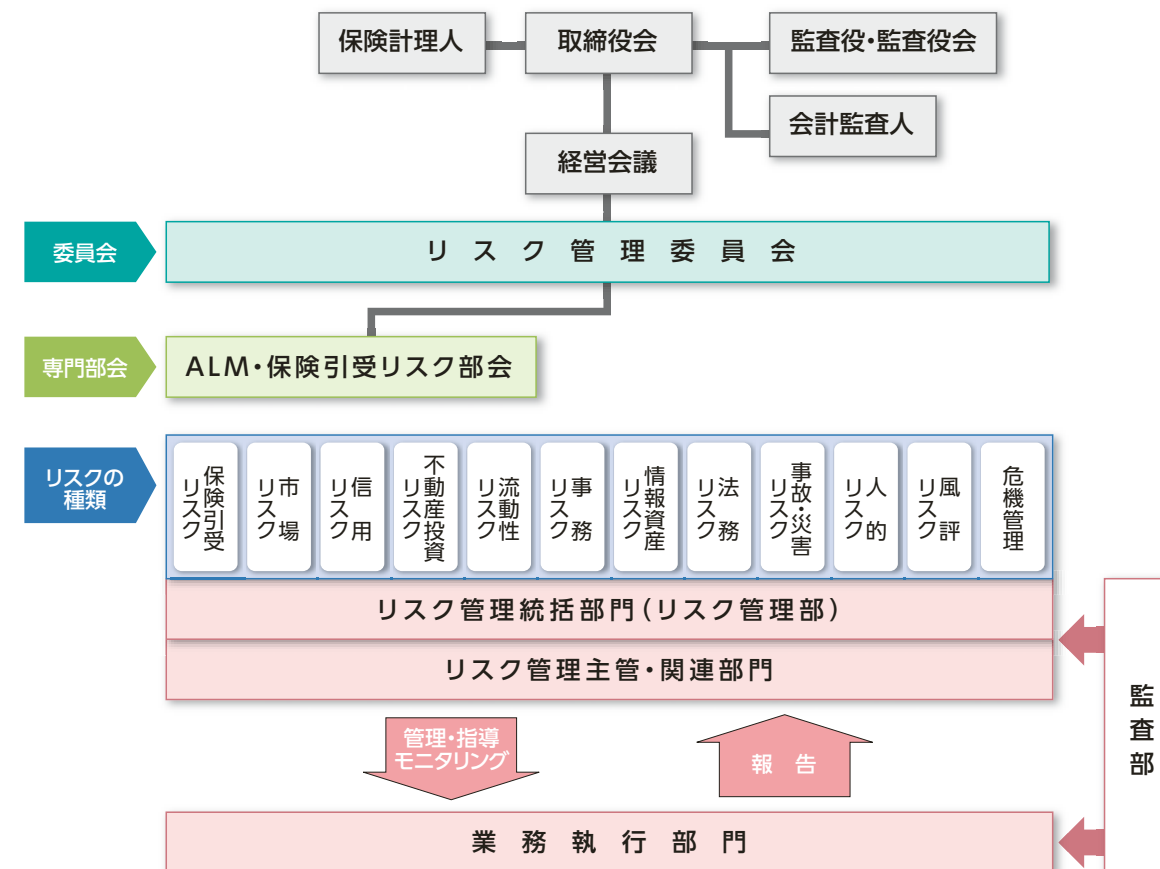
ERM委員会は、以下の協議・検証を行います。

1. リスク選好に係る事項
2. リスクリミット管理に係る事項
3. 経営数値目標・収支計画・経営重要指標に係る事項
4. ERM 態勢の整備・強化に係る事項
5. リスク管理手法の高度化および活用方法に係る事項

リスク管理の取組み

社会・経済の複雑化によって、事業環境は次々と変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。このような中で経営ビジョンの実現に向け当社が抱えるさまざまなリスクについて、自己資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上の実現に資することを目的に、当社はリスク管理を経営の最重要課題として取り組んでいます。

【リスク管理体制図】



◇リスクの内容	
●保険引受リスク	保険料設定時に予測できなかった事情により、保険料計算の基礎として設定した計算基礎率(予定死亡率、予定利率等)について、実際との差異が生じることなどにより損失を被るリスク
●市場リスク	金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク
●信用リスク	主に貸付金や債券について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク、および、同一先への与信集中リスク
●不動産投資リスク	賃貸料の変動等により不動産に係る収益が減少するリスク、および、不動産市況の変化等により不動産価格自体が減少し、損失を被るリスク
●流動性リスク	新契約の減少、解約返戻金支出の増加、巨大災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(市場流動性リスク)
●事務リスク	役職員等が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
●情報資産リスク	情報の毀損、改ざん、漏えい等により損失を被るリスク(情報漏えいリスク)、および、コンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスク(システムリスク)
●法務リスク	企業経営において発生する損害賠償や債務不履行等の民事責任、刑事責任、および、行政責任を負うリスク
●事故・災害リスク	自然災害や事故、犯罪によって、役職員の生命・身体や会社資産に損失を被る、あるいは、第三者に対する賠償責任を負うリスク
●人的リスク	人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシュアルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスク
●風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスク

〈ストレステストの実施について〉

市場リスクや保険引受リスク(死亡率リスク、予定利率リスク)等は、そのリスクが実際に発生した場合、会社に大きな影響を与える可能性があります。このため、当社では、大幅な市場金利の変動や死亡率の悪化といった通常の予測を超える範囲のリスクを想定し、その影響度を分析するテストである「ストレステスト(感応度テスト)」を定期的に実施しています。テスト結果は、リスク管理委員会等に報告され、資産特性・負債特性の分析・把握等に役立てられています。

リスク管理体制

事業運営において生じる各種リスクについては、リスク特性に応じ管理主管部門等による一次管理、リスク管理委員会等における組織横断的管理、取締役会による経営レベルでの管理を行う体制をとっています。あわせて、より実効性の高い内部管理と外部監査の枠組みを構築し、適切なリスク管理体制の整備を進めています。

(1) 取締役会

取締役会は、リスク管理態勢全般の監視・監督を行っています。このため、業務執行上の経営的重要事項に関する協議および関係部門の意見の相互調整を図ることを目的とした会社機関である課題別委員会の一つとして「リスク管理委員会」を設置し、統合的なリスク管理の推進・徹底を図っています。また、リスク管理統括部門(リスク管理部)を設け、客観的にリスクおよびリスク管理の状況を監視させています。

(2) リスク管理委員会

リスク管理委員会は、以下の協議・調整を行います。

- リスクおよびリスク管理の状況のモニタリング
- 統合リスク管理にかかる重要事項
- 収益管理にかかる重要事項
- 情報開示統制の有効性評価と実効性向上への対応、情報開示の適正性の検証
- その他の重要事項

また、リスク管理委員会は、以下の専門部会を設置し、実務的な協議および関係部の意見の相互調整を図っています。

〈ALM・保険引受リスク部会〉

資産・負債の総合管理(ALM)や保険引受リスクに関する重要事項について関係部門間の協議を行い、安定した運用収益と採算性の確保に向けて、必要事項の方向付けを行っています。

(3) 役割・行動

リスク管理の推進を図るため、役職員の役割・行動を以下のように定めています。

〈取締役および執行役員〉

リスク管理重視の企業風土の醸成と全役職員のリスク管理意識・能力の向上およびリスクの的確な把握と適切な管理のための体制構築に最大の価値観をもって取り組み、必要に応じてリスク管理推進に関する改善の提案を行う。

〈執行役員〉

リスク管理方針に沿って業務を執行し、リスク管理に関する改善の提案を行う。

〈本社部長〉

所管業務についてリスク管理プロセスを実行するとともに、リスク管理態勢の見直し、関係部長との連携・調整を任務とし、これらの事項について他の部長に対して必要な指示を行う。

〈本社部長以外の部長〉

本社部長の指示および諸規定、マニュアル等を遵守して、所管業務に組み込まれたリスク管理を実行する。

〈社員〉

諸規定、マニュアル等および部長の指示を遵守してリスクの発現を防ぐとともに、リスクの変化や新たなリスクを認識したときは、その状況について適切に部長または本社各部に報告する。

〈再保険に関するリスク管理体制について〉

○再保険方針

取締役会は、保有するリスクの規模・集中度を適切に管理するため、再保険方針を定めています。再保険方針は、会社経営への影響度、リスク移転の必要性、コスト効果等を総合的に勘案して定められています。

○再保険カバーの入手方法

財務状況を勘案の上で再保険会社を選定し、さらに提供されるカバーの規模、範囲、コスト等を総合的に勘案し、出再保険会社を決定しています。なお、再保険会社の財務状況の確認は、格付機関の評価に基づいています。

監査体制

社内・社外の監査

当社では、監査役、内部監査部門および監査法人による監査がそれぞれの立場から行われています。監査役と内部監査部門とが連携し、監査の実効性を一層向上させることに努めています。

〈社内の監査〉

- 監査役による監査(業務監査・会計監査)
- 内部監査部門による内部監査(下記「内部監査態勢」参照)

〈社外の監査〉

- 会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)による外部監査(会社法に基づく会計監査)
また、金融庁および財務省財務局による保険業法に基づく検査等を受けています。

内部監査態勢

〈内部監査の目的〉

当社では、MS&ADインシュアランス グループ共通の「MS&ADインシュアランス グループ内部監査基本方針」に基づいて内部監査態勢を整備しており、内部監査部門として他部門から独立した立場で内部監査を専門的に実施する監査部を設置しています。内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、改善に向けた提言を行うことを通じて、健全かつ適切な業務運営の確保、内部管理の改善および経営管理の高度化に資することを目的として実施します。

〈内部監査の対象〉

内部監査の対象は、当社のすべての業務および三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保への生保委託業務です。具体的には、当社の本社部門および営業部門ならびに業務委託先である三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の営業部門です。監査部は、これらの各部門のリスク状況を評価した上で、各年度の「内部監査計画」を策定し、取締役会の承認を得ています。

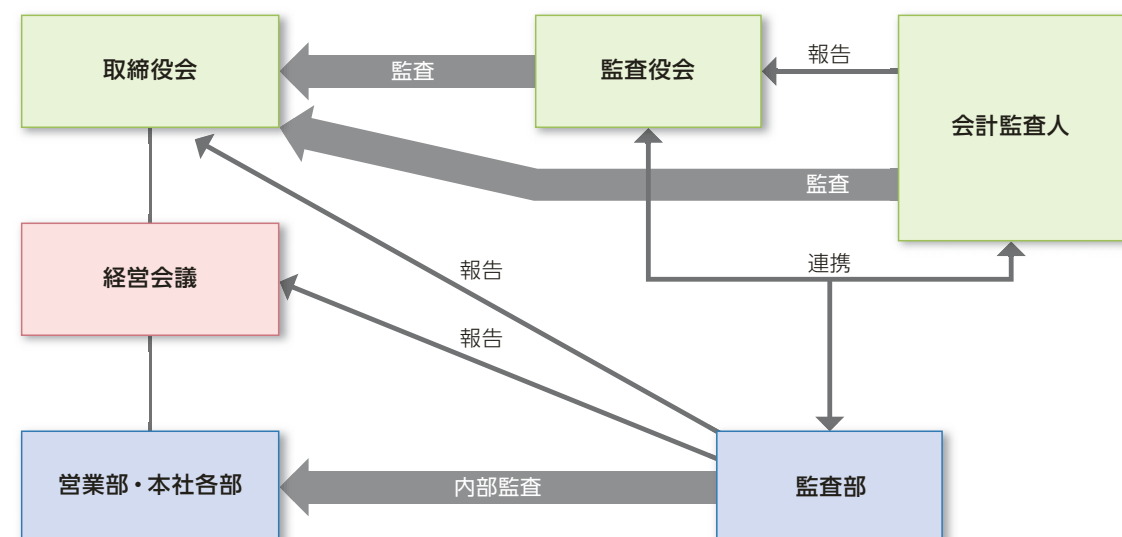
〈内部監査の実施〉

監査部は、内部監査に係る基本的な事項について、「内部監査規程」および「内部監査実施基準」に基づき、本社部門・営業部門等の各組織を対象とする定例的な内部監査や、特定の業務領域を対象として組織横断的に行う内部監査、さらに、資産自己査定および償却・引当結果や財務報告に係る内部統制手続きに関する内部監査を実施しています。これらの内部監査においては、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢を中心とした、各部門の内部管理態勢の適切性と有効性を検証しています。

〈内部監査結果〉

監査実施後、監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知して是正・改善を求め、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告等に基づきそれらの是正・改善状況を確認しています。さらに、内部監査結果を集約・分析し、本社所管部門に情報提供・改善提言を行うとともに、内部監査結果および改善状況等を定期的に取締役会に報告しています。

【監査体制・組織図】



個人情報の取り扱い

当社では、生命保険事業の性質上、契約内容や健康状態に関する情報をはじめお客さまに関するさまざまな情報を保有しています。

当社は、これら個人情報に対する取組方針を「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」として定め、当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp>)上に公表しています。以下に概要を掲載していますので、ご参照ください。

当社は、生命保険契約のお申し込みや保険金・給付金のご請求等に関して個人情報をご提供いただく際に個人情報の利用目的を明らかにし、お客さまのご理解を求めています。

「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」の概要

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、生命保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」、その他の関連法令・ガイドラインおよび一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。

また、金融庁および一般社団法人生命保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるように取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善します。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報については、下記9. をご覧ください。)を、次の目的および下記5. に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。

- ①生命保険契約の申し込みにかかわる引き受けの審査、引き受け、および履行
- ②保険金・給付金等のお支払
- ③保険契約の維持・管理
- ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求およびそれらのために引受保険会社等(海外にあるものを含みます。)に個人情報の提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含む)
- ⑤保険契約に付帯されるサービスの提供
- ⑥当社が取り扱う商品の案内または提供、代理、媒介、取次、管理、ならびに当社のサービスおよびMS&ADインシュアランス グループ各社の他の商品・サービスの案内、提供、管理

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- (1)当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(個人番号および特定個人情報については、下記9. をご覧ください。)を提供しません。
 - ①法令に基づく場合
 - ②当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先(海外にあるものを含みます。)に提供する場合
 - ③個人情報保護法第23条第2項に基づく手続(いわゆるオプト・アウト)を行って第三者に提供する場合

- ④グループ会社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記5. をご覧ください。)

- (2)当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項について確認・記録します。

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ(下記9. の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いを外部(海外にあるものを含みます。)に委託することがあります。

5. グループ会社との共同利用

- (1)MS&ADインシュアランス グループでは、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下、「持株会社」といいます。)がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で、次の条件のもと、個人データ(下記9. の個人番号および特定個人情報を除きます。)を共同利用することがあります。
- (2)当社およびグループ各社は、その取扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で、次の条件のもと、個人データ(下記9. の個人番号および特定個人情報を除きます。)を共同利用することがあります。
- (3)当社は、代理店(研修生、直販社員を含む)の委託・採用・管理・教育等のために、代理店の店主・募集人・研修生・直販社員等に関する個人データを共同して利用することがあります。

6. 情報交換制度等について

- (1)当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データ(被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を共同利用します。
- (2)当社は、生命保険募集人の受験・委託・登録・管理を適切に運営するため、一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で生命保険募集人にかかる個人データを共同利用します。

7. 信用情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関から提供を受けた情報であって個人であるご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

8. センシティブ情報のお取扱い

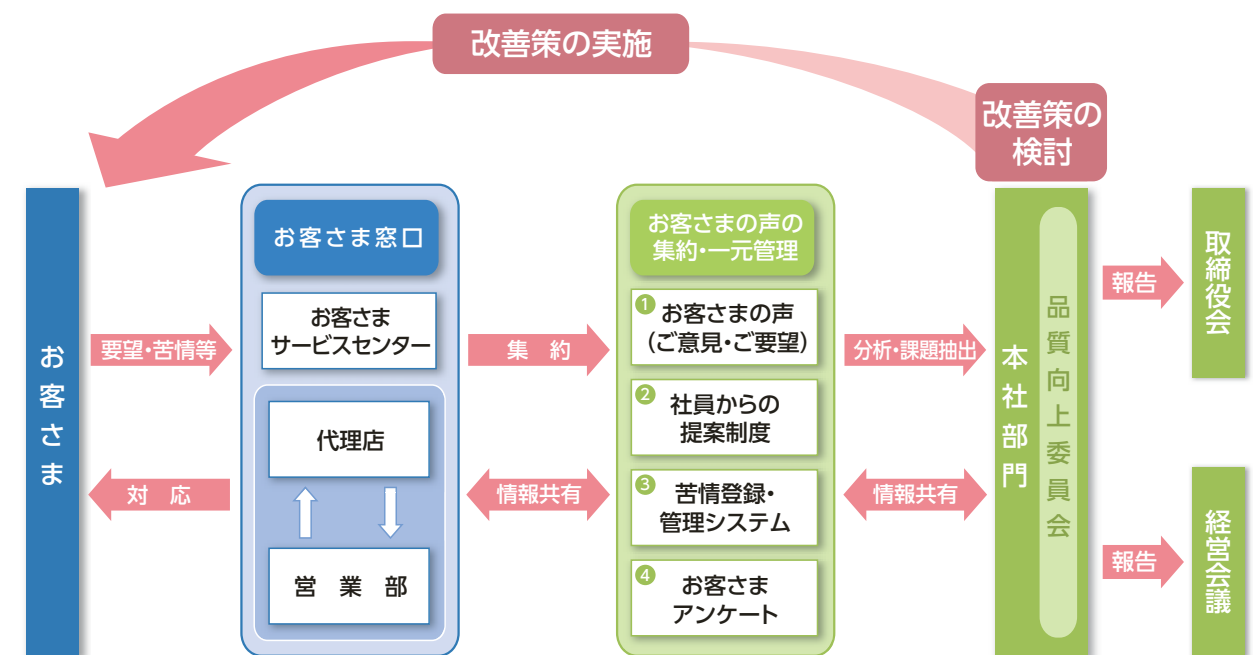
当社は、個人情報保護法第2条の3に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(センシティブ情報)を、業務の適切な運用の確保のために必要と認め

お客さま満足度向上に向けた取組み

当社は、お客さまに最高品質の商品とサービスを提供し続けるために、全社員がお客さまの声(ご意見・ご要望)を真摯に受け止め、商品・サービスの開発・改善に活かすさまざまな仕組みを整えています。

お客さまの声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み

お客さまサービスセンター、代理店、社員、お客さまアンケート等を通じて寄せられたお客さまの声は、それぞれの窓口や担当部門で集約します。集約したお客さまの声は、本社部門で分析・課題抽出し、改善策を検討しています。さらに、全社的な品質向上を推進するために、役員・本社部門の部長により構成される「品質向上委員会」を設置しています。同委員会では、本社部門の改善策の検討結果や全社的なお客さま満足度向上の取組状況について確認し、部門横断的・全社的な課題の検討や改善の指示を行い、継続的な品質向上の取組みを進めています。



(1) 「お客さまサービスセンター」でお受けするお客さまの声

「お客さまサービスセンター」では、お客さまから保険商品の内容や各種契約手続き等に関するお問い合わせ、資料請求等のご要望や業務全般に関する各種ご相談を、電話やホームページ等でお受けしています。お受けしたお客さまからのご意見は集約・分析し、お客さまにより良い商品・サービスをご提供できるよう本社部門が中心となり改善に取り組んでいます。

(2) 社員からの提案制度による改善取組み

当社社員が持つアイデアやノウハウを共有するために、社員提案制度を構築しています。同制度は、当社社員が自らのアイデアやお客さまや代理店からお受けした相談・提案を投稿し、本社部門が改善策を検討して回答する仕組みです。

2016年度 提案数:138件 うち、58件について改善済または改善予定。

られる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

9. 特定個人情報等のお取扱い

- (1)当社は、お客さまの個人番号および特定個人情報を、法令で限定的に明記された目的以外のために取得しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記5. の共同利用も行いません。
- (2)当社は、法令に基づき、お客さまの個人番号および特定個人情報を、限定された利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

10. 開示、訂正等のご請求

- (1)ご契約内容・保険金等支払に関するご照会
ご契約内容・保険金等支払に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、お答えいたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。
- (2)個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等個人情報保護法に基づく保有個人データ(上記9. の個人番号および特定個人情報を含みます。)に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

11. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取扱う個人データ(上記9. の個人番号および特定個人情報を含みます。)の漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

12. 匿名加工情報のお取扱い

当社は、匿名加工情報を作成・提供する場合には、法令で定める基準に従った対応を行います。

13. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報(上記9. の個人番号および特定個人情報を含みます。)および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

三井住友海上あいおい生命保険株式会社
お客さまサービスセンター
電話番号:0120-324-386
受付時間:月～金9:00～18:00 土9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除く。)

(3) 苦情登録・管理システムによる苦情の一元管理

当社は、苦情を「お客さまからの不満足の表明」と定義しています。発生した苦情を一元管理する苦情登録・管理システムを社内イントラネット上に構築し、不満足を感じられたお客さまに対して、迅速・丁寧に対応する仕組みを整えています。

また、苦情の発生原因を分析し、商品・サービスの開発・改善に取り組み、ご不満の未然防止に努めています。

2016年度 苦情件数:4,357件 苦情件数の内訳は、105ページをご参照ください。

(4) お客さまへの満足度アンケートの実施

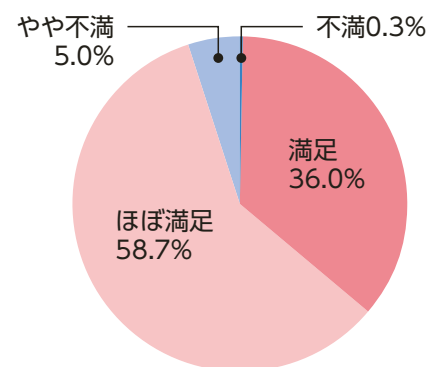
より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、さまざまなお客さまアンケートを実施しています。アンケート結果は、業務改善に役立てるため、社員・代理店にフィードバックして、お客さま対応に活かしています。

【お客さまアンケートの主な内容】

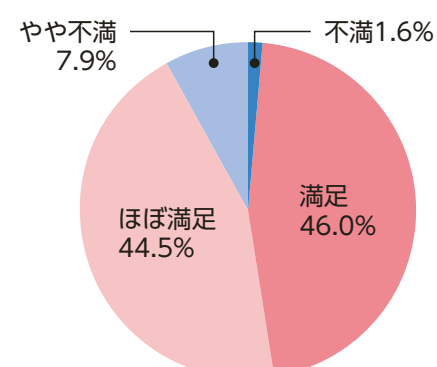
	実施方法	お伺いしている内容	ご回答数
ご契約者へのアンケート	専用のWebサイトでアンケートを実施し、年に一度お届けする「ご契約内容のお知らせ」にURLを掲載	商品・サービスや代理店・募集人の対応・サービス等ご契約全般の満足度・推奨度について	7,379件 送付数約191万件 2016年5月～11ヵ月間実施
お客さまサービスセンター利用者へのアンケート	お客さまサービスセンターから各種手続きのためにお送りする書類にアンケート用紙を同封	コミュニケーターの電話対応や書類記入方法のご案内の分かりやすさ、手続き完了までの期間・手続き全般の満足度について	6,296件 送付数12,880件 2016年8月～1ヵ月間実施
給付金お支払い手続きのアンケート	給付金をお支払いしたお客さまにお送りする「お手続き完了のお知らせ」にアンケート用紙を同封	手続きのご説明や書類の分かりやすさ、お支払いまでの期間、手続き全般の満足度について	2,097件 送付数10,000件 2016年12月～3ヵ月間実施

【ご契約者へのアンケート結果 抜粋】

当社の商品・サービスへの満足度



代理店・募集人の対応・サービスへの満足度



お客さまの声を活かした改善例

お客さまの声

商品の内容を丁寧に教えてもらえると、加入の検討がしやすい。

先進医療の治療を受けますが、治療費の支払いのために給付金を直接病院へ支払ってほしい。

改善例

当社ではお客さまサービスセンターの対応品質向上に取り組んでおり、新契約加入のためのお問い合わせについても、お客さまにわかりやすく説明するよう心掛けています。

こうした取組みが評価され、HDI-Japanが主催する「HDI格付けベンチマーク」において、「問合せ窓口(電話)」部門で最高評価の三つ星を獲得しました。

同部門以外にも既存のお客さまへの対応に関する「モニタリング(電話)」部門、ホームページのわかりやすさに関する「Webサポート」部門の、あわせて3部門で最高評価の三つ星を獲得しました。

〈「モニタリング(電話)」と「Webサポート」の2部門については2015年度から2年連続の獲得〉

〈評価のポイント〉

- 商品の魅力が良く伝わったので、加入を検討しようかと思った
- 前向きな姿勢で丁寧に詳しく説明してくれ、知識豊富なプロらしい対応だった

※詳細は68ページ「HDI格付けベンチマーク「問合せ窓口」「モニタリング」「Webサポート」の3部門において、最高評価の三つ星を獲得」をご参照ください。

(2016年10月)

先進医療の治療の中でも、特に技術料が高額な「陽子線治療」「重粒子線治療」において、当社から直接医療機関にお支払いするサービスを行っております。(2015年8月より実施)

お客さま利便性向上の観点から、2017年2月より日本国内で「陽子線治療」「重粒子線治療」を行うすべての医療機関において、より簡便な手続きでこのサービスをご利用いただけることとなりました。

※2017年2月現在、陽子線治療・重粒子線治療の実施医療機関は日本国内に16あります。今後追加・変更される可能性があります。

※先進医療給付金直接支払サービスの詳細は、73ページをご参照ください。

(2017年2月)

社員一人ひとりの品質向上取組み

当社では、お客さまに満足いただける品質、お客さまから求められる品質を実現するため、社員一人ひとりがお客さまの視点に立って業務の改善に向けたPDCAサイクルを実践しています。

すべての職場で、品質向上に関わるその職場での課題と解決策を話し合い、職場で解決できない課題は、社員提案制度を通じて提案し、所管部門が改善策を検討しています。

各職場でのこれらの取組みについて、年に一度、ノウハウ・情報交換会を開催し、社員の品質に対する意識向上と好取組み事例についての全社レベルでの共有を図っています。

苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言

当社は、2012年4月1日付で、国際規格「ISO10002」（品質マネジメントー顧客満足ー組織における苦情対応のための指針）に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築し、適切な運用を行っていることを宣言しました。

旧三井住友海上きらめき生命では、2007年7月より、同規格に関する適合宣言を行っていましたが、2011年10月、旧あいおい生命との合併後、三井住友海上あいおい生命として、苦情対応態勢の整備を進め、「ISO10002」への適合を宣言するに至りました。

今後も当社では、苦情対応態勢の一層の強化を図るとともに、苦情を含むお客さまの声を業務改善に活かし、お客さま満足度向上のための取組みを推進していきます。

「ISO10002」（苦情対応マネジメントシステム）の概要

- ISO10002は「苦情対応」に関する国際規格であり、苦情対応プロセスを適切に構築し、運用するためのガイドラインを示した規格です。「環境ISO14001」「品質ISO9001」などと同様、世界規模で取り組むべき問題のルール化を進める国際標準化機構（ISO）によって、2004年7月に制定されました。
- ISO10002は、マネジメントシステムの構築や運用について、当事者が自ら評価し、適合を宣言することのできる規格です。

お客さまの声対応方針

基本理念

三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。）は、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」とのMS&ADインシュアランス グループの経営理念およびMS&ADインシュアランス グループのお客さまの声対応基本方針に基づき、苦情等を含むお客さまの声対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さま満足度の向上に寄与するため、下記の行動指針に沿って取組みを推進していきます。

〈お客さまの定義〉

本方針におけるお客さまの定義は、「三井住友海上あいおい生命のあらゆる活動に関わるお客さま」をいい、個人・法人等を問いません。

〈お客さまの声の定義〉

本方針におけるお客さまの声の定義は、「お客さまから寄せられた全ての声（問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等）」とします。

このうち、苦情の定義は「お客さまからの不満足の表明」とします。

また、「苦情等」とは、お客さまの声のうち「問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争」を指します。

行動指針

〈基本姿勢〉

- 全役職員は、お客さまから寄せられた全てのお客さまの声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さまの立場を踏まえた解決を目指します。
- 全役職員は、お客さまの声は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するための重要な情報である」と認識し、積極的に収集分析すると同時に、苦情の発生件数の低減・品質の向上・お客さま満足度の向上に役立てます。

〈苦情等対応管理態勢〉

- 苦情等対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
- 苦情等対応に関する取組みおよび個別具体的な対応については、必要に応じ「苦情等対応マネジメントシステム基本規程」および「お客さまの声対応マニュアル」に詳細を規定します。

〈組織体制〉

- 苦情等対応に関する最高意思決定機関は取締役会とし、苦情等対応に関する業務執行の最高責任者を取締役社長とします。また、最高責任者を補佐し、苦情等対応管理部門を所管する役員を苦情等対応管理責任者として任命します。
- 取締役会での意思決定の合理性・適切性を確保するため、必要に応じ課題別に組織する社内委員会等で十分な審議を行います。
- 苦情等対応に関する方針の立案、情報の一元管理、関係する各部門への指導・指示、および取締役会・経営会議等・各部門に対し、苦情等に基づく改善提言などを行う苦情等対応管理部門を設置します。

〈取組方針・計画の立案と実践〉

- 経営計画および苦情等対応管理部門の部門計画において、苦情等対応に関する取組方針・計画を定め、同方針・計画にしたがって取組みを進めます。

〈周知徹底〉

- 全役職員に対して、迅速・適切・真摯な苦情等対応を可能とする教育・指導を行います。

〈情報共有・記録保存〉

- 取締役会、苦情等対応に関する最高責任者、苦情等対応管理責任者、苦情等対応管理部門、その他の関係部門・関係会議体は、苦情等対応に関する情報を適時適切に共有し、記録・保存します。
- 苦情等対応に関する情報の内、経営に重大な影響を与える事項については、苦情等対応管理部門が取締役会・経営会議等に速やかに報告します。

〈苦情等の分析と活用〉

- 取締役会・経営会議等は苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、関係部門に改善の指示を行います。
- 全部門が、苦情等対応に関する情報を収集分析し、苦情の発生件数の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

〈監査〉

- 内部監査部門は、苦情等対応に関する取組みについて定期的に監査を行います。監査結果を、被監査部門へ通知し、内部監査部門担当役員より最高責任者および取締役会に報告し、必要に応じて関係部門に意見具申します。

〈是正措置等の検討と実施〉

- 課題別に組織する社内委員会等は、苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、苦情等対応管理責任者より、取締役会に報告します。
- 苦情等対応管理態勢、個別具体的な苦情等対応、およびこれに関連する業務において不具合が発見された場合は、速やかに是正措置を講じます。

〈説明責任〉

- 苦情等の受付状況、主たる苦情等の概要、改善施策については、社内外に適時適切に開示し、説明責任を果たします。

本お客さまの声対応方針は、三井住友海上あいおい生命の全役職員に周知徹底するとともに、一般に開示します。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社
取締役社長 丹保 人重

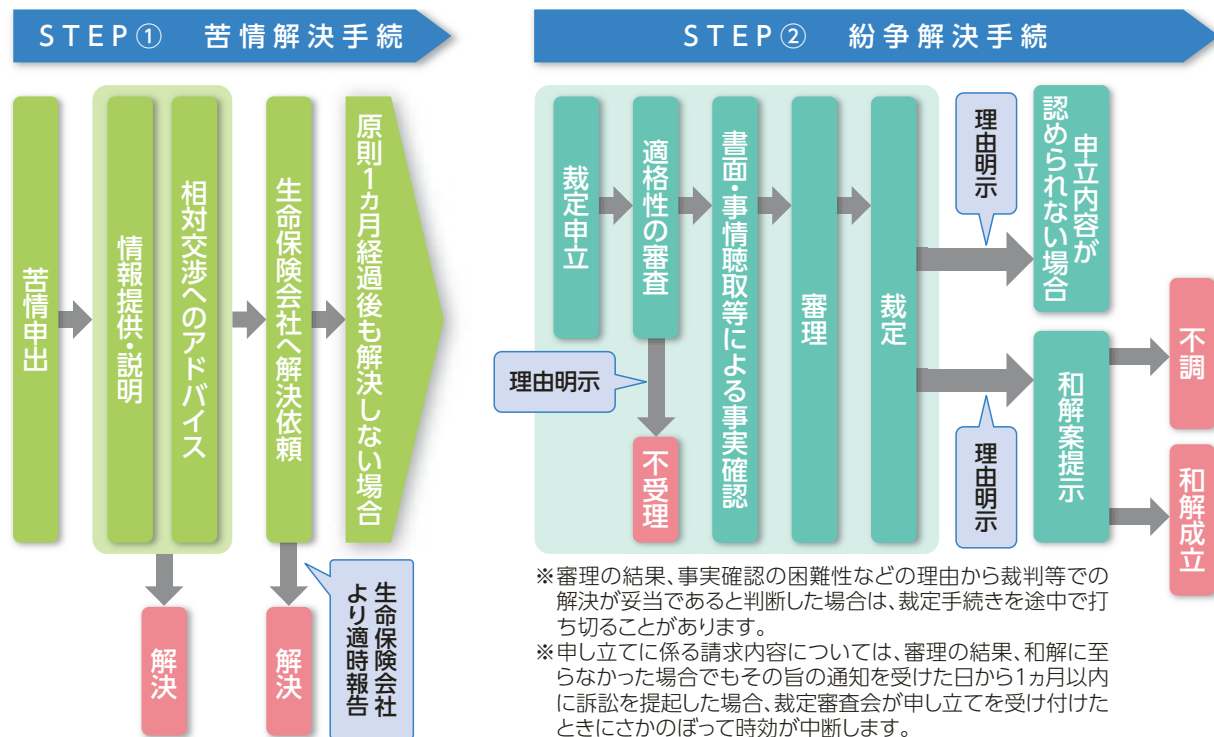
金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について

～ 生命保険相談所のご案内 ～

- 2010年10月1日より、金融分野の裁判外紛争解決制度として金融ADR制度が開始されました。本制度は、金融商品やサービスの苦情に対する確に対応する体制作りを通じて、利用者保護の充実を図ることを目的としています。
- 「一般社団法人生命保険協会」は保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」として指定を受けた紛争解決(ADR)機関となっており、生命保険協会「生命保険相談所」がその窓口となっています。当社は、生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しています。
 - (1)生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
 - (2)なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

【生命保険協会における苦情受付～裁定審査会までの流れ】

※詳細は生命保険協会ホームページをご参照ください。



ご利用にあたっては、所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

生命保険相談所

TEL:03-3286-2648

受付時間:9:00～17:00(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

より良い品質を目指す取組み

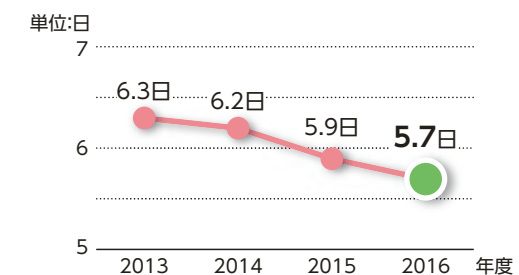
生命保険はカタチのない商品。だからこそ、お客さまに保険証券という「安心」をできるだけ早くお届けすることが大切だと考えています。また、保険金・給付金、解約返戻金のお支払いについても同様に考えています。

当社は、保険証券、保険金・給付金、解約返戻金をお届けする日数を「安心お届け日数」とし、お客さまに1日でも早く「安心」をお届けできるよう取り組んでいます。

安心お届け日数(新契約)

お客さまの申込日の翌日から契約が成立する日までの営業日数の平均値を「証券作成日数」と設定し、これを安心お届け日数(新契約)としています。

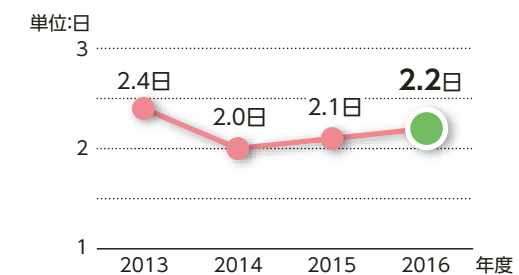
なお、「特別条件付契約」「承諾保留申込契約」「仮申込契約」を含みます。



安心お届け日数(保険金)

お客さまから保険金・給付金請求書類を会社・代理店が受け付けた日の翌日から着金日までの営業日数の平均値を「保険金・給付金支払所要日数」と設定し、これを安心お届け日数(保険金)としています。

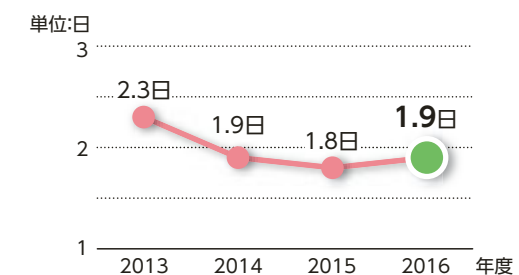
なお、請求書類に不備のあった案件や治療経緯等の確認が必要な案件は除いています。



安心お届け日数(保金)

お客さまから解約請求書類を会社・代理店が受け付けた日の翌日から着金日までの営業日数の平均値を「解約返戻金支払所要日数」と設定し、これを安心お届け日数(保金)としています。

なお、新たに保険を契約された際にこれまでの契約を同時期に解約された場合や、異例処理は除いています。



当社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、弊社の金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めておりますので、ご案内いたします。

勧誘方針

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

お客さまの立場に立った商品販売に努めます

- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

適正な業務運営に努めます

- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見、ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(※2)を除き、責任準備金等^(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません）。

- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。
ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

社員の健康づくり推進について

当社は、「社員が健康であることは社員自身のQOL (Quality of life) の向上のみならず、グループの経営理念ならびに当社の目指す姿の実現に欠かせない要素」と考え、当社「健康づくり宣言」のもと、担当役員を責任者とする推進体制・重点取組みを明確にし、社員一人ひとりの心身の健康づくりを推進しています。

〈重点取組み〉

(1) 職場環境整備

衛生委員会において健康障害の防止や健康の保持増進に関する事項を調査・審議する他、労働災害発生防止の観点から、職場巡視・リスクアセスメントを実施し、必要な職場環境整備を行う。

(2) 健康診断の受診と事後措置

定期健康診断受診率100%を維持し、受診結果に基づく社員自らの健康管理を支援する。また特定保健指導を健康保険組合と共同実施し、社員の生活習慣改善を支援する。

(3) メンタルヘルス対策

ストレスを感じやすい環境変化者(新入社員・部門間異動者)への面談を柱とするHappy Project (メンタルヘルス総合対策)の継続、研修・セミナーやストレスチェックなどの実施によりセルフケア・ラインケアを推進する。また健康管理推進室と社員相談室に相談窓口を設け、メンタルヘルス相談やメンタル不調による休務者の復職支援を実施する。

(4) 長時間勤務社員の健康管理

勤務時間が一定基準を超えている社員への問診調査または産業医面接を実施し、長時間勤務による健康障害の発生を防止する。

商品トピックス

「&LIFE 新総合収入保障」「&LIFE 新収入保障」発売
新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）無配当

2017年4月2日より、個人向け商品ブランド「&LIFE」シリーズの新商品「&LIFE 新総合収入保障」「&LIFE 新収入保障」を発売しました。

近年、責任の重い世帯主への保障として、万一のときだけでなく、病気やケガによって就労不能状態や要介護状態となった場合の「働けなくなるリスク」への関心が高まっています。また、共働き世帯の増加や女性の社会進出の進展といった環境やライフスタイルの変化を背景に、女性や若年層においても十分な保障を準備する必要性が増しています。

このような状況を踏まえ、本商品では就労不能・介護といった「働けなくなるリスク」について保障範囲・内容をさらに拡充するとともに、お客さまニーズに合ったより柔軟な保障設計を可能としました。



《主な特徴》

主契約

●お客さまのニーズに合わせて保険契約の型をお選びいただけます。

	保険契約の型	死亡・高度障害	障害・介護	就労不能
&LIFE 新収入保障	I型	○	－	－
&LIFE 新総合収入保障	II型	○	○	－
	III型	○	○	○

●死亡されたとき、約款所定の高度障害状態になられたとき、収入保障年金、高度障害年金をお受け取りいただけます。

●病気やケガで働けなくなったとき、下記の年金をお受け取りいただけます。
「公的制度に連動した基準」または「当社基準」に該当されたときに年金をお受け取りいただける、わかりやすく幅広い保障範囲を実現しました (&LIFE 新総合収入保障のみ)。

年金の種類	公的制度連動	当社基準
生活障害年金 [Ⅱ・Ⅲ型共通]	国民年金法にもとづき、障害等級1級に認定されたとき	約款所定の特定障害状態になられたとき
生活介護年金 [Ⅱ・Ⅲ型共通]	公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態と認定されたとき	約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき
特定就労不能障害年金 [Ⅲ型のみ]	約款所定の病気により、国民年金法にもとづき、障害等級2級に認定されたとき (精神障害等を除く)	約款所定の病気により、約款所定の特定就労不能障害状態になられたとき

特約

新保険料払込免除特約

もしものとき、保険料のお払込みが不要になります

●新保険料払込免除特約を付加することにより、「悪性新生物(ガン) (注)」と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患により入院されたとき、以後の保険料のお払い込みが不要となり保障はそのまま継続します。

(注) 上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。

健康優良割引 (区分料率適用特約)

健康状態や喫煙歴等により保険料がお安くなります

●被保険者の健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴に応じて保険料を割引く「健康優良割引」を付加することができます。

お客さまに医療情報をお伝えする活動

当社は、最先端の医療を含めた医療技術や予防方法などの情報提供・啓発活動に積極的に取り組んでいます。

日々進化する医療について「わかりやすくお伝えすること」「正しく知ること」。

そのお手伝いをすることが生命保険会社の社会的使命の一つだと考えています。

最新・最先端の医療をお伝えする活動

オープンセミナーの開催

健康・医療をテーマとしたオープンセミナーとして「粒子線治療セミナー」「ガン経験者によるセミナー」を全国各地で開催し、多くのお客さまに聴講をいただいています。健康と医療、備えの大切さについて、お客さまの理解を深めていただくことに努めています。

冊子「先進医療を知るガイドブック」

先進医療技術に関する基礎知識および代表的な先進医療技術について、図表データやカラー写真などを用いてわかりやすく解説しています。

代理店・社員を通じてお客さまに無償配布しています。



〈ガイドブック〉

WEBサイトによる情報発信

からだケアナビ

<http://www.karadacare-navi.com>

「知っておきたい病気・医療」「健康マメ知識」「食で健康」「健康ライフ」の4つのカテゴリーについて、身近な健康情報を閲覧できる情報発信型WEBサイトです。

「すぐに役立つ、ためになる!」情報をお届けしています。



先進医療.net（先進医療ドットネット）

<http://www.senshiniryo.net/>

先進医療や最新の医学情報を閲覧できる情報発信型の専用WEBサイトです。先進医療を実施している医療機関の詳細レポートや先進医療に関するコラムにより、最先端の医療に関する情報をお届けしています。



先進医療ナビ

http://www.msa-life.co.jp/senshin_navi/

先進医療の基礎知識、先進医療に該当する技術および療養内容、その実施医療機関を調べることができる情報検索型の専用WEBサイトです。

平易な表現を用いた解説や、豊富な検索方法など、閲覧される方の目的や用途に応じて、わかりやすくご紹介しています。



脳卒中に関する啓発活動(脳卒中プロジェクト)

「日本脳卒中協会セミナー」の開催

公益社団法人日本脳卒中協会と共同事業契約を結び、全国各地で脳卒中の専門医を講師とする「日本脳卒中協会セミナー」を開催しています。

脳卒中では治療後の後遺症に悩む方が多くいます。また、要介護状態の最大の原因です。多くの皆さまに脳卒中の「予防」と「備え」への理解を深めていただくことに努めています。



受講者数
累計15,400名
(2017年3月末現在)

「脳卒中週間(5/25～31)」での取り組み

公益社団法人日本脳卒中協会が定める「脳卒中週間」では、生保課支社での『脳卒中セミナー』開催等により、脳卒中の症状や予防・治療などについて正しい知識の普及・啓発に努めています。

脳卒中発症予測シミュレーション

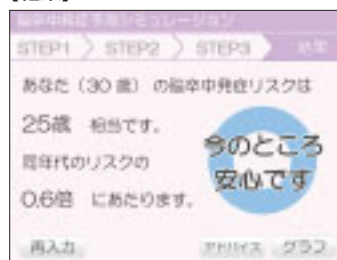
<http://www.senshiniryo.net/>

年齢や身長・体重・最大血圧を入力するだけで、簡単に脳卒中の発症リスクを調べることができます。

監修:秋田県立脳血管研究センター



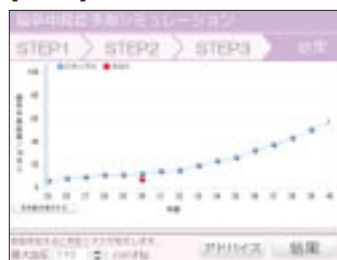
【結果】



【アドバイス】



【グラフ】



ご契約時のご案内



お客さまの多様なニーズに合った保険商品をご案内するために、取扱商品についてまとめた「保険種類のご案内」を作成しています。

個々の保険商品については、各種の商品パンフレットや商品チラシ、保険設計書をご用意しています。
また、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載した「契約概要」を必ずご説明のうえお渡しして、お客さまに重要事項についてご理解いただけるよう努めています。



ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載した「注意喚起情報」を、ご契約についての大切な事項や必要な保険の知識等を記載した「ご契約のしおり・約款」とともに、必ずご説明のうえお渡しして、お客さまに重要事項についてご理解いただけるよう努めています。

お客さまのニーズ・ご意向に合った適切な保険商品をご提供するため、「意向確認書」を作成・交付しています。お申込みいただく内容について、お客さまが最終的に確認する機会を確保するために、お申込みいただく前に、保障の目的、保険種類、保険金額、保険期間、保険料等について、ご意向に沿っているか確認させていただくものです。



お客さま

当社・代理店

MS&Aディンシユアランス
グループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

重要なことをわかりやすくお伝えする取組み

お客さまの利便性向上への取組みの一環として、重要なことをわかりやすくご案内し、十分にご理解いただくために、お客さま向け説明資料や帳票の改善を図っています。

(1) CD-ROM約款

当社は、全商品の「ご契約のしおり・約款」※1を1枚のCD-ROMに収容した「CD-ROM約款」の交付※2を行っています。「CD-ROM約款」では、お客さまにとっての利用品質を重視し、高い利便性とより一層のわかりやすさを追求しています。情報の検索性を向上させて、知りたい事項に無理なく到達しやすくすることでお客さまの負担を軽減し、全体の概要がわかりやすいデザインとしています。

※1：団体保険を除きます。「ご契約のしおり・約款」は、ご契約内容や商品の特徴と仕組み、諸手続き等お客さまに知っていただきたい重要事項を記載しているお客さま向け説明資料です。

※2：お客さまのご希望により「CD-ROM約款」「冊子版」のいずれかを選択いただくことが可能です。



(2) 生命保険告知書

お客さまに「安心と満足」をお届けするためには、ご契約のお申込みにあたって、お客さまにもれなく告知いただくことがとても重要です。じっくりと告知書を読み、記入いただくことで告知もれを防ぐことができるように、告知書はお客さまに正しく、もれなく、少ない負担で記入できるデザインとしています。

この告知書の「伝わりやすさ」が高く評価され、2013年6月には、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会※1が主催する「UCDAアワード※2 生命保険 告知書部門」において、最優秀賞である「UCDAアワード2013」(情報の伝わりやすさ賞)を受賞しています。

2016年5月には「伝わりやすさ」に加え、「見やすさ、わかりやすさ、書きやすさ」をより追求した告知書に改定し、UCDAの認証を更新しています。



※1：一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会(UCDA)は、情報コミュニケーションにおけるデザインの「見やすさ、わかりやすさ、伝わりやすさ」の研究、普及・啓発活動を行っており、「わかりやすさ」の基準を策定し、コミュニケーションツールおよびコミュニケーションプロセスの審査・認証をしています。

※2：「UCDAアワード」は企業が提供する情報を産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して「第三者」が客観的に評価したものです。

お申し込みのペーパーレス手続き「生保かんたんモード」

当社では、2012年度より「募集プロセス改革」と題し、IT技術の進歩や商慣行等を踏まえたお客さまの利便性向上やさらなる業務品質の向上に資する生命保険のお申し込み手続きの改革に取り組んでまいりましたが、2013年4月導入の「初回保険料後払制度」に続き、2015年5月よりお申し込みのペーパーレス(電子化)手続き「生保かんたんモード」の取り扱いを行っています。

これらにより、お客さまは端末でのお申し込み手続きのみでご契約の成立までの到達が可能となり、さらに生命保険のご提案時に必要な商品パンフレット等各種の紙媒体の電子化を行うことで、端末を通じさまざまな情報の取得や照会も可能となるなど、ご提案からお手続きまでの大幅な利便性や簡便性の向上を図っています。

お申し込みのペーパーレス手続き「生保かんたんモード」の概要

- 対象契約 個人契約(診査等が必要な契約は一部書面でのお手続きとなります)
- 利用環境 WindowsPC・タブレットおよびiPad、Androidタブレット(GALAXYTab等)
- 特徴
 - ① ペーパーレス(電子化)による適切・的確・簡便な手続きの実現
 - ・申込手続きの手順を標準化することで募集人の手順説明を均質化
 - ・入力項目のチェック機能により記入漏れ等の不備発生を撲滅
 - ・最大5契約まで電子自署一括でお申し込みが可能
 - ・口座振替扱のお申し込み手続きは金融機関による口座確認までインターネット端末上で完結
 - ② 正確で簡便な告知の実現
 - ・正確な病名や薬剤名、医療機関名をお忘れになった場合でも専用の検索機能によるサポートを実現
 - ・告知いただいた傷病に対し必要となる情報を質問形式で表示し告知不十分となることを防止
 - ③ わかりやすく識別性の高いサイト設計
 - ・文字拡大機能や音声ガイダンス機能によるサポート機能の設置
 - ・ユニバーサルデザインに準拠したシンプルなマニュアルレスの操作画面の構築
- その他 ペーパーレス(電子化)による手続きのため、従前の書面での手続きと比較して紛失や盗難がないうえ、お申し込みのデータは強固なセキュリティにより保護しているため情報漏えいリスクを大幅に低減化



商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)

お客さまが、生命保険の内容や制度についてご存じないために、不利益を被るような条項は、不利益条項(デメリット情報)と呼ばれています。お客さまがご理解されていなかったことによる不利益を生じさせないためにも、ご契約時に「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などにより、契約上の重要事項を説明したうえでお渡しし、周知徹底を図っています。主なものとしては、以下のとおりです。

(1) 告知義務および告知義務違反などによる解除

契約者および被保険者には、健康状態や職業など、重要なことがらについてありのままをお知らせいただくことになっています。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約を解除することがあります。

また、保険金の請求における詐欺など、生命保険制度の健全性を揺るがすような重大事由に該当した場合も、当社はご契約を解除することがあります。

(2) 保険金等をお支払いできない場合について

「ご契約から一定期間内における被保険者の自殺」や、「受取人等の故意または重大な過失による支払事由の発生」など、お支払い事由に該当しても保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

(3) ご契約の失効

払込猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付(お立替え)が行われなときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などのお支払いができなくなります。

① 保険料の払込猶予期間

保険料は払込期月中にお支払いいただきます。なお、払込期月中にお支払いがない場合でも、次のとおり払込猶予期間があります。

〈保険料の払込猶予期間〉

- 月払契約
…払込期月の翌月初日から末日までです。
- 年払・半年払契約
…払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日までです。契約日の応当日がない場合は、その月の末日までです。
ただし、契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。

(注1) 積立利率変動型終身・積立利率変動型終身(低解約返戻金型)、団体保険の払込猶予期間は、年払・半年払契約についても、払込期月の翌月初日から末日までです。

(注2) 「応当日」とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことで、特に、月単位・半年単位の契約日の応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。

〈例〉2017年4月5日に契約された場合
契約日の応当日=保険期間中の毎年4月5日

② ご契約の復活

万一、保険料のお支払いがなく契約の効力がなくなっても(失効)、各保険種類に応じた所定の期間内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

※この場合、無選択タイプの契約を除き、健康状態等について改めて告知していただきます(ご契約によっては診査も必要です)。また、その際に失効期間中にお支払いいただけなかった保険料等を当社所定の期日までにお支払いいただきます。ただし、健康状態等によってはご契約の復活ができない場合があります。なお、ご契約を解約された場合はご契約の復活はできません。

(4) 現金がご入用になったとき

現金がご入用のときは、解約返戻金の一定の範囲内で、必要な資金をお貸しする契約者貸付制度をご利用いただけます。

※保険種類等によっては、お取り扱いできない場合があります。
※当社所定の利率で利息をいただきます。

(5) 保険料のお支払いが困難になったとき

保険料のお支払いが困難になられたときでも、ご契約を有効に続けられる方法があります。

このようなとき	このような方法で	
一時的に保険料のお支払いができないとき	保険料の自動振替貸付制度(お立替え)	●ご契約後ある程度年数が経ち、解約返戻金があるご契約について、保険料お支払いの猶予期間が過ぎても保険料のお支払いがない場合に、当社が保険料を自動的にお立替えする制度です。(制度の概要) ●貸付金額…解約返戻金の一定の範囲内です。 ●利息…当社所定の利率により複利で計算します。 ●返済方法…全額返済のほか、分割返済もお取り扱いします。 ●精算…保険金や解約返戻金のお支払時などには、自動振替貸付の元利金を差引精算します。
途中から保険料のお支払いを中止し、ご契約を有効に続けたいとき	払済保険への変更	●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、払済保険に変更します。保険金額は小さくなりますが、保険期間はそのままです。 ◇各種特約は消滅します。 ◇変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。
	延長保険への変更	●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更します。 ●死亡・高度障害保険金額は、原則、変更前の主契約と同額です。 ●変更時の解約返戻金の額により、新たに保険期間を定めます。 ◇各種特約は消滅します。
保険料のお支払額を少なくされたいとき	保険金額、入院給付金日額等の減額	●当社所定の範囲内で保障額を減額することにより、保険料のお支払額を少なくし、ご契約を継続していただくことができます。 ◇主契約または定期保険特約などの保険金額を減額されますと、各種特約の保険金額・入院給付金日額なども減額されることがあります。 ◇減額後の保険金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。

※保険種類・契約内容・保険料の払込方法によっては、上記のお取り扱いができない場合があります。

(6) 解約返戻金

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のように、そのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約された際に払い戻されます。

そのため、特に契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

また、解約返戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。解約返戻金がまったくない場合もあります。

なお、団体保険につきましては、解約返戻金はありません。

(7) クーリング・オフ制度

「注意喚起情報を受け取られた日」または「申込書受領日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みを撤回することができます。この場合にはお支払いいただいた金額をお返しします。ただし、以下の場合には、このお取り扱いができません。

- 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加等)のとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき

商品ラインアップ

(2017年7月1日現在)

(1) 主な販売商品

当社では、万一の際の死亡保障や超高齢社会に対応した一生涯保障など、お客さまのニーズにお応えできる商品を取り揃えています。この中から、万一の際の死亡保障に関しては、「積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)」 「定期保険」 「新収入保障」 「新総合収入保障」などの商品を中心に、お客さまのニーズに合わせて必要な保障をご提案しています。病気やケガによる医療保障に関しては、「新医療保険^{エース}Aプラス」 「新ガン保険 α 」で保障を確保いただくことが可能です。

また、お客さまのライフプランをより充実させるために、「養老保険」やお子さま向けの「こども保険」、老後の生活資金準備に適した「個人年金保険」などの貯蓄性商品もご提供しています。

法人向けには、万一の際の死亡保障だけでなく、従業員や取引先に対しても事業をとどこおりなく継続させ発展させていくとともに、経営者自身の退職金資金の備えともなるよう、「100歳満了定期保険」 「通増定期保険」等をラインアップとして揃え、多様なニーズに対応しています。

(2) 商品ブランド「&LIFE」を展開

当社では、商品ブランド「&LIFE」を展開しています。「&LIFE」は、個人向け主力商品を対象とした商品ブランドです。『人生で出会うたくさんの「もしも=IF」を大きな「安堵」で守る』そんな頼りがいのある保険をご提案します。

対象商品		
新医療保険 ^{エース} Aプラス※1	積立利率変動型終身保険 (低解約返戻金型)	特定疾病保障終身保険
新総合収入保障※2	無解約返戻金型通増定期保険	こども保険
新収入保障	新ガン保険 α	個人年金保険

※1 「&LIFE 新医療保険Aプラス」は「低・無解約返戻金選択型医療保険 無配当」の販売名称です。

※2 「&LIFE 新収入保障」、「&LIFE 新総合収入保障」は「新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型) 無配当」の販売名称です。



＜ブランドメッセージ＞
人生のさまざまな「もしも=IF」を「安堵」にかえる、そんな頼りがいのある保険
名前は、『&LIFE (アンドライフ)』。
いつでもお客さまのそばにいて全力でささえていく。
『&LIFE』は、お客さまと大切なご家族の毎日を、輝く未来につなぐ生命保険のブランドです。

お客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、万一の際の死亡保障や超高齢社会に対応した一生涯の保障、病気やケガによる医療保障、働けなくなることによる収入保障、老後の生活資金準備やライフプランをより充実させるための商品など、多様な商品をラインアップしています。

キャラクター

「&LIFE (アンドライフ)」のキャラクターには、幅広い世代に知られる「あらいぐまラスカル」と人気女優の桐谷美玲さんを起用し、親しみやすさやお客さま認知度の向上を目指しています。



(3) 個人向け商品

【主契約】

商品名	特 徴
●&LIFE 積立利率変動型終身保険 (低解約返戻金型)	 一生涯保障という終身保険の特徴はそのままに、市場金利の動向に応じて保険金額や解約返戻金の額を増加させる仕組みを備えています。なお、「&LIFE 積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)」は、保険料払込期間中の解約返戻金を、解約返戻金の水準を低く設定しない場合の70%とし、保険料を低廉にしたものです。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。
●定期保険	 死亡・高度障害保障に的を絞った合理的な保険ですので、一定期間の大きな保障を低廉な保険料で得られ、保険期間満了時の健康状態にかかわらず、最長80歳までご契約を更新することができます。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。
●無解約返戻金型定期保険	 前記の定期保険と保障内容は同一ですが、保険期間中の解約返戻金をなくすことにより、保険料をさらに低廉にしたものです。個人のお客さま・法人のお客さまを問わず、できるだけ少ないご負担で大きな保障をご希望される場合に適しています。
●&LIFE 新収入保障	 死亡または高度障害状態になられたときに、ご契約いただいた額の年金(収入保障年金または高度障害年金)を保険期間満了時まで毎月お支払いします。なお、「新保険料払込免除特約」を付加することにより、悪性新生物(ガン)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、以後の保険料のお払い込みが不要となります。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。
●&LIFE 新総合収入保障	 死亡・高度障害状態だけでなく、保険契約の型に応じて、就労不能・障害・介護の状態になられたときにも保険期間満了時まで年金を毎月お支払いするため、世帯の収入が途絶・減少するリスクに対して幅広い保障を得ることができます。なお、「新保険料払込免除特約」を付加することにより、悪性新生物(ガン)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、以後の保険料のお払い込みが不要となります。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。

商品名	特 徴
●&LIFE 逓減定期保険	 保険金額が期間の経過に応じて減少していく仕組みを持つ定期保険で、必要保障額の推移に合わせた合理的な保障が得られます。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割引きます。
●逓増定期保険	 保険金額が約款所定の割合で最高5倍まで増える仕組みを持つ定期保険で、お子さまの誕生など将来扶養家族が増えたり、収入が増加していく場合に備えることができます。
●&LIFE 特定疾病保障終身保険 ●&LIFE 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 ●特定疾病保障定期保険	  悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中になられたとき、入院の有無にかかわらず保険金(特定疾病保険金)をお支払いします。保険金は治療費としてご活用いただくことはもちろん、自宅療養中の費用やご家族の生活費などにご利用いただくこともできます。また、死亡・高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
●養老保険 ●5年ごと利差配当付養老保険	 万一のときの保障を確保しながら財産形成ができますので、老後の生活資金やお子さまの教育資金・結婚資金づくりに役立ちます。また、一時的にお金が必要になったときは、キャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度をご利用いただけます。
●&LIFE こども保険	 お子さまの教育資金をご準備いただけるよう、進学時期に合わせて約款所定の祝金を受け取ることができます。また、こども医療特約を付加することにより、お子さまの入院・手術・ケガによる通院を保障することができます。 なお、ご契約者の方が死亡・高度障害状態になられたときに養育年金が受け取れる「I型」と、養育年金の保障がない「II型」の2つのタイプからお選びいただけます。
●&LIFE 新医療保険A ^{エース} プラス	 日帰りの入院から保障し、さらには手術や放射線治療、集中治療室管理を受けた場合も保障するなど、病気やケガに対して総合的に備えられる保険です。 また、特約を付加することにより、三大疾病による入院時の一時金、女性特有の病気による入院・手術、先進医療の治療費、ガンの診断時の一時金やガンの治療のための通院、要介護状態該当時の年金・一時金に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。
●&LIFE 新ガン保険α	 ガンで入院されたときに給付金をお支払いします。 また、特約を付加することにより、ガンの診断時の一時金、入院後の退院時の保障、先進医療の治療費、死亡または高度障害状態に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。
●&LIFE 個人年金保険	 老後の生活資金を計画的に確保することができます。なお、個人年金保険料税制適格特約を付加されますと、お払い込みの保険料について個人年金保険料控除を受けることができます。

【主な特約】

特約名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
災害割増特約	不慮の事故または約款所定の感染症による死亡・高度障害状態の際の保障を増やしたい方へ
新傷害特約	不慮の事故もしくは約款所定の感染症による死亡、および不慮の事故による身体障害状態の際の保障を増やしたい方へ
終身介護保障特約(無解約返戻金型)	要介護状態等に対する年金や一時金の保障をご希望の方へ
リビング・ニーズ特約	余命6ヵ月以内と判断されるときに、ご契約の死亡保険金の全額または一部を生前に受け取りたい方へ
新保険料払込免除特約	悪性新生物(ガン)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたときに以後の保険料のお払い込みを不要としたい方へ
保険料払込免除特約	特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)、約款所定の特定障害状態や要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを不要としたい方へ
代理請求特約	被保険者の方が保険金・給付金や保険料の払込免除をご請求できない場合に、その代理人がご請求できるようにしておきたい方へ

	特約名
&LIFE こども保険用の特約	こども医療特約
&LIFE 新医療保険A ^{エース} プラス用の特約	入院時手術給付特約(無解約返戻金型)、先進医療特約(無解約返戻金型)、三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型)、女性疾病給付特約(無解約返戻金型)、ガン診断給付特約(無解約返戻金型)、ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)、終身介護保障特約(無解約返戻金型)、新保険料払込免除特約
&LIFE 新ガン保険α用の特約	ガン診断給付特約α、在宅療養給付特約α、ガン先進医療特約α、ガン死亡保障特約α、ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)

(4) 団体向け商品

商品名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
総合福祉団体定期保険 無配当総合福祉団体定期保険	従業員が万一のときの福利厚生制度(弔慰金・死亡退職金等)の円滑な運営をお考えの企業へ
団体定期保険	従業員が万一のときの、自助努力による死亡保障制度をお考えの企業へ
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者が死亡されたとき、その債務の補てんをお考えの企業へ
医療保障保険(団体型)	公的医療保険制度補完の仕組みをお考えの企業へ

サービスピックアップ

HDI格付けベンチマーク「問合せ窓口」「モニタリング」「Webサポート」の3部門において、最高評価の三つ星を獲得

当社はHDI-Japanが主催する2016年度 HDI格付けベンチマークにおいて、「問合せ窓口(電話)」「モニタリング(電話)」「Webサポート」の3部門で最高評価の三つ星を獲得いたしました。

当社お客さまサービスセンターの丁寧で親切な電話対応や、お客さま視点で作られたオフィシャルホームページのわかりやすさが評価されたものです。



当社の格付けと評価内容

部門	格付け	評価内容
問合せ窓口 (電話)	★★★	● 初回の問合せで解決でき、担当者の信頼できる対応に満足できた ● 商品の魅力が良く伝わったので、乗換を検討しようと思った ● 前向きな姿勢で丁寧に詳しく説明してくれ、知識豊富なプロらしい対応だった
モニタリング (電話)	★★★	● スキルが高く、顧客の問合せに分かりやすく簡潔に答えている ● それぞれの顧客に合わせた対応がきちんとできている ● 積極的に困っていることに入り込み、プラスで情報提供できている
Webサポート	★★★	● 商品ごとに情報がまとまっているので迷うことなく見つけることができる ● 全体的にとてもしっかりしており、見つけやすい ● Webの記載場所をたずねると、センターですぐに的確に案内してくれた

「HDI格付けベンチマーク」について

本格付けは、HDIの定める国際基準に基づいて設定された評価基準に沿って、審査員が顧客視点で電話対応とオフィシャルホームページを評価し、それぞれについて「三つ星」～「星なし」の4段階で格付けするものです。

評価項目は、クオリティ〈品質〉(コミュニケーション、対応スキルなど)、パフォーマンス〈実績〉(平均応答速度、電話放棄呼率など)、Webサポート(使いやすさ、解決度、センター連携など)となっており、各項目ごとに4点満点で評価されます。

● 良い: 4点 / ● 問題ない: 3点 / ● 改善の余地あり: 2点 / ● 悪い: 1点

問合せ窓口の評価はクオリティ〈品質〉、パフォーマンス〈実績〉がそれぞれ3.5点以上で三つ星となります。

3.5点以上	★★★
2.5点以上	★★
1.5点以上	★
1.5点未満	星なし

シニア専用ダイヤルの開設

お客さまサービスセンターではお客さま対応品質の高さを活かし、2016年1月から70歳以上のお客さまを対象とした『シニア専用ダイヤル』(0120-789-658)を開設いたしました。

ご契約後のサービス・情報提供

ご契約期間中のご案内・情報提供

「ご契約内容のお知らせ」

毎年1回、すべてのご契約者さま宛に、ご加入いただいているご契約内容や各種お手続きの方法、会社情報等についてのご案内をお届けしています。

ご契約内容のご確認や保障の見直しにお役立ていただくほか、同封の変更届にて住所変更のお手続きも承っています。

その他の各種ご案内

その他にも、当社では下記のようなご案内をお送りすることで、ご契約者さまへの情報提供を行っています。

保険料のお払込みについて	● 保険料お払込みについてのご案内 ● 口座振替不能のお知らせ ● 生命保険料お立替えのお知らせ	● 保険料払込期間満了のお知らせ ● ご契約失効のお知らせ
その他	● 自動更新のお知らせ ● 積立利率と増加保険金額のお知らせ	● 契約者貸付金残高のお知らせ ● 満期に関するお知らせ

「お客さまWebサービス」での各種照会・お手続き

当社ホームページ上にある個人のお客さま専用のサービス提供サイト「お客さまWebサービス」をご利用いただくことで、ご契約内容の照会、住所変更手続き、保険金・給付金請求のお申出等の各種照会・お手続きをインターネット経由で行うことができます。

<http://www.msa-life.co.jp>

お客さまWebサービスでご利用いただけるサービス

- ご契約内容の照会
- 受取人変更のお申出
- 住所変更手続き
- 保険料控除証明書の再発行手続き

※ご利用にあたっては、別途お客さまWebサービスにご登録(無料)いただく必要があります。当社ホームページ内にあるお客さまWebサービスサイトにてお手続きください。

ご契約内容に関する手続きについて

(1) お電話

当社の「お客さまサービスセンター」では、ご契約者さまから、ご契約内容に関する手続きやお問い合わせを承っています。また、ご契約内容変更等の手続き書類を当社からご契約者さまへ直接発送する「ダイレクトサービス」を実施することにより、迅速で丁寧なサービスをご提供しています。

〈お手続き・お問い合わせ窓口〉

お客さま専用電話(無料) **0120-324-386**
 シニア専用ダイヤル(70歳以上のお客さま) **0120-789-658**

受付時間: 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
 (日・祝日・年末年始を除きます)
 ※お問い合わせは契約者ご本人(保険金・給付金請求の場合はお受取人)からお願いします。

〈お手続き・お問い合わせの例〉

■入院したので給付金を請求したい ■住所を変更したい ■保険料の振替口座を変更したい
 ■契約者貸付を受けたい ■契約の名義を変更したい ■控除証明書を紛失したので再発行してほしい

(2) インターネット

「お客さまWebサービス」にご登録がないお客さまでも、当社ホームページから以下のお手続きが可能です。

■保険金・給付金請求のお申出 ■改姓のお申出 ■保険料振替口座変更のお申出
 ■保険証券再発行のお申出 ■各種お問い合わせ
 ■保険料控除証明書の再発行手続き(10～3月の期間は24時間受付)

当社に関する情報提供

(1) ディスクロージャー資料(本冊子)

「保険業法第111条」に基づき、決算報告、事業内容、活動状況を記載するディスクロージャー誌を毎年1回発行しています。全国の営業拠点および主要な代理店に備え置くとともに、ホームページにも掲載しています。

(2) ホームページ

当社ホームページでは、当社に関するさまざまな情報を公開しています。
<http://www.msa-life.co.jp>



(3) 会社案内

当社の会社概要を簡潔にまとめた冊子です。



ご契約者さま専用 電話相談サービス「満点生活応援団」

当社では、保険契約にご加入いただいているお客さまとその同居のご家族の皆さまへ、健康・医療、暮らし、介護に関するお悩みについての電話相談サービス「満点生活応援団」をご提供しています。

保険金・給付金等のお支払いだけでなく、お客さまのお悩み解決のサポート、情報提供を通して、少しでもお客さまの生活を応援したいと考えています。



カテゴリ	概要	サービスメニュー
健康・医療	●健康や医療に関するご相談に看護師等、専門の資格を持った相談員がお応えします。さらに状況に応じて専門医への電話相談、症状に見合った医師への紹介状(相談情報提供書)の発行等のサービスをご提供します。 ●乳ガン・子宮ガン検診をはじめとした、女性のための人間ドック・PET検診施設をご紹介・予約手配します。	●看護師相談 ●三大疾病専門相談 ●女性専門医の情報提供 ●おくすり相談 ●メディカルオピニオンサービス(看護師・専門医との3者間通話) ●医療機関総合情報提供 ●紹介状発行サービス ●人間ドック紹介 ●脳ドック紹介 ●PET検診紹介 ●ヘルスチェックサービス ●女性のための検診施設紹介・相談サービス ●メンタルヘルス相談
暮らし	●育児や妊娠中の悩み、子育てに関するご相談にお応えします。 ●弁護士、税理士、ファイナンシャル・プランナー、社会保険労務士など専門家が日常生活上のお悩みにお応えします。	●育児・子育て相談 ●暮らしの情報提供 ●パソコン・デジタル家電相談 ●税務相談 ●ペット相談 ●暮らしのトラブル相談 ●年金・資産運用相談 ●社会保険労務士相談
介護	●公的介護保険制度のしくみや介護方法等のご相談にお応えします。また、介護サービス事業者等の介護関連情報もご提供します。	●介護相談 ●介護・福祉総合情報提供

※サービスの内容、時間等は2017年4月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合があります。
 ※サービスは提携会社を通じて行います。

家族Eye(親族連絡先制度)

ご高齢のお客さまへのサービスを拡充するため、2016年12月より「家族Eye(親族連絡先制度)」を開始しました。この制度は、ご契約者のご親族を緊急時の連絡先として、事前にご登録いただく任意の制度です。

概要

- ご契約者と連絡が取れないなどの緊急時に、ご登録いただいた親族の方へ連絡し、保険契約に関する重要な事項をより確実にご案内します。
- ご契約者に代わり、ご登録いただいた親族の方が契約内容に関するお問い合わせを行うことができます。

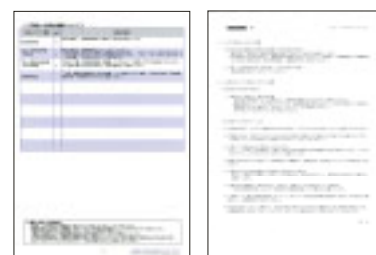


ご請求時・お支払い時のご案内

保障内容や保険金等のご請求手続きを理解いただくために、お客さまへのご案内の充実を図っています。

(1) ご請求時のご案内

お客さまからのご請求のご連絡は、お客さまサービスセンターの保険金・給付金専門スタッフがお電話で承り、ご請求からお支払いまでの流れや、お支払いできる可能性のある保険金・給付金をご説明します。
また、請求手続きに必要な書類をお客さまのご契約内容とご請求内容に応じて作成し、返信用封筒を同封してお客さまに直接お送りしています。



〈ご請求に必要な書類について〉

また、その際には「保険金・給付金のご請求について」を同封し、お手続きの流れや、保険金・給付金をお支払いする場合・できない場合の具体例をご案内しています。
ご高齢のお客さまには、文字を大きくして簡単にまとめた「お手続きかんたんガイド」も同封しています。



〈保険金・給付金のご請求について〉

その後ご請求のないお客さまには、ご連絡を受けてから1ヵ月後に「ご請求サポートコール」*1でお電話によるご請求の確認を行っています。その後も定期的にお電話やお手紙による確認を行っています。



〈お手続きかんたんガイド〉

2014年10月には、当社の請求書類の「わかりやすさ」が高く評価され、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会*2が主催する「UCDA アワード*3生命保険・医療保険分野」において「情報のわかりやすさ賞」を受賞しています。

- *1: 保険金等の請求を申し出られながら請求書を提出いただけていないお客さまへ、ご請求手続きのお勧めと手続き方法に関するご説明を行います。
- *2: 一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会。企業・団体と生活者の間で行われる情報コミュニケーションの伝達効率を高める研究を行い、双方の利益に貢献することを目指す法人で、「わかりやすさ」を認証する唯一の第三者機関。
- *3: 「UCDA アワード」は企業・団体が生活者に発信するさまざまな情報媒体を、産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して「第三者」が客観的に評価し、優れたコミュニケーションデザインを表彰するものです。

(2) ホームページでの請求書類のご提供

当社ホームページでも保険金・給付金請求書類をお取り寄せいただけます。日曜・夜間等のお客さまサービスセンターの受付時間外でもお申し出が可能です。



〈ホームページでの請求書類お取り寄せ〉

(3) お支払い時のご案内

お支払い時には「お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」を郵送します。また、「お支払クイックコール」*でお電話によるご案内も行っています。
保険金・給付金のお支払い手続きの中で、他の保険金・給付金をお支払いできる可能性がある場合には、「お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」に請求手続きのご案内をしています。
その後ご請求のないお客さまには、定期的にお手紙による確認を行っています。

*保険金等の請求書を提出されたお客さまへ、提出書類に不備がある場合における解消に向けた迅速なご連絡や手続き完了のご連絡を行います。



〈お手続き完了(お支払明細)のお知らせ〉

先進医療給付金直接支払サービス

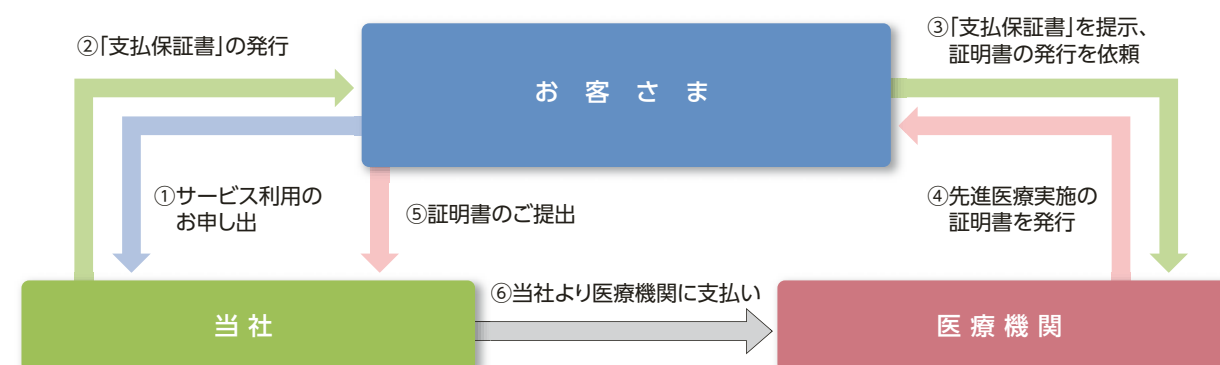
当社では、「先進医療特約」「先進医療特約α」「先進医療特約(無解約返戻金型)」「一時払先進医療特約」「ガン先進医療特約」「ガン先進医療特約α」のいずれかの特約を付加されているお客さまに、先進医療給付金直接支払サービスをご提供しています。

このサービスは、「陽子線治療」「重粒子線治療」の先進医療技術料をお客さまに代わって当社より医療機関に直接お支払いするものです。特に技術料が高額な治療でも、お客さまの資金準備のご負担を軽減し、安心して治療いただけます。2017年2月現在、厚生労働省の認可を受けて先進医療として「陽子線治療」または「重粒子線治療」を実施しているすべての医療機関でご利用いただけます。

特徴

- 治療開始前の「支払保証書」発行により、安心して治療に臨めます。
- 提出いただく請求書・診断書等を簡素化し、迅速にお支払手続きを行います。
- 「陽子線治療」または「重粒子線治療」の開始を確認次第、速やかに医療機関にお支払いします。

流れ



※サービスのご利用には所定の条件があります。治療を検討される前に当社お客さまサービスセンターへの確認が必要となります。

保険金等支払管理態勢とお支払い状況

当社は、保険金等支払の仕組みや支払可否について、お客さまにご理解いただけるよう、真摯にわかりやすく説明するとともに、公平性・健全性に留意し、迅速かつ適切に遂行することを基本とし、これらを実現するための保険金等支払管理態勢の構築および確保に不断に取り組んでいます。

保険金等支払管理態勢の整備にあたっては、お客さまの利便性を最優先に考え、保険金等を漏れなくお支払いするために、「契約加入時」「保険契約期間中」「請求受付・案内時」「支払期日到来時・契約失効時およびその後の請求可能期間中」の各段階において、保険金等のお支払いについて十分ご説明し、約款に定める保険金等をお支払いする事由が発生した場合に、個々のお客さまごとに迅速かつ適切にわかりやすいご請求の案内を行うよう努めています。

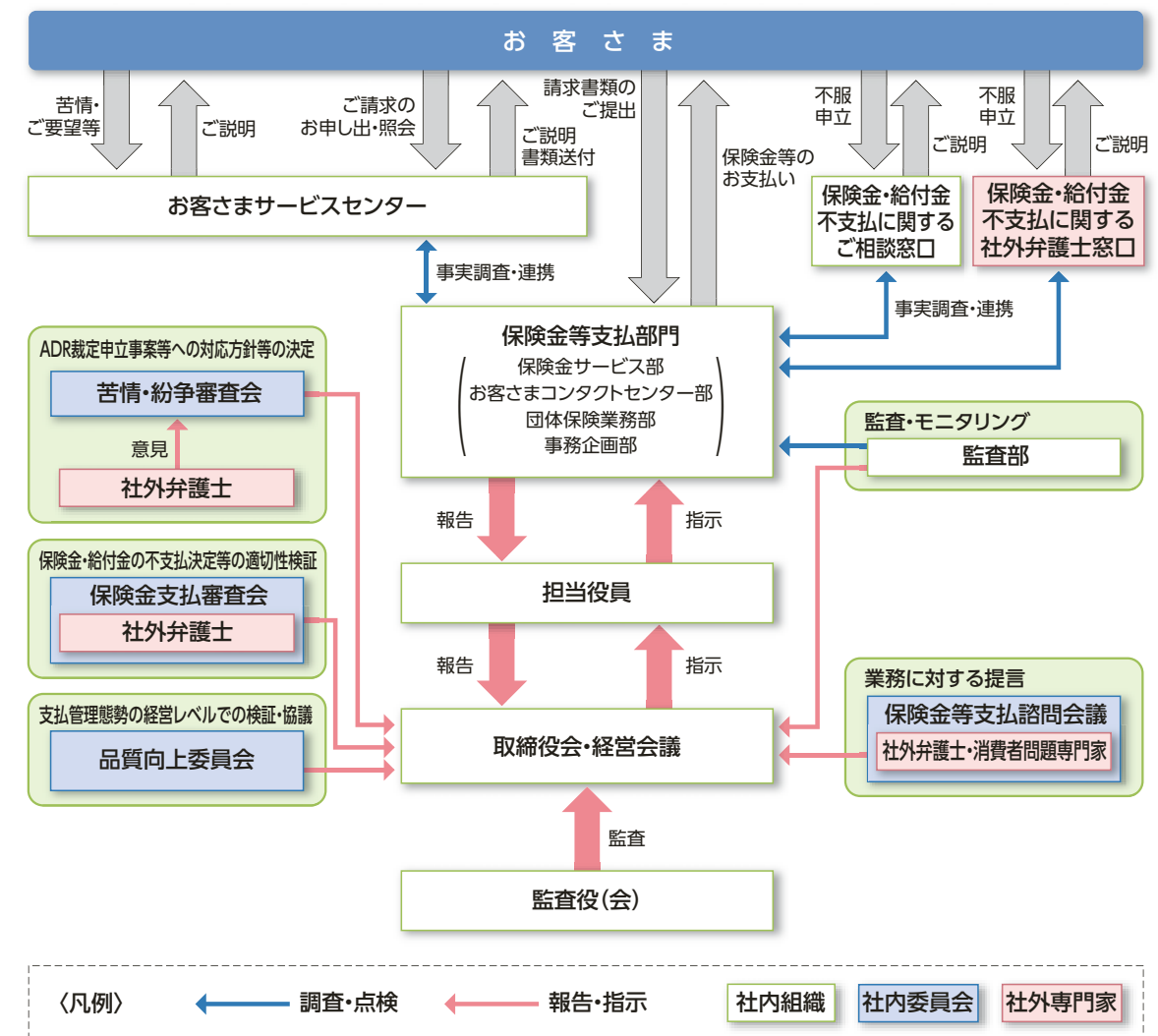
また、保険金等支払業務の正確性・客観性・透明性を確保する観点から、保険金等支払業務の適切性を社内および社外から監視・検証する態勢を整備するとともに、保険金等のお支払いに関する苦情を漏れなく把握して、お客さまの声を業務の改善に反映させる取組みを行っています。

保険金等支払管理態勢

当社では保険金等のお支払いについて、以下の態勢を構築し、業務の適切性確保に万全を期しています。

- 保険金・給付金のお支払いにつきましては、業務に精通した担当者が迅速かつ適切に対応するとともに、支払い誤りを防止するため、複数の担当者によるチェックならびに別組織によるお支払い前の全件点検・検証を実施しています。
- 「品質向上委員会」では、保険金等支払管理態勢についての課題を洗い出し、対応策等を協議しています。
- 「保険金等支払諮問会議」では、保険金等のお支払いに関して、社外弁護士や消費者問題専門家から意見を聴取し、業務運営の一層の向上に役立てています。
- 「苦情・紛争審査会」では、裁判外紛争解決(ADR)機関に裁定の申し立てがあった事案やそれに準ずる苦情事案について、社外弁護士の意見を聴取しつつ、会社としての適切な対応方法等について協議・決定しています。
- 「保険金支払審査会」では、社外弁護士の意見も聴取しつつ、保険金・給付金に関する個別案件の支払・不支払決定等の適切性について協議しています。
- 保険金・給付金のお支払いの可否等に関し、お客さまからの相談窓口を社内には設置するとともに、社外の弁護士を窓口とする「お客さま相談窓口」を別途設けています。
- お客さまと当社間で紛争解決が図れない場合、お客さまは「金融ADR制度」に基づき、一般社団法人生命保険協会(生命保険相談所内「裁定審査会」)をご利用いただくことができます。

【当社の保険金等支払管理態勢図】



保険金・給付金のお支払い状況

当社は、病気やケガなどによる万一の場合の保障として、2016年度において約15万件、444億円の保険金・給付金をお支払いしました。

【お支払いした件数・金額】(2016年度)

	保険金	給付金	合 計
お支払い件数	4,314件	144,100件	148,414件
お支払い金額	29,482百万円	14,973百万円	44,456百万円

一方、なんらかの理由により残念ながらお支払いに該当しないと判断したご請求が4,273件ありました。

【お支払いに該当しないと判断した件数】(2016年度)

非該当理由	保険金	給付金	合 計
詐欺取消	0件	0件	0件
不法取得目的無効	0件	0件	0件
告知義務違反解除	5件	272件	277件
重大事由解除	0件	0件	0件
免責事由該当	48件	7件	55件
支払事由非該当	98件	3,843件	3,941件
合 計	151件	4,122件	4,273件

※上記件数については一般社団法人生命保険協会にて策定した基準に則って集計しているため、当社における従来の集計基準による件数とは一部異なります。

※個人保険と団体保険の合算数値となっています。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数としています。

【ご参考：用語のご説明】

「お支払いに該当しないと判断した件数」の内訳に関する用語の解説は以下のとおりです。

- 詐欺取消
保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者に詐欺行為があり、保険契約が取消となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 不法取得目的無効
保険契約の加入に際して、保険契約者に保険金・給付金を不法に取得または他人に不法に取得させる目的があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 告知義務違反解除
保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 重大事由解除
保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 免責事由該当
保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 支払事由非該当
責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

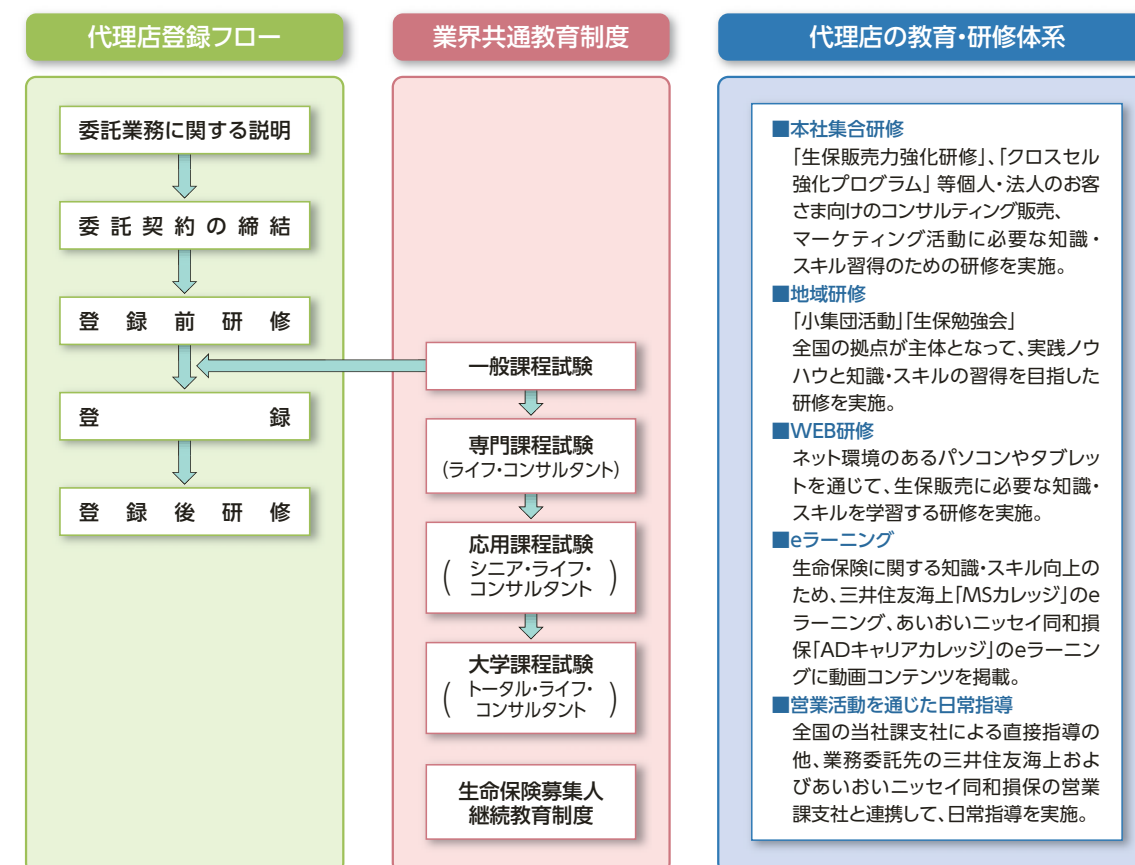
代理店教育・研修

お客さまに安心と満足を提供するため、以下のような生命保険代理店(募集人)のあるべき姿を基本として、代理店教育・研修に取り組んでいます。

- 生命保険販売に対する高い使命感を持って、自ら学び成長する
- コンサルティング力を向上させ、常に高い品質のサービスを提供する
- お互いの知恵とノウハウを発信・共有・伝授し、スキルアップする

(1)代理店教育・研修体系

生命保険代理店委託後の初期段階から、適正な募集活動に必要な知識とスキルの習得に向け、「各種業界共通教育」、「本社集合研修」、「地域研修」、「WEB研修」、「eラーニング」、「営業活動を通じた日常指導」を実施しています。



(2)信頼される代理店の育成を目指して

生命保険の販売では、お客さまのライフスタイルや生活設計、ニーズなどをしっかり把握して、お客さま一人ひとりに適した保障をご提案する「コンサルティング」が必要とされています。

当社では、教育推進部門「MSA生命アカデミー」を設立して各種教育研修を企画・実施し、お客さまニーズに応える適正な募集活動・アフターフォローを自立して行える代理店の育成を図るべく、教育研修を企画・実施し、品質の一層の向上を目指しています。

ライフ・コンサルタント社員について

ライフ・コンサルタント社員はお客さまに直接生命保険販売を行う社員です。従来当社では、お客さまに直接生命保険を販売する社員の制度として、FC(フィナンシャル・コンサルタント)制度とLIM(ライフ・インシュアランス・マネージャー)制度の2つがありました。2017年度より、この2つの制度を統合し、「ライフ・コンサルタント(LC)制度」として新たにスタートしました。

ライフ・コンサルタント社員とは

ライフ・コンサルタント社員は、高度な専門知識と高品質のライフプラン・コンサルティングにより、お客さまの幸せな暮らしを経済的側面でサポートすることを使命としています。お客さまお一人おひとりに合ったオーダーメイドの生命保険を通して、万が一の場合の生活を守ります。「夢の実現のお手伝い」と「夢を守る」こと。この両面でお客さまの役に立つとともに、長期にわたる信頼関係の構築を目指しています。また、ライフ・コンサルタントの「ありたい姿」を右記のように掲げています。

- 【ブランドスローガン】
あなたの“守りたい”に寄り添い続けます
- 【ブランドプロミス】
私たちはプロフェッショナルとして
- つねに思いやりを大切に行動します
 - つねに安心と感動を提供します
 - つねに最高品質のコンサルティングを提供します

(2017年6月現在)

ライフ・コンサルタントの所属、社員数、配置について		
所属	LC営業部	生保営業部
社員数	283名	83名
配置 (駐在場所)	札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、福岡などのLC支社(全国15支社)	各地の生保支社(全国58支社)

代理店との共同募集について

三井住友海上社、あいおいニッセイ同和損保社の代理店とライフ・コンサルタント社員が、両社の損害保険のお客さまに共同で生命保険の募集をおこなっています。ライフ・コンサルタント社員の専門性とMS&ADインシュアランス グループのスケールメリット、ノウハウを融合し、お客さまに総合的な保険サービスを提供しています。

教育体系

時期	入社1ヵ月	入社2ヵ月	入社6ヵ月	入社12ヵ月	入社24ヵ月
集合研修	入社時研修		フォロー研修		法人等各種テーマ別研修
支社研修	初期研修	基礎トレーニング		OJT	
資格試験	一般課程		専門課程・応用課程・大学課程／FP資格等		

社会貢献活動

社会貢献活動やスポーツ振興、環境保護活動を通じて、豊かな社会づくりに貢献し、社会やお客さまから信頼される企業でありたいとの理念の下、さまざまな活動を行っています。

いのち・医療に関する活動

お客さまに医療情報をお伝えする活動

日々進化する医療についてわかりやすくお伝えすることも生命保険会社の使命と考え、最先端の医療に関する情報提供・啓発活動に取り組んでいます。先進医療を解説した冊子の製作、専用WEBサイトでの情報発信のほか、脳卒中の予防啓発活動として公益社

団法人日本脳卒中協会と共同で「脳卒中プロジェクト」を立ち上げ、市民向けセミナーなどを行っています。詳しくは57・58ページをご参照ください。

世界の子どものワクチンを贈る活動

かけがえのない「いのち」を大切に守り未来に受け継いでいきたいという思いを込めて、当社商品ブランド「&LIFE(アンドライフ)」の新規契約件数に応じた金額をワクチンなどの購入費用として、認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会へ寄付しています。2016年度分としては、ポリオワクチン14万3千人相当分を寄付しています。



©JCV

認定NPO法人
世界の子どものワクチンを 日本委員会

世界でワクチンがないために命を落とす子どもは1日4,000人。世界の子どものワクチンを 日本委員会は、ワクチンで救える命のため、ユニセフやWHO、途上国の保健省と連携しながら途上国にワクチンを贈る民間の国際支援団体です。ワクチンだけでなく、ワクチンを運ぶ自転車、保存するための冷蔵庫などを贈り、支援国が継続的、主体的にワクチンを管理できるように活動をしています。
<http://www.jcv-jp.org>

地域貢献・社員活動

「よこはま動物園ズーラシア」の緑化・花壇整備など

当社社員によるボランティア活動として、「よこはま動物園ズーラシア」の花壇や緑地の整備を行っています。この活動は、よこはま動物園の園内緑化活動計画の一端を当社が担うものです。



社員参加で推進する活動

所属部署ごとに推進役を選任し、社会貢献活動に取り組んでいます。活動内容は、「地域の清掃活動」「チャリティバザーへの物品提供・参加」「使用済切手等の収集」「募金・寄付」など多岐にわたっています。



ハートポイント制度による寄付

社員の自発的・積極的な社会貢献活動に対してポイントを付与し、そのポイント総数に応じて当社がNPO法人などに寄付を行う「ハートポイント制度」を実施しています。取組みテーマは、いのち・医療に関する活動への参画、地域のボランティア活動参加、募金・チャリティ商品の購入、スポーツ振興活動などとしています。2016年度分は、この活動によるポイント総数に応じた金額について、公益財団法人 鎮守の森のプロジェクトに寄付し、東日本大震災の復興支援活動にもつながる取組みを行っています。

障がい者作業所製品の販売会

本社ビルでは、MS&ADホールディングスとともに障がい者作業所製品の販売会を開催しています。作業所で作られた製品を購入することで、障がい者の方々の自立を支援する活動として取り組んでいます。

東日本大震災に対する取組み

MS&ADインシュアランス グループでの取組みとして、復興支援を継続的に行っていくことを目的に、以下のボランティア活動などに参画しています。

- トウキ苗植え・収穫
- 日本プロサッカー選手会との共催で南三陸町の小学生を対象に開催しているJリーガー（現役、OB）によるサッカースクール

その他の活動

MS&ADインシュアランス グループの企業が一体となって取り組んでいる以下の活動などに、参画しています。

*MS&ADラムサールサポーターズ ～いのち・つなげる・水辺から～

ラムサール条約に登録されている湿地を中心に、水辺の環境を保全する活動。

*MS&ADゆにぞんスマイルクラブ

社員有志が毎月の給与から任意の額を拠出し、その資金を社会貢献活動に役立てる活動。



千葉・谷津干潟でのヨシ刈り



葛西臨海公園での清掃

また、一般社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血運動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

スポーツ振興

当社は、スポーツ界の第一線で活躍する選手をサポートし、日本のスポーツ界の強化・繁栄ならびに社会貢献の観点から、スポーツの振興に取り組んでいます。サッカー・視覚障がい者柔道などの選手が当社に在籍し、競技と仕事を両立させながら、活躍しています。

サッカー

当社は、なでしこリーグ(日本女子サッカーリーグ) 1部に加盟する「ジェフユナイテッド市原・千葉レディース」を応援しています。このチームに所属する千野晶子・安齋結花・上野紗稀選手が当社に在籍しています。2016なでしこリーグ1部では、全18試合・5勝5分8敗で第7位、なでしこリーグカップ1部では準優勝、女子サッカーチームの日本一を決める第38回皇后杯全日本女子サッカー選手権大会では、ベスト8の成績を収めています。

また、同リーグ2部の「スフィーダ世田谷FC」に所属する花桐なおみ・田中真理子選手も当社に在籍し、活躍しています。今後も当社在籍選手をはじめ各チームを応援し、日本女子サッカーの発展に貢献していきたいと考えています。

また、当社を含むMS&ADインシュアランス グループでは、サッカー日本代表を応援しています。



©JEF UNITED



©SFIDA SETAGAYA

障がい者スポーツの普及・強化を支援

NPO法人日本視覚障害者柔道連盟、一般社団法人日本パラ陸上競技連盟の活動に協賛し、障がい者スポーツの普及・強化に取り組んでいます。障がいのある方々の社会復帰や生きがい発見を支援し、クオリティ・オブ・ライフの向上に役立つ活動を続けていきたいと考えています。全日本視覚障害者柔道大会には、当社社員が応援・運営ボランティアとして参加しています。



視覚障がい者柔道

当社には、米田真由美・石井亜弧選手の2名が在籍しています。2016年度は、9月にブラジル・リオデジャネイロで開催された「リオ2016パラリンピック競技大会」に米田選手が女子63kg級、石井選手が女子52kg級で日本代表として出場しました。11月に開催された「第31回全日本視覚障害者柔道大会」では、石井選手が優勝しました。



環境問題への取組み

当社は、地球環境問題を経営の重要課題として位置づけ、企業活動を通じて地球環境の保全と改善に努めています。「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」では社員の果たすべき7つの責任の一つに「環境への責任」を掲げ、MS&ADインシュアランス グループの一員として、環境問題への取組みを積極的に推進しています。また、中期経営計画「Next Challenge 2017」にも、企業品質の向上のために「生命保険会社としての使命を果たし、一層の信頼を集めるCSRの推進」を掲げ、その一環として、以下の環境方針のもと地球環境の保全と改善に向けた取組みを進めています。

MS&ADインシュアランス グループ環境基本方針

MS&ADインシュアランス グループは「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」という経営理念(ミッション)に基づき、環境について経営戦略の一環として次の主要課題を定め、行動基準に沿った取り組みを推進します。環境マネジメントシステムによる継続的な改善に努め、環境関連法規制やMS&ADインシュアランス グループが同意する原則・指針等を遵守します。

主要課題

1. 気候変動の緩和および気候変動への適応
2. 持続可能な資源の利用
3. 環境負荷の低減
4. 生物多様性の保全

行動基準

1. **保険・金融サービス事業を通じた取り組み**
主要課題に貢献する保険・金融サービスを創出し、社会的課題の解決と企業価値の向上に努めます。
2. **事業プロセスにおける取り組み**
事業プロセスを革新的に見直し、資源・エネルギーの効率的利用を図りつつ、品質向上および業務の改善に努めます。
3. **環境啓発および保護活動**
役職員および地域社会や次世代への環境啓発を通じて、ステークホルダーとともに環境保護活動を推進し、信頼と共感を獲得します。

社員参加で推進する活動

所属部署ごとに推進役を選任し、社会貢献活動に取り組んでいます。活動内容は、「地域の清掃活動」「チャリティーバザーへの物品提供・参加」「使用済切手等の収集」「募金・寄付」など多岐にわたっています。



ハートポイント制度による寄付

社員の自発的・積極的な社会貢献活動に対してポイントを付与し、そのポイント総数に応じて当社がNPO法人などに寄付を行う「ハートポイント制度」を実施しています。

取組みテーマは、いのち・医療に関する活動への参画、地域のボランティア活動参加、募金・チャリティ商品の購入、スポーツ振興活動などとしています。

2016年度分は、この活動によるポイント総数に応じた金額について、公益財団法人 鎮守の森のプロジェクトに寄付し、東日本大震災の復興支援活動にもつながる取組みを行っています。

障がい者作業所製品の販売会

本社ビルでは、MS&ADホールディングスとともに障がい者作業所製品の販売会を開催しています。作業所で作られた製品を購入することで、障がい者の方々の自立を支援する活動として取り組んでいます。

東日本大震災に対する取組み

MS&ADインシュアランス グループでの取組みとして、復興支援を継続的に行っていくことを目的に、以下のボランティア活動などに参画しています。

- トウキ苗植え・収穫
- 日本プロサッカー選手会との共催で南三陸町の小学生を対象に開催しているJリーガー（現役、OB）によるサッカースクール

会社データ

目次

I. 会社の概況および組織

1. 沿革 88

2. 経営の組織 90

3. 店舗網一覧 92

4. 資本金の推移 96

5. 株式の総数 96

6. 株式の状況 96

 (1) 種類等 96

 (2) 大株主 96

7. 主要株主の状況 96

8. 取締役、執行役員、および監査役 97

9. 会計監査人の氏名または名称 100

10. 従業員の在籍・採用状況 100

11. 平均給与(内勤職員) 100

12. 平均給与(営業職員) 100

II. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容 101

 (1) 保険の引き受け・保険金等のお支払い 101

 (2) 資産の運用 101

2. 経営方針 101

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況 102

2. お客さまからのご相談・苦情の件数 105

3. お客さまに対する情報提供の実態 106

4. 商品に対する情報およびデメリット
 情報提供の方法 106

5. 代理店教育・研修の概略 106

6. 新規開発商品の状況 106

7. 保険商品一覧 106

8. 情報システムに関する状況 106

9. 公共福祉活動の概況 106

IV. 直近5事業年度における
 主要な業務の状況を示す指標

107

V. 財産の状況

1. 貸借対照表 108

2. 損益計算書 114

3. キャッシュ・フロー計算書 116

4. 株主資本等変動計算書 117

5. 債務者区分による債権の状況 118

6. リスク管理債権の状況 118

7. 元本補填契約のある信託に係る
 貸出金の状況 118

8. 保険金等の支払能力の充実の状況
 (ソルベンシー・マージン比率) 119

9. 有価証券等の時価情報(会計) 120

 (1) 有価証券の時価情報 120

 (2) 金銭の信託の時価情報 122

 (3) デリバティブ取引の時価情報 123

10. 経常利益等の明細(基礎利益) 125

11. 利源別損益 126

12. 社外の監査体制 126

13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性 126

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容 126

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等 127

 (1) 2016年度決算業績の概況 127

 (2) 保有契約高および新契約高 128

 (3) 年換算保険料 128

 (4) 保障機能別保有契約高 129

 (5) 個人保険および個人年金保険契約
 種類別保有契約高 130

 (6) 異動状況の推移 131

 (7) 契約者配当の状況 133

2. 保険契約に関する指標等 134

 (1) 保有契約増加率 134

 (2) 新契約平均保険金および保有契約
 平均保険金(個人保険) 135

 (3) 新契約率(対年度始) 135

 (4) 解約失効率(対年度始) 135

 (5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約年換算) 135

 (6) 死亡率(個人保険主契約) 135

 (7) 特約発生率(個人保険) 136

 (8) 事業費率(対収入保険料) 136

 (9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 136

 (10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 136

 (11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 137

 (12) 未だ収受していない再保険金の額 137

 (13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 137

3. 経理に関する指標等 138

 (1) 支払備金明細表 138

 (2) 責任準備金明細表 138

 (3) 責任準備金残高の内訳 139

 (4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別) 139

 (5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数 139

 (6) 契約者配当準備金明細表 140

 (7) 引当金明細表 140

 (8) 特定海外債権引当勘定の状況 140

 (9) 資本金等明細表 141

 (10) 保険料明細表 141

 (11) 保険金明細表 142

 (12) 年金明細表 142

 (13) 給付金明細表 142

 (14) 解約返戻金明細表 142

 (15) 減価償却費明細表 143

 (16) 事業費明細表 143

 (17) 税金明細表 143

 (18) リース取引 144

 (19) 借入金等残存期間別残高 144

4. 資産運用に関する指標等(一般勘定) 145

 (1) 資産運用の概況 145

 (2) 運用利回り 148

 (3) 主要資産の平均残高 148

 (4) 資産運用収益明細表 149

 (5) 資産運用費用明細表 149

 (6) 利息及び配当金等収入明細表 150

 (7) 有価証券売却益明細表 150

 (8) 有価証券売却損明細表 150

 (9) 有価証券評価損明細表 150

 (10) 商品有価証券明細表 150

 (11) 商品有価証券売買高 150

 (12) 有価証券明細表 151

 (13) 有価証券の残存期間別残高 152

 (14) 保有公社債の期末残高利回り 152

 (15) 業種別株式保有明細表 153

 (16) 貸付金明細表 154

 (17) 貸付金残存期間別残高 154

 (18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 154

 (19) 貸付金業種別内訳 154

 (20) 貸付金使途別内訳 154

 (21) 貸付金地域別内訳 154

 (22) 貸付金担保別内訳 154

 (23) 有形固定資産明細表 155

 (24) 固定資産等処分益明細表 155

 (25) 固定資産等処分損明細表 156

 (26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表 156

 (27) 海外投融資の状況 156

 (28) 海外投融資利回り 158

 (29) 公共関係投融資の概況
 (新規引受額、貸出額) 158

 (30) 各種ローン金利 158

 (31) その他の資産明細表 158

5. 有価証券等の時価情報(一般勘定) 158

VII. 会社の運営

1. リスク管理の体制 159

2. 法令遵守の体制 159

3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法ならびにその合理性および妥当性 159

4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称 159

5. 個人情報保護について 159

6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 159

VIII. 特別勘定に関する指標等

159

IX. 会社およびその子会社等の状況

159

I. 会社の概況および組織

1. 沿革

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

2011年10月 三井住友海上あいおい生命保険株式会社誕生

2012年 4 月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言
金融窓販営業部を新設、営業拠点を4ヵ所新設
2012年10月 札幌お客さまサービスセンター開設
2012年12月 「終身介護保障特約(払込期間中無解約返戻金型)」発売

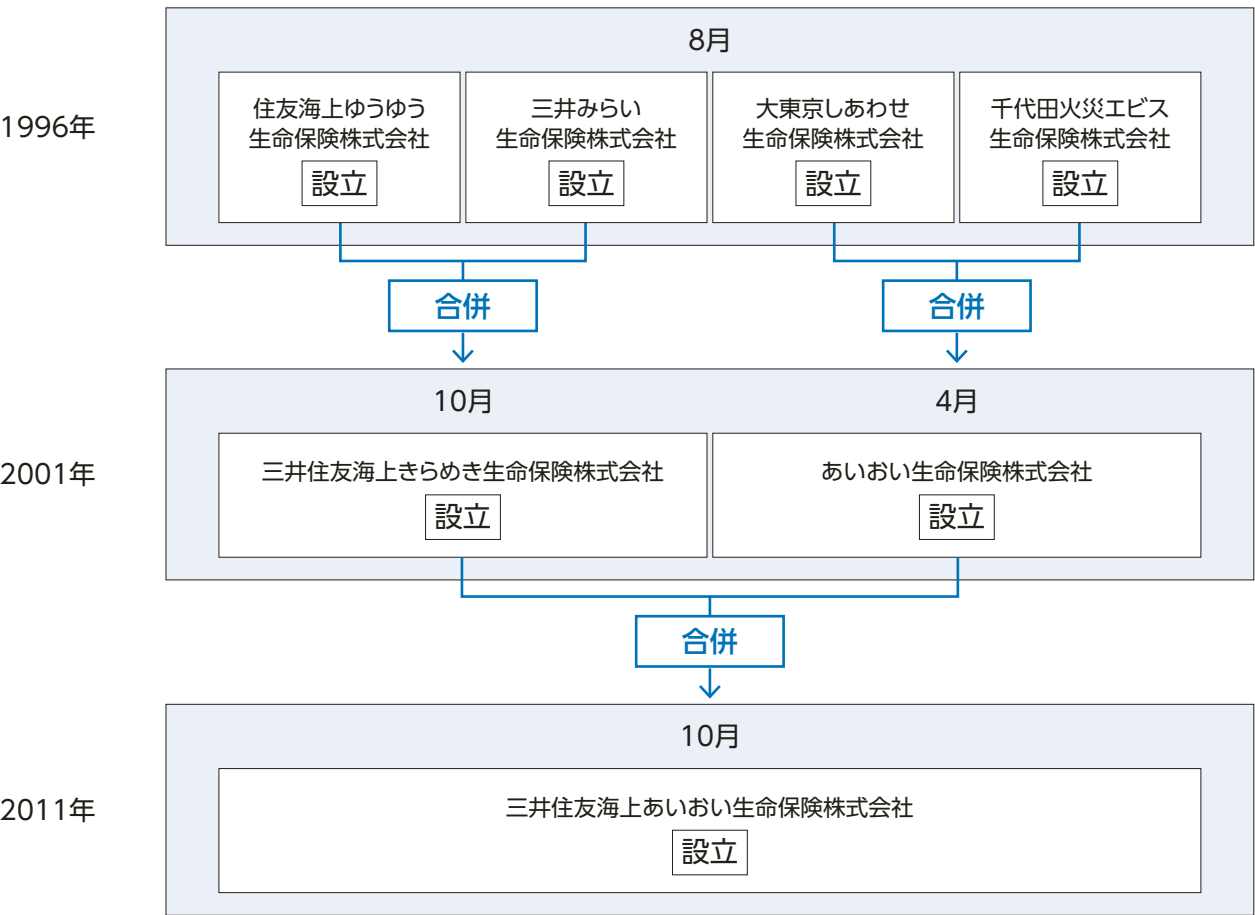
2013年 4 月 「初回保険料後払制度」開始
団体保険業務部・業務革新部を新設、営業拠点を13ヵ所新設
2013年12月 「&LIFE 新医療保険A」発売

2014年 4 月 営業拠点を5ヵ所新設
2014年10月 東京都中央区新川2-27-2に本社を移転

2015年 4 月 ライフエージェント営業統括部・西日本ライフエージェント営業部を新設、営業拠点を14ヵ所新設

2016年 4 月 営業教育企画部・営業ビジネススクールを新設、営業拠点を1ヵ所新設
2016年 5 月 「&LIFE 新医療保険Aプラス(低・無解約返戻金選択型医療保険 無配当)」発売

2017年 3 月 募集株式発行による増資(増資後資本金855億円)
2017年 4 月 7営業部・営業拠点29ヵ所、代理店コンタクトセンター部を新設
2017年 4 月 「&LIFE 新総合収入保障」「&LIFE 新収入保障」(新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)無配当)発売



旧三井住友海上きらめき生命保険株式会社

1996年 8 月 住友海上火災保険株式会社の100%子会社として「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」が資本金100億円で設立
(三井海上火災保険株式会社の100%子会社として「三井みらい生命保険株式会社」が資本金100億円で設立)

1996年10月 営業開始

2001年10月 「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」と「三井みらい生命保険株式会社」が合併し、「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」発足(資本金230億円)
格付投資情報センターから「保険金支払能力に関する格付け」を取得

2004年 9 月 新株発行増資(増資後資本金355億円)

2005年 2 月 スタンダード・アンド・プアーズから「保険財務力格付け」を取得

2006年 4 月 東京都千代田区神田錦町3-11-1に本社を移転
2006年10月 開業10周年

2007年 7 月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言

2008年 6 月 保有契約100万件、総資産1兆円を達成
2008年 7 月 三井住友海上グループホールディングス株式会社の100%子会社となる

2010年 4 月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングスの100%子会社となる
2010年 5 月 「あいおい生命保険株式会社」との合併合意
2010年11月 新契約事務プロセス改革を開始

2010年11月 合併に関する基本事項発表 社名「三井住友海上あいおい生命保険株式会社」、存続会社「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」、本店所在地「東京都中央区(旧あいおい生命本店所在地)」

旧あいおい生命保険株式会社

1996年 8 月 大東京火災海上保険株式会社の100%出資により「大東京しあわせ生命保険株式会社」が設立
(千代田火災海上保険株式会社の100%出資により「千代田火災エビス生命保険株式会社」が設立)

1996年10月 営業開始

2001年 4 月 「大東京しあわせ生命保険株式会社」と「千代田火災エビス生命保険株式会社」が合併し、「あいおい生命保険株式会社」発足

2005年 9 月 「環境ISO14001:2004」を本店で認証取得

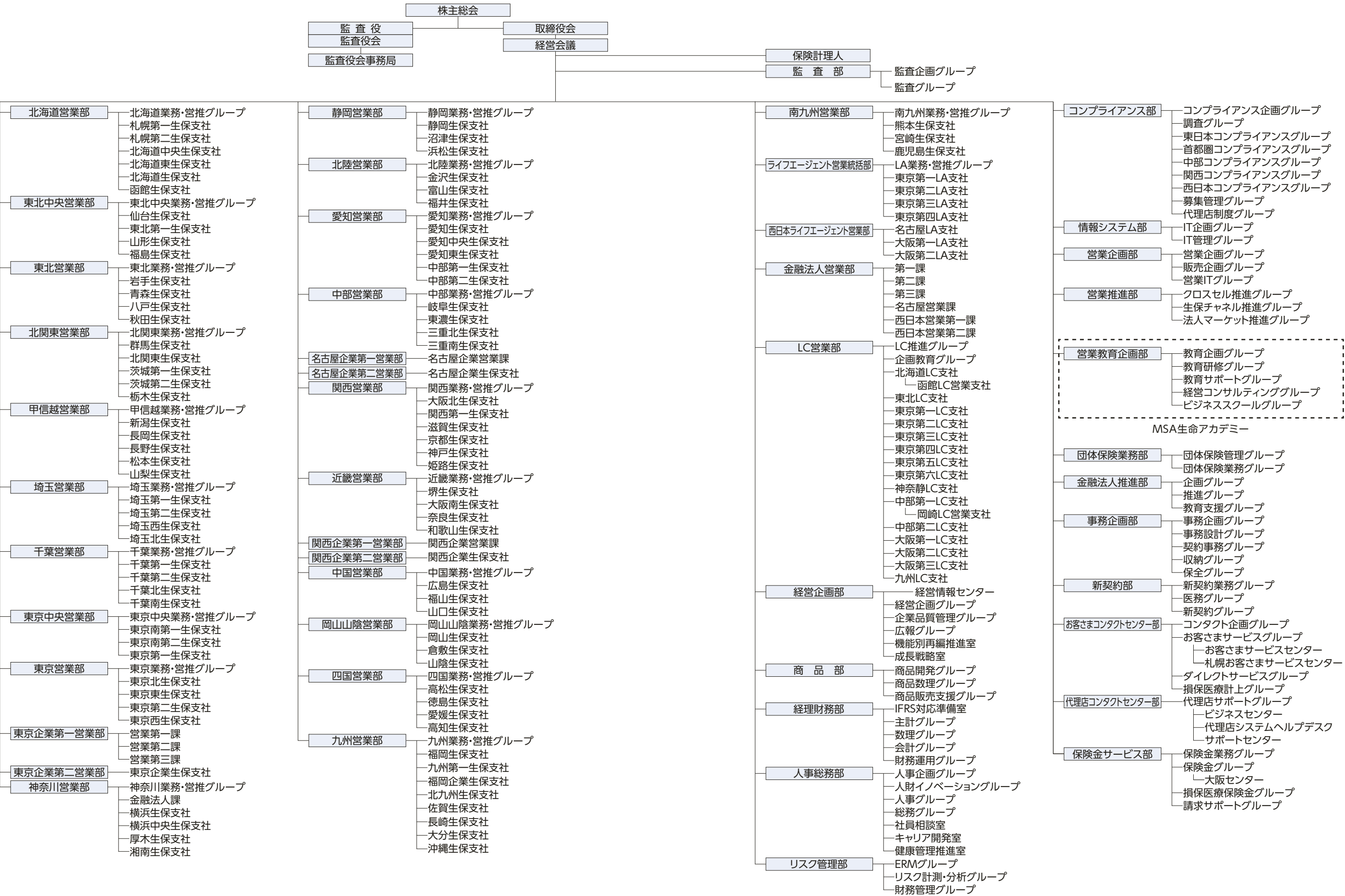
2006年10月 開業10周年

2007年 9 月 100億円増資(標準責任準備金の一括積立実施)

2009年 4 月 あいおい保険グループ「IOI環境宣言」の公表

2010年 4 月 「あいおい損害保険株式会社」と「ニッセイ同和損害保険株式会社」「三井住友海上グループホールディングス株式会社」が経営統合し、「MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社」を設立し、その傘下となる
2010年 5 月 「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」との合併合意
2010年 9 月 東京都中央区日本橋3-1-6に本社を移転

2. 経営の組織(2017年7月1日現在)



MS&ADインシニアランスグループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

3. 店舗網一覧(2017年7月1日現在)

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)
本社			
	104-8258	東京都中央区新川2-27-2	03-5539-8300 (大代表)

北海道営業部				
北海道業務・営推グループ	060-8631	北海道札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル	011-213-3358
札幌第一生保支社	060-8631	北海道札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル	011-213-3958
札幌第二生保支社	060-0807	北海道札幌市北区北七条西5-5-3	札幌千代田ビル	011-728-1351
北海道中央生保支社	070-0032	北海道旭川市二条通9-228-2	旭川道銀ビル	0166-24-4610
北海道東生保支社	085-0018	北海道釧路市黒金町7-4-1	釧路太平洋興発ビル	0154-23-3154
北海道生保支社	053-0022	北海道苫小牧市表町2-1-1	王子不動産センタービル	0144-33-1311
函館生保支社	040-0063	北海道函館市若松町14-10	函館ツインタワー	0138-22-3726

東北中央営業部				
東北中央業務・営推グループ	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル	022-221-8826
仙台生保支社	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル	022-221-8850
東北第一生保支社	980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-10	あいおいニッセイ同和損保仙台ビル	022-227-2220
山形生保支社	990-0047	山形県山形市旅籠町3-2-10	三井住友海上山形ビル	023-624-1871
福島生保支社	963-8878	福島県郡山市堤下町11-6	三井住友海上郡山ビル	024-932-0735

東北営業部				
東北業務・営推グループ	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル	022-221-8826
岩手生保支社	020-0022	岩手県盛岡市大通3-3-10	七十七日生盛岡ビル	019-652-1258
青森生保支社	030-0823	青森県青森市橋本2-19-3	三井住友海上青森ビル	017-734-7630
八戸生保支社	031-0041	青森県八戸市廿三日町28	八戸ウエストビル	0178-43-5765
秋田生保支社	010-0951	秋田県秋田市山王2-1-43	三井住友海上秋田ビル	018-863-0218

北関東営業部				
北関東業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8097
群馬生保支社	371-0023	群馬県前橋市本町2-10-4	三井住友海上前橋ビル	027-223-6732
北関東東生保支社	370-0071	群馬県高崎市小八木町895	あいおいニッセイ同和損保高崎ビル	027-361-3122
茨城第一生保支社	310-0021	茨城県水戸市南町2-6-10	水戸証券ビル	029-222-2822
茨城第二生保支社	300-0037	茨城県土浦市桜町4-3-20	三井生命土浦ビル	029-823-1801
栃木生保支社	320-0034	栃木県宇都宮市泉町6-20	宇都宮D I ビル	028-600-5382

甲信越営業部				
甲信越業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8123
新潟生保支社	950-0088	新潟県新潟市中央区万代4-4-8	COZMI X II ビル	025-244-0952
長岡生保支社	940-0033	新潟県長岡市今朝白1-8-18	長岡DNビル	0258-32-2352
長野生保支社	380-0935	長野県長野市中御所岡田町53-7	あいおいニッセイ同和損保長野ビル	026-227-1541
松本生保支社	390-0815	長野県松本市深志1-2-11	昭和ビル	0263-32-2835
山梨生保支社	400-0858	山梨県甲府市相生2-3-16	三井住友海上甲府ビル	055-228-5011

埼玉営業部				
埼玉業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8125
埼玉第一生保支社	330-0841	埼玉県さいたま市大宮区東町2-20	三井住友海上大宮東町ビル	048-644-5483
埼玉第二生保支社	330-0081	埼玉県さいたま市中央区新都心4-1	F S K ビル	048-600-3651
埼玉西生保支社	350-1123	埼玉県川越市脇田本町17-5	三井住友海上川越ビル	049-246-9503
埼玉北生保支社	360-0037	埼玉県熊谷市筑波1-204		048-521-4189

千葉営業部				
千葉業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8128
千葉第一生保支社	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-7-4	三井住友海上千葉ビル	043-225-6447
千葉第二生保支社	260-0032	千葉県千葉市中央区登戸1-21-8	あいおいニッセイ同和損保千葉ビル	043-238-7039
千葉北生保支社	273-0011	千葉県船橋市湊町2-3-17	湯浅船橋ビル	047-437-0411
千葉南生保支社	292-0805	千葉県木更津市大和1-9-12	あいおいニッセイ同和損保木更津ビル	0438-20-8650

東京中央営業部				
東京中央業務・営推グループ	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル	03-3243-1972
東京南第一生保支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル	03-3243-1974
東京南第二生保支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル	03-3243-1975
東京第一生保支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル	03-3243-1973

東京営業部				
東京業務・営推グループ	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル	03-3243-1972
東京北生保支社	163-0241	東京都新宿区西新宿2-6-1	新宿住友ビル	03-3344-2291
東京東生保支社	111-0042	東京都台東区寿4-15-7	三井住友海上浅草寿町ビル	03-3845-6437
東京第二生保支社	170-0013	東京都豊島区東池袋1-34-2	あいおいニッセイ同和損保池袋ビル	03-5957-0040
東京西生保支社	190-0012	東京都立川市曙町2-35-2	A-ONEビル	042-526-7389

東京企業第一営業部				
営業第一課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館	03-3259-3306
営業第二課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館	03-3259-3307
営業第三課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館	03-3259-3308

東京企業第二営業部				
東京企業生保支社	151-8530	東京都渋谷区代々木3-25-3	あいおいニッセイ同和損保新宿ビル	03-5371-5608

神奈川営業部				
神奈川業務・営推グループ	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-651-3577
金融法人課	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-651-7336
横浜生保支社	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-662-9701
横浜中央生保支社	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-662-9744
厚木生保支社	243-0018	神奈川県厚木市中町2-8-13	T P R 厚木ビル	046-223-1734
湘南生保支社	251-0025	神奈川県藤沢市鵠沼石上1-1-15	藤沢リラビル	0466-23-3913

静岡営業部				
静岡業務・営推グループ	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-651-3577
静岡生保支社	420-0035	静岡県静岡市葵区七間町8-20	毎日江崎ビル	054-221-7875
沼津生保支社	410-0801	静岡県沼津市大手町2-10-14	三井生命沼津大手町第二ビル	055-962-1505
浜松生保支社	430-0944	静岡県浜松市中区田町330-5	遠鉄田町ビル	053-454-1585

北陸営業部				
北陸業務・営推グループ	920-0906	石川県金沢市十間町5	あいおいニッセイ同和損保金沢ビル	076-223-9919
金沢生保支社	920-0906	石川県金沢市十間町5	あいおいニッセイ同和損保金沢ビル	076-223-3351
富山生保支社	930-0083	富山県富山市総曲輪1-7-15	日本生命富山総曲輪ビル	076-439-5157
福井生保支社	910-0018	福井県福井市市原1-5-21	三井住友海上福井ビル	0776-22-1796

愛知営業部				
愛知業務・営推グループ	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2457
愛知生保支社	460-8635	愛知県名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル	052-223-4320
愛知中央生保支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄2-9-15	三井住友海上名古屋しらかわビル	052-223-4340
愛知東生保支社	444-0043	愛知県岡崎市唐沢町11-7	三井住友海上岡崎ビル	0564-21-1141
中部第一生保支社	460-0007	愛知県名古屋市中区新栄1-49-8	エフ・エムビル	052-238-0357
中部第二生保支社	460-0007	愛知県名古屋市中区新栄1-49-8	エフ・エムビル	052-238-0362

中部営業部				
中部業務・営推グループ	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2457
岐阜生保支社	500-8844	岐阜県岐阜市吉野町6-31	岐阜スカイウイング37 西棟	058-265-6656
東濃生保支社	507-0033	岐阜県多治見市本町3-101-1	クリスタルプラザ多治見	0572-23-7161
三重北生保支社	510-0074	三重県四日市市市鷺の森2-9-3	三井住友海上四日市ビル	059-351-4085
三重南生保支社	514-0009	三重県津市羽所町700	アスト津	059-227-1235

名古屋企業第一営業部				
名古屋企業営業課	460-8635	愛知県名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル	052-203-3201

名古屋企業第二営業部				
名古屋企業生保支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2530

関西営業部				
関西業務・営推グループ	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-2834
大阪北生保支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0086
関西第一生保支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-0112
滋賀生保支社	520-0051	滋賀県大津市梅林1-3-10	滋賀ビル	077-522-4153
京都生保支社	600-8090	京都府京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266	三井住友海上京都ビル	075-343-6138
神戸生保支社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通1-1-18	三井住友海上神戸ビル	078-331-8759
姫路生保支社	670-0964	兵庫県姫路市豊沢町140	新姫路ビル	079-289-2040

近畿営業部				
近畿業務・営推グループ	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-2834
堺生保支社	590-0952	大阪府堺市堺区市之町東6-2-9	三井住友海上堺ビル	072-222-8071
大阪南生保支社	556-0017	大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3	マルイト難波ビル	06-6634-4311
奈良生保支社	630-8115	奈良県奈良市大宮町3-4-29	大宮西田ビル	0742-34-3911
和歌山生保支社	640-8153	和歌山県和歌山市三木町台所町7	三井住友海上和歌山ビル	073-424-6472

関西企業第一営業部				
関西企業営業課	540-8677	大阪府大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル	06-6229-3242

関西企業第二営業部				
関西企業生保支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-0115

中国営業部				
中国業務・営推グループ	730-0806	広島県広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-8205
広島生保支社	730-0806	広島県広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-5811
福山生保支社	720-0065	広島県福山市東桜町1-21	エストパルク	084-923-3332
山口生保支社	745-0073	山口県周南市代々木通2-48	三井住友海上徳山ビル	0834-21-5280

岡山山陰営業部				
岡山山陰業務・営推グループ	730-0806	広島県広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-8205
岡山生保支社	700-0904	岡山県岡山市北区柳町1-12-1	岡山柳町ビル	086-225-1322
倉敷生保支社	710-0057	岡山県倉敷市昭和2-1-3	コスモビル	086-430-2760
山陰生保支社	690-0003	島根県松江市朝日町589-2	マルデビル	0852-60-0622

四国営業部				
四国業務・営推グループ	760-0042	香川県高松市大工町1-1	あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル	087-825-2134
高松生保支社	760-0042	香川県高松市大工町1-1	あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル	087-825-2661
徳島生保支社	770-0856	徳島県徳島市中洲町2-6	三井住友海上徳島ビル	088-623-6207
愛媛生保支社	790-0878	愛媛県松山市勝山町2-12-7	三井住友海上松山ビル	089-931-6257
高知生保支社	780-0053	高知県高知市駅前町4-15	西山ビル	088-822-7112

九州営業部				
九州業務・営推グループ	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-1101
福岡生保支社	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0176
九州第一生保支社	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0115
福岡企業生保支社	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0143
北九州生保支社	802-0003	福岡県北九州市小倉北区米町2-2-1	新小倉ビル本館	093-541-1351
佐賀生保支社	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45	三井生命佐賀駅前ビル	0952-24-9144
長崎生保支社	850-0036	長崎県長崎市五島町3-25	松藤ビル	095-825-3131
大分生保支社	870-0029	大分県大分市高砂町2-50	オアシスひろば2 1	097-534-2360
沖縄生保支社	900-0015	沖縄県那覇市久茂地1-7-1	琉球リース総合ビル	098-862-2229

南九州営業部				
南九州業務・営推グループ	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-1101
熊本生保支社	860-0012	熊本県熊本市中央区紺屋今町1-5	熊本辛島公園ビル	096-353-3021
宮崎生保支社	880-0905	宮崎県宮崎市中村西1-1-6	あいおいニッセイ同和損保宮崎ビル	0985-64-0223
鹿児島生保支社	890-0053	鹿児島県鹿児島市中央町18-1	南国センタービル	099-206-0751

ライフエージェント営業統括部				
L A業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-7230
東京第一 L A 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8862
東京第二 L A 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-7972
東京第三 L A 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8864
東京第四 L A 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8960

西日本ライフエージェント営業部				
名古屋 L A 支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2512
大阪第一 L A 支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-2753
大阪第二 L A 支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3010

金融法人営業部				
第一課	104-8258	東京都中央区新川2-27-2	新川ビル	03-5539-8312
第二課	104-8258	東京都中央区新川2-27-2	新川ビル	03-5539-8313
第三課	104-8258	東京都中央区新川2-27-2	新川ビル	03-5539-8214
名古屋営業課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2492
西日本営業第一課	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3383
西日本営業第二課	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3365

L C 営業部				
北海道 L C 支社	060-8631	北海道札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル	011-213-3970
函館 L C 営業支社	040-0063	北海道函館市若松町14-10	函館ツインタワー	0138-24-0013
東北 L C 支社	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル	022-212-2636
東京第一 L C 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8739
東京第二 L C 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8747
東京第三 L C 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-7932
東京第四 L C 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8739
東京第五 L C 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8503
東京第六 L C 支社	151-8530	東京都渋谷区代々木3-25-3	あいおいニッセイ同和損保新宿ビル	03-5371-5609
神奈静 L C 支社	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-671-1544
中部第一 L C 支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-18-1	ナディアパークビジネスセンタービル	052-238-1536
岡崎 L C 営業支社	444-0043	愛知県岡崎市唐沢町11-7	三井住友海上岡崎ビル	0564-65-2280
中部第二 L C 支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2463
大阪第一 L C 支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0072
大阪第二 L C 支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-2810
大阪第三 L C 支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3006
九州 L C 支社	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0144

4. 資本金の推移

年 月	増資額	増資後資本金	摘 要
1996年 8 月	10,000百万円	10,000百万円	会社設立
2001年10月	13,000百万円	23,000百万円	合 併
2004年 9 月	12,500百万円	35,500百万円	増 資
2017年 3 月	50,000百万円	85,500百万円	増 資

5. 株式の総数(2017年7月1日現在)

発行可能株式総数	3,000千株
発行済株式の総数	2,960千株
株 主 数	1名

6. 株式の状況(2017年7月1日現在)

(1)種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	2,960 千株	－

(2)大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社	2,960 千株	100%	－	－

※当社株主は上記1名のみであり、他にはおりません。

7. 主要株主の状況(2017年7月1日現在)

名 称	MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社
本 社 所 在 地	東京都中央区新川二丁目 27 番 2 号
資 本 金	100,000 百万円
主要な事業の内容	子会社の経営管理およびそれに付帯する業務
設 立 年 月 日	2008年4月1日
株式等の総数等に占める所有株式等の割合	100%

8. 取締役、執行役員、および監査役(2017年7月1日現在)

男性18名 女性0名(取締役、執行役員および監査役のうち女性の比率 0%)

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
取締役会長 会長執行役員 (代表取締役)	つちや みつひろ 土屋 光弘 (1955年6月1日生)	1980年 4月 大東京火災海上保険株式会社(2001年に千代田火災海上保険株式会社と合併しあいおい損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、ニッセイ同和損害保険株式会社と合併しあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社	・業務全般統括
		2009年 4月 あいおい損害保険株式会社執行役員	
		2010年 4月 あいおい損害保険株式会社執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員	
		2010年 10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員	
		2011年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員	
		2011年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 常務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員	
		2013年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員	
		2014年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 副社長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員	
		2014年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 副社長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社代表取締役 執行役員	
		2016年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 副社長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員	
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	たんば ひとしげ 丹保 人重 (1960年2月2日生)	1982年 4月 住友海上火災保険株式会社(2001年に三井海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社	・業務全般統括
		2013年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員	
		2015年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員	
		2016年 3月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員退任	
		2016年 4月 当社取締役社長 社長執行役員(現職)	
取 締 役 専務執行役員	いし い ひろあき 石井 浩明 (1957年11月15日生)	1980年 4月 住友海上火災保険株式会社入社	・関西営業部 ・近畿営業部 ・関西企業第一営業部 ・関西企業第二営業部
		2012年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員	
		2014年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員	
		2015年 3月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員退任	
		2015年 4月 当社取締役 専務執行役員(現職)	
取 締 役 専務執行役員	ひらの みきと 平野 幹人 (1959年12月8日生)	1982年 4月 千代田火災海上保険株式会社(2001年に大東京火災海上保険株式会社と合併しあいおい損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、ニッセイ同和損害保険株式会社と合併しあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社	・商品部 ・事務企画部 ・新契約部 ・お客さまコンタクトセンター部 ・保険金サービス部
		2005年 4月 あいおい生命保険株式会社出向 企画部長	
		2006年 4月 あいおい生命保険株式会社執行役員	
		2008年 4月 あいおい損害保険株式会社復職	
		2011年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事	
		2014年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員	
		2015年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員	
		2016年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員退任 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員退任	
		2016年 4月 当社取締役 専務執行役員(現職)	

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
取締役 専務執行役員	かじ しろう 加治 資朗 (1960年4月28日生)	1983年 4月 大正海上火災保険株式会社(1991年に三井海上火災保険株式会社に社名変更。さらに2001年、住友海上火災保険株式会社に合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社	・営業企画部 ・営業推進部 ・営業教育企画部 ・団体保険業務部 ・代理店コンタクトセンター部
		2014年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員	
		2016年 3月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任	
		2016年 4月 当社取締役 専務執行役員(現職)	
取締役 常務執行役員	おち しゅうへい 越智 修平 (1958年4月5日生)	1981年 4月 住友海上火災保険株式会社入社	・経営企画部 ・経理財務部 ・人事総務部 ・監査部
		2005年 4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社出向 人事総務部長	
		2008年 4月 三井住友海上火災保険株式会社復職	
		2011年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職	
		2011年 4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 執行役員 営業推進部長	
		2011年 10月 当社執行役員 営業推進部長	
		2014年 4月 当社常務執行役員	
		2016年 6月 当社取締役 常務執行役員(現職)	
取締役 常務執行役員	こいずみ ようじ 小泉 曜司 (1958年9月29日生)	1981年 4月 大正海上火災保険株式会社入社	・リスク管理部 ・コンプライアンス部 ・監査部 ・情報システム部
		2010年 4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社出向 企画部長	
		2011年 10月 当社出向 商品部長	
		2013年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職	
		2013年 4月 当社上席理事 商品部長	
		2014年 4月 当社取締役 執行役員	
		2016年 4月 当社取締役 常務執行役員(現職)	
執行役員	はっとり てつお 服部 哲雄 (1959年6月8日生)	1982年 4月 住友海上火災保険株式会社入社	・ライフエージェント 営業統括部 ・西日本ライフエ ージェント営業部 ・金融法人営業部 ・LC営業部 ・金融法人推進部
		2010年 4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社出向 金融窓販推進部長	
		2011年 10月 当社出向 金融窓販推進部長	
		2013年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職	
		2013年 4月 当社上席理事 金融窓販推進部長	
		2014年 4月 当社執行役員 営業推進部長	
		2016年 4月 当社執行役員(現職)	
取締役 執行役員	たけはら ひでゆき 竹原 秀幸 (1961年1月21日生)	1983年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社	
		2011年 4月 あいおい生命保険株式会社出向 コンプライアンス・リスク統括部長	
		2011年 10月 当社出向 コンプライアンス部長	
		2014年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職	
		2014年 4月 当社執行役員 企画部長	
		2015年 4月 当社執行役員 経営企画部長	
執行役員	ちが ひろあき 千賀 啓明 (1960年1月27日生)	1982年 4月 住友海上火災保険株式会社入社	
		2014年 4月 当社出向 情報システム部長	
		2015年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職	
		2015年 4月 当社上席理事 情報システム部長	
		2016年 4月 当社執行役員 情報システム部長(現職)	
執行役員	わたなべ しょうじ 渡辺 昭二 (1960年7月6日生)	1983年 4月 大正海上火災保険株式会社入社	・東京中央営業部 ・東京営業部 ・東京企業第一営業部 ・東京企業第二営業部
		2015年 4月 三井住友海上火災保険株式会社理事	
		2017年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職	
		2017年 4月 当社執行役員(現職)	
執行役員	まえかわ ひろゆき 前川 浩之 (1961年9月24日生)	1984年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社	・北関東営業部 ・甲信越営業部 ・北陸営業部
		2011年 4月 あいおい生命保険株式会社出向 東北営業部 特命部長	
		2011年 5月 あいおい生命保険株式会社出向 東北営業部長	
		2011年 10月 当社出向 東北営業部長	
		2014年 4月 当社出向 コンプライアンス部長	
		2017年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職	
		2017年 4月 当社執行役員(現職)	
執行役員	いけだ あつし 池田 淳 (1961年4月20日生)	1985年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社	・愛知営業部 ・中部営業部 ・名古屋企業第一営業部 ・名古屋企業第二営業部
		2008年 4月 あいおい生命保険株式会社出向 千葉営業部長	
		2011年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社復職	
		2017年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職	
		2017年 4月 当社執行役員(現職)	

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
取締役 (非常勤)	やながわ なんぺい 柳川 南平 (1956年3月21日生)	1978年 4月 同和火災海上保険株式会社(2001年にニッセイ損害保険株式会社に合併しニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、あいおい損害保険株式会社に合併しあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。)入社	
		2007年 4月 ニッセイ同和損害保険株式会社執行役員	
		2010年 10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員	
		2011年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員	
		2012年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 常務執行役員	
		MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員	
		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員	
		MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員	
		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 取締役 専務執行役員退任	
		2015年 3月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 専務執行役員	
		2015年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 専務執行役員	
		2015年 6月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社専務執行役員	
監査役 (常勤)	さくら もとき 櫻 基樹 (1955年12月27日生)	2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社専務執行役員	
		2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社専務執行役員	
		2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社専務執行役員	
		2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社専務執行役員	
		2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社専務執行役員	
監査役 (非常勤)	かわもと けいすけ 河本 圭介 (1967年1月27日生)	2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社専務執行役員	
		2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社専務執行役員	
		2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社専務執行役員	
		2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社専務執行役員	
		2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社専務執行役員	
社外監査役	やぎ あつし 八木 厚 (1953年7月17日生)	1977年 4月 大正海上火災保険株式会社入社	
		2008年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員	
		2009年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員	
		2009年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員(アジア持株会社事業)休職(MSIG Holdings(Asia) 出向)CEO	
		2011年 1月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員(アジア持株会社事業)休職(MSIG Holdings(Asia) 出向)取締役会長 兼 CEO	
		2011年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 兼 (アジア持株会社事業) MSIG Holdings(Asia)取締役会長	
		2012年 3月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員退任 MSIG Holdings(Asia)取締役会長退任	
		2012年 4月 三井生命保険株式会社専務執行役員	
		2012年 6月 三井生命保険株式会社取締役 専務執行役員	
		2016年 3月 三井生命保険株式会社取締役 専務執行役員退任	
社外監査役	こばやし まさゆき 小林 昌之 (1960年8月2日生)	2016年 6月 当社監査役(現職)	
		2016年 6月 当社監査役(現職)	
		2016年 6月 当社監査役(現職)	
		2016年 6月 当社監査役(現職)	
		2016年 6月 当社監査役(現職)	

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

9. 会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

10. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在籍数（年度末）		採用数		2016年度末	
	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	2,190 名	2,233 名	208 名	219 名	40.6 歳	7.1 年
（男 子）	1,050	1,051	98	103	43.9	7.5
（女 子）	1,140	1,182	110	116	37.6	6.8
営業職員	364	362	43	51	44.8	5.8
（男 子）	346	343	41	46	45.0	5.9
（女 子）	18	19	2	5	42.4	3.7

(注) 上記には三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの出向者を含みます。

11. 平均給与(内勤職員) (単位：千円)

区分	2016年3月	2017年3月
内勤職員	418	410

(注) 平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

12. 平均給与(営業職員) (単位：千円)

区分	2016年3月	2017年3月
営業職員	438	453

(注) 平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

II. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

(1) 保険の引き受け・保険金等のお支払い

当社は、お客さまに充実した保険サービスをわかりやすく、また安定的にご提供していくことが最も重要であると考え、以下の項目に重点的に取り組んでいます。

- ① 保険商品の品揃え充実とお客さまのニーズにマッチした商品のご提案
- ② お客さまの声に基づく業務の改善、企業品質の向上
- ③ 社員・代理店に対する教育・指導
- ④ 安定した契約保全・管理と適正かつ迅速な保険金等のお支払い

(2) 資産の運用

当社はお客さまからいただいた保険料を資産として運用し、保険金・給付金・年金あるいは配当金のお支払いに備えるため、専任の組織・体制を設けて業務を行っています。お支払いの備えに万全を期するため、資産運用に際しては、安全性を最優先とし、長期的に安定した運用収益を確保することを基本方針としています。

運用資産の大部分を国債や高格付けの社債等の国内円建債券としていますが、一部を外貨建債券等のリスク性資産に投資し、リスクの分散と利回り向上を図っています。

2. 経営方針

2ページに掲載しています「トップメッセージ」をご参照ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

事業の経過および成果等

当期のわが国経済は、マイナス金利政策による長期金利の低下などの影響があったものの、雇用情勢の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きがみられ、また設備投資や企業収益にも引き続き改善傾向がみられるなど、緩やかな回復基調をたどりました。

生命保険業界におきましては、厳しい市場金利環境が続く中、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化に対応したきめ細かな商品・サービスの提供等、一層の企業努力が求められています。

このような情勢の中、当社は、MS&ADインシュアランス グループ(以下、「MS&ADグループ」といいます。)の「経営理念、経営ビジョン、行動指針」の下で、中期経営計画「Next Challenge 2017」の後半の2年間である2016年度および2017年度を対象期間とする中期経営計画「Next Challenge 2017 ステージ2」を策定し、以下の「目指す姿」の実現に向けて取り組んでおります。

【目指す企業像】

- お客さま目線で、最高品質の商品・サービスを提供する
- グループ中核生保会社として、飛躍的な成長と持続的な収益向上を実現する
- 社員一人ひとりが自ら考えチャレンジし、会社とともに成長する

当期の具体的な事業の経過および成果等は、以下のとおりであります。

営業態勢につきましては、2016年4月に要員の増強を実施するとともに、代理店における生保販売力の強化、お客さま対応力の向上、コンプライアンスの徹底等に取り組ましました。地域に密着し、常にお客さまと接点を持てる専業代理店を中心に、お客さまとの信頼関係のさらなる向上を目的としたアフターフォロー活動の取組みを強化いたしました。

2014年4月に実施したMS&ADグループとして新規に販売する第三分野長期契約の当社商品への一元化は、順調に推移しております。さらに、2015年1月以降順次開始した三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下、あわせて「両損保社」といいます。)が保有する第三分野長期契約に関する保全・収納や保険金等支払の業務受託についても順調に推移し、オペレーションのさらなる効率化に向けて取り組んでおります。また、両損保社が保有する第三分野長期契約の当社への移行についても検討を進めております。

商品につきましては、個人向け商品ブランド「&LIFE」シリーズにおいて、2016年5月より「新医療保険^{エース}Aプラス(低・無解約返戻金選択型医療保険 無配当)」の発売を開始いたしました。

本商品は、2013年12月に発売した「新医療保険^{エース}A」をさらに充実したもので、ガンや介護等を保障する特約についてお客さま一人ひとりのニーズに柔軟にお応えできるように取扱範囲を改定したほか、「悪性新生物(ガン)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院したとき」以後の保険料のお払込みが不要となる「新保険料払込免除特約」を新設いたしました。

契約引受態勢につきましては、業務運営の円滑化を目的とした事務・システム面の改善、高度な専門知識を有する人財の育成に引き続き努めました(当社は、人材は「財産」であるとの考えのもと、「人財」と表記して

おります。)。また、保険業法改正(2016年5月施行)に伴い、お客さまへの情報提供義務・お客さまの意向把握義務を適切に遂行するための募集体制を整えるとともに、犯罪収益移転防止法改正(2016年10月施行)、租税条約実施特例法改正(2017年1月施行)に伴う事務手続きの整備を実施いたしました。

さらに、募集活動そのもののプロセスを抜本的に見直す「募集プロセス改革」に取り組んでおり、代理店が所有するパソコン、タブレット端末等の画面上で申込手続き(ペーパーレス)が完結する「生保かんたんモード」(2015年度導入)の活用を推進し、募集品質の向上に努めました。

契約保全態勢につきましては、契約内容の変更を希望されるお客さまから専用電話で当社のお客さまサービスセンターへ直接申し出ていただき、手続書類の郵送から手続完了までを取り扱う「ダイレクトサービス」を積極的に推進し、2016年度のお取扱い件数が約42万件になる等、利便性の高いサービスとして多くのお客さまにご利用いただきました。また、シニア専用ダイヤルを開設しご高齢のお客さまにとって使い勝手の良いサービス提供を行う等、応対品質の向上に向けた取組みを強化いたしました。

また、ご契約者に連絡がつかない、もしくはご契約者が連絡できない場合に備え、予め登録したご契約者の親族との連絡や照会に対応できる「家族Eye(親族連絡先制度)」を、2016年12月より導入しました。

保険金等支払管理態勢につきましては、専門知識を有する人財の育成、迅速かつ適切なお支払いに注力したほか、保険金等の請求をお申し出いただきながら請求書を提出されていないお客さまに対する手続きサポートを積極的に推進するとともに、先進医療給付金を医療機関へ直接支払うことによりお客さまの資金準備負担を軽減するサービスを、日本国内で陽子線治療・重粒子線治療を行うすべての医療機関へ拡充するなど、お客さま満足の向上に向けた取組みを継続的に強化いたしました。

システムにつきましては、標準利率改定の対応、および新商品「新医療保険^{エース}Aプラス」の発売に伴う対応のほか、「生保かんたんモード」の利便性向上、保険業法改正(お客さまへの情報提供義務・お客さまの意向把握義務等)への対応などを順次実施いたしました。また、事業継続態勢強化の観点から基幹システムのオフサイトバックアップシステムを構築したほか、サイバー攻撃への対策および金融ISACや内閣サイバーセキュリティセンター主催の演習に参加しシステムセキュリティの実効性を高める等、システムの安定稼働の維持・向上を図っています。

資産の運用につきましては、厳しい市場金利環境の下、安全性・流動性に留意しつつ、マーケットの動向に機動的に対応して、国内公社債を中心に投資を実施いたしました。

また、財務基盤の一層の強化を図るため、2017年3月、募集株式発行による増資を実施いたしました。

2016年4月に発生した熊本地震への対応につきましては、災害専用ダイヤルを設置してお客さまからのお問い合わせに素早く対応する体制を整えるとともに、保険料の払込猶予期間の延長、保険金・給付金のお支払いや契約者貸付に係る簡易取扱ならびに利息の減免等の対応を実施いたしました。

以上の諸施策を実施してまいりました結果、当期は、保険料等収入が4,802億円、資産運用収益が475億円、その他経常収益が24億円となり、これらを合計した経常収益は5,301億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が1,834億円、責任準備金等繰入額が2,374億円、資産運用費用が38億円、事業費が769億円、その他経常費用が123億円となりました結果、5,140億円となりました。

この結果161億円の経常利益となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税および住民税ならびに法人税等調整額を加減した結果、当期純利益は45億円となりました。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界経済の不透明性による影響が懸念されるものの、雇用・所得環境の改善が続く中、政府による各種政策の推進などを背景とした緩やかな回復傾向が持続していくものと見込まれます。

また、生命保険業界におきましては、厳しい市場金利環境の中、お客さま・社会からの信頼に的確にお応えしていくため、より一層の商品・サービスの充実、健全かつ適正な業務運営および財務体質の維持・向上のいずれをも着実に推進していくことが求められています。

このような事業環境の下、当社は、中期経営計画「Next Challenge 2017 ステージ2」の実行を通じて、生命保険事業のより効率的な運営およびERM経営の推進を図るとともに、事業活動を通じて社会に貢献し、MS&ADグループの中核生保会社として、一層の品質の向上と成長・収益向上の両立に向けた取組みをさらに加速してまいります。

具体的には、ERM態勢の構築と収益力の向上により事業基盤を一層強化するとともに、多様なお客さまニーズに対応した商品を迅速に開発・提供いたします。品質面においては、事務指標の改善に加え、すべての業務プロセスにおいてお客さま目線で考え行動することで、最高の品質を実現し、お客さまの安心・信頼につなげてまいります。

また、第三分野長期契約の商品供給機能の当社への一元化、両損保社が保有する契約の保全業務・保険金等支払業務の当社受託および保有契約の移行を通じて、グループシナジーを発揮し、飛躍的な成長を実現してまいります。

当社は、引き続き、お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指してまいります。

(注)金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2. お客さまからのご相談・苦情の件数

当社では本社「お客さまサービスセンター」において、お客さまからのご住所・お名前などの変更手続き、ご契約者貸付、解約手続き、保険金・給付金請求のお申し出、手続き方法等のご相談、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせを承っています。

各種お申し出、ご照会につきましては、迅速かつ適切な対応を心掛け、お客さまへのサービスの充実に努めています。

〈お客さまからのご相談(お申し出・ご照会)〉

2016年度に「お客さまサービスセンター」でお受けしたご相談(お申し出・ご照会)の件数は、691,097件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。

お客さまからのご相談(2016年4月～2017年3月お客さまサービスセンター受付分)
(単位：件)

内 容	件 数	占 率
ご 加 入 相 談・ 資 料 請 求	1,866	0.3%
契約内容変更等の手続きに関して	386,747	56.0%
契 約 者 貸 付 に 関 して	38,943	5.6%
保 険 料 払 込 に 関 して	25,335	3.7%
保 険 金・ 給 付 金 に 関 して	148,425	21.5%
税 金・ 控 除 証 明 書 に 関 して	27,974	4.0%
保 険 内 容 の 照 会・ そ の 他	61,807	8.9%
合 計	691,097	100.0%

〈お客さまからの苦情〉

2016年度に全店でお受けした苦情の件数は、4,357件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。なお、当社では、苦情の定義を「お客さまからの不満足の表明」と定めています。

お客さまからの苦情(2016年4月～2017年3月全店受付分)
(単位：件)

内 容	件 数	占 率
ご 加 入 手 続 き に 関 して	1,107	25.4%
契約内容変更等の手続きに関して	853	19.6%
保 険 料 払 込 に 関 して	374	8.6%
保 険 金・ 給 付 金 に 関 して	1,077	24.7%
その他のご不満に関して(注)	946	21.7%
合 計	4,357	100.0%

(注)「生命保険料控除証明書」に関するご不満、契約後のアフターフォローに関するご不満など。

3. お客さまに対する情報提供の実態

59ページに掲載しています「ご契約時のご案内」をご参照ください。

4. 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

62ページに掲載しています「商品に関する情報提供（デメリット情報を含む）」をご参照ください。

5. 代理店教育・研修の概略

77ページに掲載しています「代理店教育・研修」をご参照ください。

6. 新規開発商品の状況

2016年5月、「新医療保険^{エース}Aプラス」を発売しました。

この商品は、2013年12月に発売した「新医療保険^{エース}A」をバージョンアップしたものです。短期入院から三大疾病による長期入院まで幅広くサポートする手厚い保障等、「新医療保険^{エース}A」でご好評いただいた点はそのまま引き継ぎ、「悪性新生物（ガン）と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたとき」以後の保険料のお払込みが不要となる「新保険料払込免除特約」を新設しました。さらに、ガンや介護等を保障する特約についても、お客さま一人ひとりのニーズに柔軟にお応えできるように改定しました。

7. 保険商品一覧

64ページに掲載しています「商品ラインアップ」をご参照ください。

8. 情報システムに関する状況

- (1) 2016年5月の新医療保険^{エース}Aプラスの発売にともない、設計書・申込書作成、新契約、保全、保険金・給付金支払等のシステム領域全般にわたるシステム開発を実施しました。
- (2) 保険業法改正にともなう新しい募集ルール（情報提供義務、意向把握義務等）に対応して、「保険業法施行規則」および「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づく保険募集人の募集活動をサポートするシステム開発を実施しました。
- (3) 大規模災害発生時等でもシステムを停止することなく業務を継続するため、2016年5月に基幹システムのオフサイトバックアップシステムを大阪に構築し、これを利用した災害対策訓練を実施しています。
- (4) サイバーセキュリティ事案に対する社内演習を実施する他、外部機関（金融ISAC、内閣サイバーセキュリティセンター）主催の演習に参加し、サイバーセキュリティ事案発生時の迅速な組織的対応力の向上を図っています。

9. 公共福祉活動の概況

79ページに掲載しています「CSR活動」をご参照ください。

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)					
項 目	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
経常収益	465,664	461,125	487,594	512,568	530,173
経常利益	7,459	17,462	15,937	18,647	16,153
基礎利益	5,847	15,395	16,111	19,437	18,616
当期純利益	458	6,681	4,406	6,041	4,594
資本金 (発行済株式の総数)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)	85,500 (2,960千株)
総資産	2,436,264	2,636,052	3,009,263	3,229,031	3,619,194
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	2,019,481	2,214,832	2,433,517	2,661,796	2,896,459
貸付金残高	47,656	49,470	51,282	52,677	55,198
有価証券残高	2,102,671	2,285,544	2,548,787	2,765,411	2,919,795
ソルベンシー・マージン比率	1,309.8%	1,264.9%	1,429.9%	1,598.4%	1,893.2%
従業員数	2,366 名	2,421 名	2,544 名	2,554 名	2,595 名
保有契約高	25,240,250	26,230,024	27,195,528	29,094,733	30,288,604
個人保険	19,317,482	20,317,959	21,127,677	21,831,090	22,477,986
個人年金保険	757,139	787,086	766,354	744,933	736,264
団体保険	5,165,629	5,124,978	5,301,496	6,518,709	7,074,353
団体年金保険保有契約高	429	399	369	351	325

(注) 1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

MS&A
グループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

V. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2015 年度末	2016 年度末	科 目	2015 年度末	2016 年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	73,084	290,010	保険契約準備金	2,696,520	2,934,939
現 金	0	0	支 払 備 金	24,858	27,648
預 貯 金	73,084	290,009	責 任 準 備 金	2,661,796	2,896,459
債券貸借取引支払保証金	275,350	285,455	契約者配当準備金	9,865	10,831
有 価 証 券	2,765,411	2,919,795	代 理 店 借	5,013	5,626
国 債	1,680,750	1,804,655	再 保 険 借	262	283
地 方 債	123,431	135,839	そ の 他 負 債	289,830	375,124
社 債	710,132	726,620	債券貸借取引受入担保金	277,880	361,797
株 式	1,315	1,314	未 払 法 人 税 等	1,995	853
外 国 証 券	246,210	244,182	未 払 金	137	140
その他の証券	3,570	7,183	未 払 費 用	5,788	7,450
貸 付 金	52,677	55,198	前 受 収 益	0	0
保険約款貸付	52,677	55,198	預 り 金	87	91
有形固定資産	4,752	4,638	金 融 派 生 商 品	105	544
建 物	673	620	リ ー ス 債 務	2,695	2,976
リ ー ス 資 産	2,474	2,724	資 産 除 去 債 務	426	429
その他の有形固定資産	1,604	1,292	仮 受 金	712	839
無形固定資産	16,768	20,987	退職給付引当金	2,187	2,535
ソフトウェア	5,023	6,440	役員退職慰労引当金	34	28
その他の無形固定資産	11,745	14,547	特別法上の準備金	5,230	5,988
代 理 店 貸	139	116	価格変動準備金	5,230	5,988
再 保 険 貸	860	1,018	繰延税金負債	30,221	18,397
そ の 他 資 産	40,062	42,103	負債の部合計	3,029,301	3,342,924
未 収 金	28,950	30,610			
前 払 費 用	1,632	1,537	(純資産の部)		
未 収 収 益	7,098	6,949	資 本 金	35,500	85,500
預 託 金	324	328	資 本 剰 余 金	43,688	93,688
金融派生商品	1,673	2,029	資 本 準 備 金	13,214	63,214
仮 払 金	358	621	そ の 他 資 本 剰 余 金	30,473	30,473
その他の資産	24	24	利 益 剰 余 金	1,539	6,133
貸 倒 引 当 金	△ 76	△ 128	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,539	6,133
			繰越利益剰余金	1,539	6,133
			株 主 資 本 合 計	80,727	185,321
			その他有価証券評価差額金	119,001	90,948
			評価・換算差額等合計	119,001	90,948
			純資産の部合計	199,729	276,270
資産の部合計	3,229,031	3,619,194	負債及び純資産の部合計	3,229,031	3,619,194

注記事項

2015年度末	2016年度末
1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 (1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。 (2) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。 また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。 「個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分した上で、小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。 なお、国内外の会計・規制動向や最近の運用環境等を踏まえ、当年度より、当該保有目的区分を設定しております。 (3) その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。 3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ●有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 ●リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引) リース期間に基づく定額法によっております。 4. 無形固定資産の減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。 5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。 6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。 また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務見込額並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 10年 8. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。 9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 (1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。 (2) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。 また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。 「個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分した上で、小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。 (3) その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。 3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ●有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 ●リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引) リース期間に基づく定額法によっております。 4. 無形固定資産の減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。 5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。 6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。 また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務見込額並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 10年 8. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。 9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。

2015年度末	2016年度末
なお、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなことから、ヘッジの有効性の判定は省略しております。 11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。 12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 13. 平成27年度において当社が属するMS&ADインシュアランスグループの有形固定資産の減価償却の方法に関する会計方針が変更されることを契機として当社における有形固定資産の使用実態を改めて検討した結果、その耐用年数にわたり安定的に利用される見込みであることから、耐用年数にわたって均等に費用配分を行う定額法を採用することが、有形固定資産の使用実態を適切に反映するものであり、当社におけるより適正な期間損益計算に資するものと判断されたため、当期より、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法を定率法から定額法に変更しております。 この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益及び税引前当期純利益は283百万円増加しております。 14. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。 (1) 金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM(資産・負債の総合管理)を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部高格付けの外国公社債に投資しております。 ②金融商品の内容及びそのリスク 保有する金融商品は、内外の公社債を中心とした有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」、「満期保有目的の債券」及び「責任準備金対応債券」として保有しております。 金融商品に係るリスクは、金利、為替等の変動による市場リスク、債券発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。 当社は為替の変動による市場リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を利用しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)及び取引先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)が伴いますが、当社が行っている為替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。 ③金融商品に係るリスク管理体制 取引全般に係る権限規程及びリスク管理諸規程・方針を定め、これらに基づいて取引を行い管理しております。日常における管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、取り扱う商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規程に沿って運営されているかをモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。また、リスク管理部門がリスクを把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。 a. 市場リスクの管理 資産運用リスクに係る管理諸規程に従い運用資産の	なお、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなことから、ヘッジの有効性の判定は省略しております。 11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。 12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 (追加情報) 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当期から適用しております。 13. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。 (1) 金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM(資産・負債の総合管理)を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部高格付けの外国公社債に投資しております。 ②金融商品の内容及びそのリスク 保有する金融商品は、内外の公社債を中心とした有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」、「満期保有目的の債券」及び「責任準備金対応債券」として保有しております。 金融商品に係るリスクは、金利、為替等の変動による市場リスク、債券発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。 当社は為替の変動による市場リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を利用しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)及び取引先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)が伴いますが、当社が行っている為替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。 ③金融商品に係るリスク管理体制 取引全般に係る権限規程及びリスク管理諸規程・方針を定め、これらに基づいて取引を行い管理しております。日常における管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、取り扱う商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規程に沿って運営されているかをモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。また、リスク管理部門がリスクを把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。 a. 市場リスクの管理 資産運用リスクに係る管理諸規程に従い運用資産の

2015年度末	2016年度末																																																																																																				
特性に応じ、保有残高や評価損率に適切な限度レベルを設定する等により管理しております。また、保有資産の多くが債券であることから、金利・為替等の変動に対する感応度としてBPV（ベシスポイントバリュ）を日次ベースで算出し、実質資産負債差額（保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に定める規定に基づき算出される額）の範囲内となっているかモニタリングしております。さらに、市場リスクのVaR（バリュアットリスク）を参考指標として計測し、金利・為替・株価等の異なるリスクを統一的な尺度で把握し管理しております。 b.信用リスクの管理 個別融資を行っていないことから、信用リスクの管理に関しても、資産運用リスクに係る管理諸規程に従って行っております。債券発行体の信用リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報やマーケットデータの把握を定期的に行うとともに、格付別与信残高の限度レベルを設定する等により管理しております。また、信用リスクについてもVaRを計測し管理しております。 c.資金調達に係る流動性リスクの管理 巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い債券を十分に保有すると共に、当座借越等の資金調達手段を確保し、資金調達に係る流動性リスク管理を行っております。 また、流動性リスクに係る管理諸規程に従い、資金の流入計画を作成し管理しております。資金繰りの状況に応じて平常時、懸念時、危機管理時に区分し、それぞれの区分に応じた対応を定めております。平常時では、保険料等の入金が保険金等の支払いより恒常的に多い状況にあり資金繰り状況は安定しております。 ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 (2) 金融商品の時価等に関する事項 主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。	特性に応じ、保有残高や評価損率に適切な限度レベルを設定する等により管理しております。また、保有資産の多くが債券であることから、金利・為替等の変動に対する感応度としてBPV（ベシスポイントバリュ）を日次ベースで算出し、実質資産負債差額（保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に定める規定に基づき算出される額）の範囲内となっているかモニタリングしております。さらに、市場リスクのVaR（バリュアットリスク）を参考指標として計測し、金利・為替・株価等の異なるリスクを統一的な尺度で把握し管理しております。 b.信用リスクの管理 個別融資を行っていないことから、信用リスクの管理に関しても、資産運用リスクに係る管理諸規程に従って行っております。債券発行体の信用リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報やマーケットデータの把握を定期的に行うとともに、格付別与信残高の限度レベルを設定する等により管理しております。また、信用リスクについてもVaRを計測し管理しております。 c.資金調達に係る流動性リスクの管理 巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い債券を十分に保有すると共に、当座借越等の資金調達手段を確保し、資金調達に係る流動性リスク管理を行っております。 また、流動性リスクに係る管理諸規程に従い、資金の流入計画を作成し管理しております。資金繰りの状況に応じて平常時、懸念時、危機管理時に区分し、それぞれの区分に応じた対応を定めております。平常時では、保険料等の入金が保険金等の支払いより恒常的に多い状況にあり資金繰り状況は安定しております。 ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 (2) 金融商品の時価等に関する事項 主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。																																																																																																				
<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>現金及び預貯金</td><td>73,084</td><td>73,084</td><td>—</td></tr><tr><td>債券貸借取引支払保証金</td><td>275,350</td><td>275,350</td><td>—</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>2,764,968</td><td>3,015,931</td><td>250,962</td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>1,056,254</td><td>1,293,985</td><td>237,731</td></tr><tr><td>責任準備金対応債券</td><td>61,146</td><td>74,377</td><td>13,231</td></tr><tr><td>その他有価証券</td><td>1,647,567</td><td>1,647,567</td><td>—</td></tr><tr><td>貸付金</td><td>52,677</td><td>52,677</td><td>—</td></tr><tr><td>保険約款貸付</td><td>52,677</td><td>52,677</td><td>—</td></tr><tr><td>金融派生商品*1</td><td>1,568</td><td>1,568</td><td>—</td></tr><tr><td>ヘッジ会計が適用されているもの</td><td>1,568</td><td>1,568</td><td>—</td></tr><tr><td>債券貸借取引受入担保金*2</td><td>(277,880)</td><td>(277,880)</td><td>—</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時価	差額	現金及び預貯金	73,084	73,084	—	債券貸借取引支払保証金	275,350	275,350	—	有価証券	2,764,968	3,015,931	250,962	満期保有目的の債券	1,056,254	1,293,985	237,731	責任準備金対応債券	61,146	74,377	13,231	その他有価証券	1,647,567	1,647,567	—	貸付金	52,677	52,677	—	保険約款貸付	52,677	52,677	—	金融派生商品*1	1,568	1,568	—	ヘッジ会計が適用されているもの	1,568	1,568	—	債券貸借取引受入担保金*2	(277,880)	(277,880)	—	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>現金及び預貯金</td><td>290,010</td><td>290,010</td><td>—</td></tr><tr><td>債券貸借取引支払保証金</td><td>285,455</td><td>285,455</td><td>—</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>2,919,352</td><td>3,106,834</td><td>187,481</td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>1,032,755</td><td>1,223,936</td><td>191,181</td></tr><tr><td>責任準備金対応債券</td><td>265,446</td><td>261,747</td><td>△3,699</td></tr><tr><td>その他有価証券</td><td>1,621,150</td><td>1,621,150</td><td>—</td></tr><tr><td>貸付金</td><td>55,198</td><td>55,198</td><td>—</td></tr><tr><td>保険約款貸付</td><td>55,198</td><td>55,198</td><td>—</td></tr><tr><td>金融派生商品*1</td><td>1,485</td><td>1,485</td><td>—</td></tr><tr><td>ヘッジ会計が適用されていないもの</td><td>5</td><td>5</td><td>—</td></tr><tr><td>ヘッジ会計が適用されているもの</td><td>1,479</td><td>1,479</td><td>—</td></tr><tr><td>債券貸借取引受入担保金*2</td><td>(361,797)</td><td>(361,797)</td><td>—</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時価	差額	現金及び預貯金	290,010	290,010	—	債券貸借取引支払保証金	285,455	285,455	—	有価証券	2,919,352	3,106,834	187,481	満期保有目的の債券	1,032,755	1,223,936	191,181	責任準備金対応債券	265,446	261,747	△3,699	その他有価証券	1,621,150	1,621,150	—	貸付金	55,198	55,198	—	保険約款貸付	55,198	55,198	—	金融派生商品*1	1,485	1,485	—	ヘッジ会計が適用されていないもの	5	5	—	ヘッジ会計が適用されているもの	1,479	1,479	—	債券貸借取引受入担保金*2	(361,797)	(361,797)	—
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																		
現金及び預貯金	73,084	73,084	—																																																																																																		
債券貸借取引支払保証金	275,350	275,350	—																																																																																																		
有価証券	2,764,968	3,015,931	250,962																																																																																																		
満期保有目的の債券	1,056,254	1,293,985	237,731																																																																																																		
責任準備金対応債券	61,146	74,377	13,231																																																																																																		
その他有価証券	1,647,567	1,647,567	—																																																																																																		
貸付金	52,677	52,677	—																																																																																																		
保険約款貸付	52,677	52,677	—																																																																																																		
金融派生商品*1	1,568	1,568	—																																																																																																		
ヘッジ会計が適用されているもの	1,568	1,568	—																																																																																																		
債券貸借取引受入担保金*2	(277,880)	(277,880)	—																																																																																																		
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																		
現金及び預貯金	290,010	290,010	—																																																																																																		
債券貸借取引支払保証金	285,455	285,455	—																																																																																																		
有価証券	2,919,352	3,106,834	187,481																																																																																																		
満期保有目的の債券	1,032,755	1,223,936	191,181																																																																																																		
責任準備金対応債券	265,446	261,747	△3,699																																																																																																		
その他有価証券	1,621,150	1,621,150	—																																																																																																		
貸付金	55,198	55,198	—																																																																																																		
保険約款貸付	55,198	55,198	—																																																																																																		
金融派生商品*1	1,485	1,485	—																																																																																																		
ヘッジ会計が適用されていないもの	5	5	—																																																																																																		
ヘッジ会計が適用されているもの	1,479	1,479	—																																																																																																		
債券貸借取引受入担保金*2	(361,797)	(361,797)	—																																																																																																		
(※1) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。 (※2) 債券貸借取引受入担保金は負債に計上しており、()で示しております。 (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 ①現金及び預貯金、債券貸借取引支払保証金及び債券貸借取引受入担保金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(※1) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。 (※2) 債券貸借取引受入担保金は負債に計上しており、()で示しております。 (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 ①現金及び預貯金、債券貸借取引支払保証金及び債券貸借取引受入担保金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。																																																																																																				

2015年度末	2016年度末
②有価証券 これらの時価については、3月末日の市場価格等によって おります。 なお、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と 認められるものについては、有価証券に含めておりません。 当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、 442百万円であります。 ③貸付金 当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であり ます。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内 に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見 込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似し ているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており ます。 ④金融派生商品 為替予約取引の時価については、先物為替相場によって おります。 15. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価 額は、218,572百万円であります。 16. 有形固定資産の減価償却累計額は、3,853百万円であります。 17. 関係会社に対する金銭債権の総額は、66百万円であります。 18. 繰延税金資産の総額は16,177百万円、繰延税金負債の総額 は46,278百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性 引当額として控除した額は119百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 損金算入限度超過額9,858百万円、税法に定める減価償却 資産損金算入限度超過額2,280百万円及び価格変動準備金 1,464百万円であります。 繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評 価差額46,278百万円であります。 19. 当期における法定実効税率は 28.80%であり、税効果会計適 用後の法人税等の負担率は31.93%であります。 その差異の主な内訳は、税率変更による影響額4.69%、過年 度法人税等△1.99%、税額控除△1.91%、交際費等永久に損 金に算入されないものに係る差異1.45%及び住民税均等割額 に係る差異0.98%であります。 20. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15 号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以 後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われること となりました。 これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用す る法定実効税率は従来の28.80%から、平成28年4月1日に開 始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に 解消が見込まれる一時差異等については28.24%、平成30年4 月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異 等については28.00%となります。 この税率変更により、繰延税金負債は906百万円、当期純利益 は415百万円それぞれ減少しております。 21. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 当期首現在高 7,077百万円 当期契約者配当金支払額 6,251百万円 利息による増加等 0百万円 契約者配当準備金繰入額 9,037百万円 当期末現在高 9,865百万円 22. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部 分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の 金額は674百万円であります。 23. 1株当たり純資産額は208,051円71銭であります。 24. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している 資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期 末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価 は、35,246百万円であります。 25. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構 に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、4,950 百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しており ます。	②有価証券 これらの時価については、3月末日の市場価格等によって おります。 なお、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と 認められるものについては、有価証券に含めておりません。 当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、 442百万円であります。 ③貸付金 当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であり ます。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内 に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見 込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似し ているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており ます。 ④金融派生商品 為替予約取引の時価については、先物為替相場によって おります。 14. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価 額は、306,543百万円であります。 15. 有形固定資産の減価償却累計額は、4,809百万円であります。 16. 関係会社に対する金銭債権の総額は、81百万円であります。 17. 繰延税金資産の総額は17,090百万円、繰延税金負債の総額 は35,368百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性 引当額として控除した額は119百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 損金算入限度超過額10,837百万円、税法に定める減価償却 資産損金算入限度超過額1,828百万円及び価格変動準備金 1,676百万円であります。 繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評 価差額35,368百万円であります。 18. 当期における法定実効税率は 28.24%であり、税効果会計適 用後の法人税等の負担率は28.32%であります。 その差異の主な内訳は、税額控除△3.47%、交際費等永久に 損金に算入されないものに係る差異2.19%及び住民税均等割 額に係る差異1.40%であります。 19. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 当期首現在高 9,865百万円 当期契約者配当金支払額 8,006百万円 利息による増加等 0百万円 契約者配当準備金繰入額 8,972百万円 当期末現在高 10,831百万円 20. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部 分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の 金額は716百万円であります。 21. 1株当たり純資産額は93,334円53銭であります。 22. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している 資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期 末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価 は、40,766百万円であります。 23. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構 に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、4,849 百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しており ます。

2015年度末	2016年度末
26. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設け ているほか、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を 設けております。 (2)確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務 2,066百万円 勤務費用 345百万円 利息費用 17百万円 数理計算上の差異の当期発生額 43百万円 退職給付の支払額 △76百万円 期末における退職給付債務 2,395百万円 ②退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当 金の調整表 退職給付債務 2,395百万円 未認識数理計算上の差異 △208百万円 退職給付引当金 2,187百万円 ③退職給付に関する損益 勤務費用 345百万円 利息費用 17百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 26百万円 確定給付制度に係る退職給付費用 389百万円 ④数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のと おりであります。 割引率 0.86% (3)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、145百万円であり ます。 27. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	24. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設け ているほか、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を 設けております。 (2)確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務 2,395百万円 勤務費用 372百万円 利息費用 19百万円 数理計算上の差異の当期発生額 32百万円 退職給付の支払額 △75百万円 期末における退職給付債務 2,745百万円 ②退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当 金の調整表 退職給付債務 2,745百万円 未認識数理計算上の差異 △209百万円 退職給付引当金 2,535百万円 ③退職給付に関する損益 勤務費用 372百万円 利息費用 19百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 31百万円 確定給付制度に係る退職給付費用 423百万円 ④数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のと おりであります。 割引率 0.86% (3)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、154百万円であり ます。 25. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2015年度	2016年度
経常収益	512,568	530,173
保険料等収入	462,251	480,264
保険料	461,125	478,928
再保険収入	1,126	1,335
資産運用収益	47,722	47,500
利息及び配当金等収入	43,459	43,797
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	41,571	42,034
貸付金利息	1,536	1,572
その他利息配当金	351	189
有価証券売却益	4,262	3,703
その他経常収益	2,594	2,408
年金特約取扱受入金	460	367
保険金据置受入金	1,610	1,545
その他の経常収益	523	495
経常費用	493,920	514,019
保険金等支払金	175,220	183,438
保険金	38,732	40,756
年金	13,943	15,737
給付金	15,848	17,271
解約返戻金	102,443	104,943
その他返戻金	2,765	3,151
再保険料	1,487	1,578
責任準備金等繰入額	230,351	237,453
支払備金繰入額	2,071	2,789
責任準備金繰入額	228,279	234,662
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
資産運用費用	2,090	3,860
支払利息	292	67
有価証券売却損	890	894
金融派生商品費用	846	2,792
為替差損	4	4
貸倒引当金繰入額	13	54
その他運用費用	41	46
事業費	75,084	76,907
その他経常費用	11,173	12,359
保険金据置支払金	1,445	1,348
税金	6,187	6,805
減価償却費	3,221	3,815
退職給付引当金繰入額	312	348
その他の経常費用	6	42
経常利益	18,647	16,153
特別利益	0	3
固定資産等处分益	0	3
特別損失	735	775
固定資産等处分損	32	17
価格変動準備金繰入額	703	757
契約者配当準備金繰入額	9,037	8,972
税引前当期純利益	8,874	6,409
法人税及び住民税	3,508	2,728
法人税等調整額	△ 675	△ 913
法人税等合計	2,833	1,815
当期純利益	6,041	4,594

注記事項

2015年度	2016年度												
1. 関係会社との取引による費用の総額は、345百万円であります。	1. 関係会社との取引による費用の総額は、397百万円であります。												
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券3,086百万円、外国証券1,175百万円であります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券89百万円、外国証券801百万円であります。	2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券2,172百万円、株式等161百万円、外国証券1,369百万円であります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券175百万円、外国証券718百万円であります。												
3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は14百万円であります。	3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は42百万円であります。												
4. 金融派生商品費用には、評価益2,100百万円が含まれております。	4. 金融派生商品費用には、評価損83百万円が含まれております。												
5. 1株当たり当期純利益は、6,293円11銭であります。 算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに6,041百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株であります。	5. 1株当たり当期純利益は、4,576円74銭であります。 算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに4,594百万円、普通株式の期中平均株式数は1,003千株であります。												
	6. 関連当事者との取引に関する内容は以下のとおりであります。 (単位:百万円)												
	<table><tr><th>種類</th><th>会社等の 名称</th><th>議決権等 の所有 (被所有) 割合</th><th>関連 当事者 との関係</th><th>取引の 内容</th><th>取引金額</th></tr><tr><td>親会社</td><td>MS&AD インシュア ランス グループ ホールディ ングス 株式会社</td><td>被所有 直接 100%</td><td>役員の 兼任等</td><td>増資の 引受(注)</td><td>100,000</td></tr></table>	種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	親会社	MS&AD インシュア ランス グループ ホールディ ングス 株式会社	被所有 直接 100%	役員の 兼任等	増資の 引受(注)	100,000
種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額								
親会社	MS&AD インシュア ランス グループ ホールディ ングス 株式会社	被所有 直接 100%	役員の 兼任等	増資の 引受(注)	100,000								
	取引条件及び取引条件の決定方針等 (注)当社の行った増資を1株につき50,000円で引き受けたものであります。												
6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。												

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2015年度	2016年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	8,874	6,409
減価償却費	3,221	3,815
支払備金の増減額(△は減少)	2,071	2,789
責任準備金の増減額(△は減少)	228,279	234,662
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	9,037	8,972
貸倒引当金の増減額(△は減少)	11	52
退職給付引当金の増減額(△は減少)	312	348
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△ 6	△ 6
価格変動準備金の増減額(△は減少)	703	757
利息及び配当金等収入	△ 43,459	△ 43,797
有価証券関係損益(△は益)	△ 3,371	△ 2,808
支払利息	292	67
為替差損益(△は益)	4	4
有形固定資産関係損益(△は益)	42	89
代理店貸の増減額(△は増加)	71	23
再保険貸の増減額(△は増加)	346	△ 157
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 2,945	△ 2,191
代理店借の増減額(△は減少)	△ 382	613
再保険借の増減額(△は減少)	△ 10	21
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	△ 502	2,233
その他	2,949	1,939
小 計	205,540	213,838
利息及び配当金等の受取額	44,231	45,479
利息の支払額	△ 292	△ 67
契約者配当金の支払額	△ 6,251	△ 8,006
法人税等の支払額	△ 4,300	△ 3,870
営業活動によるキャッシュ・フロー	238,928	247,373
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 534,004	△ 339,065
有価証券の売却・償還による収入	343,554	146,449
貸付けによる支出	△ 65,652	△ 70,234
貸付金の回収による収入	64,257	67,714
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額(△は減少)	887	73,812
その他	5,774	△ 1,395
資産運用活動計	△ 185,183	△ 122,719
(営業活動及び資産運用活動計)	(53,744)	(124,653)
有形固定資産の取得による支出	△ 275	△ 311
有形固定資産の売却による収入	1	5
無形固定資産の取得による支出	△ 4,186	△ 6,725
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 189,643	△ 129,751
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	－	100,000
その他	△ 535	△ 696
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 535	99,303
現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	48,748	216,925
現金及び現金同等物期首残高	24,335	73,084
現金及び現金同等物期末残高	73,084	290,010

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表科目に記載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2015 年度末	2016 年度末
現金及び預貯金	73,084	290,010
現金及び現金同等物	73,084	290,010

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

4. 株主資本等変動計算書

2015年度

(単位：百万円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	35,500	13,214	30,473	43,688	△ 4,501	△ 4,501	74,686	94,452	94,452	169,139
当期変動額										
当期純利益	－	－	－	－	6,041	6,041	6,041	－	－	6,041
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	24,549	24,549	24,549
当期変動額合計	－	－	－	－	6,041	6,041	6,041	24,549	24,549	30,590
当期末残高	35,500	13,214	30,473	43,688	1,539	1,539	80,727	119,001	119,001	199,729

2016年度

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	35,500	13,214	30,473	43,688	1,539	1,539	80,727	119,001	119,001	199,729
当期変動額										
新株の発行	50,000	50,000	－	50,000	－	－	100,000	－	－	100,000
当期純利益	－	－	－	－	4,594	4,594	4,594	－	－	4,594
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	△ 28,053	△ 28,053	△ 28,053
当期変動額合計	50,000	50,000	－	50,000	4,594	4,594	104,594	△ 28,053	△ 28,053	76,540
当期末残高	85,500	63,214	30,473	93,688	6,133	6,133	185,321	90,948	90,948	276,270

注記事項

2015年度		2016年度	
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。		1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:千株)	
当期首株式数	960千株	当期首株式数	960千株
当期増加株式数	－千株	当期増加株式数	2,000千株
当期減少株式数	－千株	当期減少株式数	－千株
当期末株式数	960千株	当期末株式数	2,960千株

2015年度		2016年度				
2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。		2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額 該当する事項はありません。 (2)基準日が平成28年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が平成29年度となるもの				
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成29年5月18日 取締役会	普通株式	2,124	利益 剰余金	717円 64銭	平成29年3月31日	平成29年5月22日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。		3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	
-----------------------------	--	-----------------------------	--

5. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円)

区 分		2015年度末	2016年度末
小	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	－	－
	危 険 債 権	－	－
	要 管 理 債 権	－	－
	計	－	－
	(対 合 計 比)	(ー)	(ー)
正 常 債 権		271,915	362,435
合 計		271,915	362,435

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

該当ありません。

7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項 目	2015年度末	2016年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	380,460	487,958
資本金等	80,727	183,197
価格変動準備金	5,230	5,988
危険準備金	29,150	31,584
一般貸倒引当金	11	25
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	148,752	113,685
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	142,443	151,430
負債性資本調達手段等	－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 26,894	－
持込資本金等	－	－
控除項目	－	－
その他	1,038	2,046
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	47,604	51,546
保 険 リ ス ク 相 当 額 R_1	15,906	16,565
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	9,660	11,315
予定利率リスク相当額 R_2	3,049	3,080
最低保証リスク相当額 R_7	－	－
資産運用リスク相当額 R_3	35,576	38,611
経営管理リスク相当額 R_4	1,283	1,391
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(\frac{1}{2}) \times (B)} \times 100$	1,598.4%	1,893.2%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

(参考)実質資産負債差額

(単位:百万円)

項 目	2015年度末	2016年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	3,479,993	3,806,676
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	2,805,758	3,118,065
実 質 資 産 負 債 差 額 (1)－(2)＝(3)	674,235	688,611

- (注) 1. 実質資産負債差額は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。
2. 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－2－2－6に基づき、実質資産負債差額から満期保有目的の債券および責任準備金対応債券に係る時価評価額と帳簿価額との差額を控除した額は以下の通りです。
- 2015年度末:423,272百万円、2016年度末:501,129百万円

9. 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区 分		帳簿価額	時価		差 損 益	
					うち差益	うち差損
2015年度末	満期保有目的の債券	1,056,254	1,293,985	237,731	237,734	3
	責任準備金対応債券	61,146	74,377	13,231	13,231	－
	子会社・関連会社株式	－	－	－	－	－
	その他の有価証券	1,482,287	1,647,567	165,280	165,293	13
	公 社 債	1,255,700	1,396,913	141,212	141,226	13
	株 式	511	872	361	361	－
	外 国 証 券	223,129	246,210	23,081	23,081	－
	公 社 債	223,129	246,210	23,081	23,081	－
	株 式 等	－	－	－	－	－
	その他の証券	2,945	3,570	624	624	－
	買入金銭債権	－	－	－	－	－
	譲渡性預金	－	－	－	－	－
	そ の 他	－	－	－	－	－
	合 計	2,599,688	3,015,931	416,243	416,259	16
	公 社 債	2,373,101	2,765,277	392,175	392,191	16
	株 式	511	872	361	361	－
	外 国 証 券	223,129	246,210	23,081	23,081	－
公 社 債	223,129	246,210	23,081	23,081	－	
株 式 等	－	－	－	－	－	
その他の証券	2,945	3,570	624	624	－	
買入金銭債権	－	－	－	－	－	
譲渡性預金	－	－	－	－	－	
そ の 他	－	－	－	－	－	
2016年度末	満期保有目的の債券	1,032,755	1,223,936	191,181	192,191	1,010
	責任準備金対応債券	265,446	261,747	△ 3,699	6,689	10,388
	子会社・関連会社株式	－	－	－	－	－
	その他の有価証券	1,494,833	1,621,150	126,317	130,630	4,313
	公 社 債	1,256,206	1,368,913	112,707	115,043	2,336
	株 式	511	871	359	359	－
	外 国 証 券	231,982	244,182	12,200	14,161	1,961
	公 社 債	231,144	243,338	12,194	14,155	1,961
	株 式 等	837	843	5	5	－
	その他の証券	6,133	7,183	1,049	1,065	15
	買入金銭債権	－	－	－	－	－
	譲渡性預金	－	－	－	－	－
	そ の 他	－	－	－	－	－
	合 計	2,793,035	3,106,834	313,798	329,511	15,712
	公 社 債	2,554,408	2,854,597	300,188	313,924	13,735
	株 式	511	871	359	359	－
	外 国 証 券	231,982	244,182	12,200	14,161	1,961
公 社 債	231,144	243,338	12,194	14,155	1,961	
株 式 等	837	843	5	5	－	
その他の証券	6,133	7,183	1,049	1,065	15	
買入金銭債権	－	－	－	－	－	
譲渡性預金	－	－	－	－	－	
そ の 他	－	－	－	－	－	

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含むこととしています。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2015年度末			2016年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,055,060	1,292,794	237,734	1,021,655	1,213,847	192,191
公 社 債	1,055,060	1,292,794	237,734	1,021,655	1,213,847	192,191
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	1,193	1,190	△ 3	11,100	10,089	△ 1,010
公 社 債	1,193	1,190	△ 3	11,100	10,089	△ 1,010
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区 分	2015年度末			2016年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	61,146	74,377	13,231	77,764	84,453	6,689
公 社 債	61,146	74,377	13,231	77,764	84,453	6,689
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	187,682	177,293	△ 10,388
公 社 債	—	—	—	187,682	177,293	△ 10,388
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2015年度末			2016年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	1,474,989	1,640,283	165,293	1,308,301	1,438,932	130,630
公 社 債	1,248,402	1,389,628	141,226	1,177,264	1,292,307	115,043
株 式	511	872	361	511	871	359
外 国 証 券	223,129	246,210	23,081	125,580	139,742	14,161
そ の 他 の 証 券	2,945	3,570	624	4,945	6,010	1,065
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	7,298	7,284	△ 13	186,531	182,217	△ 4,313
公 社 債	7,298	7,284	△ 13	78,941	76,605	△ 2,336
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	106,401	104,440	△ 1,961
そ の 他 の 証 券	—	—	—	1,188	1,172	△ 15
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2015 年度末	2016 年度末
満期保有目的の債券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
その他有価証券	442	442
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	442	442
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
合 計	442	442

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

①定性的情報

a. 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、債券オプション取引です。

b. 取組方針

当社では、資産運用リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針としています。

c. 利用目的

為替予約取引は、当社が保有する外貨建債券の為替リスクをヘッジするために利用しています。

債券オプション取引は購入を予定している債券を対象に実際の取引時点までの価格変動リスクを回避する目的で利用しています。

上記のうち為替予約取引の一部について時価ヘッジを適用しています。

d. リスクの内容

デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)および取引先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)等が伴います。

当社が利用しているデリバティブ取引は、原則として運用資産のリスクヘッジを目的としているため、デリバティブ取引のもつ市場リスクは減殺され限定的なものになっています。

また、信用リスクについては、取引相手を信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

e. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引を含む資産運用取引全般に関する権限規程、ヘッジ会計適用に関する規程およびリスク管理方針を定め、これらの規程・方針に基づいてデリバティブ取引を行い管理しています。

日常のデリバティブ取引の管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を完全に分離し、組織的な牽制を行っています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

f. 定量的情報に関する補足説明

以下「②定量的情報」の各表における「契約額等」は、デリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を表すものではありません。

②定量的情報

a. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位：百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	1,479	—	—	—	1,479
ヘッジ会計非適用分	—	5	—	—	—	5
合 計	—	1,485	—	—	—	1,485

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連1,479百万円)及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

b. ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連
該当ありません。

○通貨関連
2015年度末
該当ありません。

2016年度末 (単位：百万円)

区分	種類	契約額等		時価	差損益
			うち1年超		
店頭	為替予約 売建 ユーロ(対円)	832 832	— —	5 5	5 5
合 計					5

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。為替予約の差損益は、時価を記載しています。

○株式関連
該当ありません。

○債券関連
該当ありません。

○その他
該当ありません。

c. ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連
該当ありません。

○通貨関連
2015年度末 (単位：百万円)

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額等		時価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約 売建 米ドル(対円)	外貨建債券	140,211	—	1,568
合 計					1,568

2016年度末 (単位：百万円)

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額等		時価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約 売建 米ドル(対円)	外貨建債券	132,279	—	1,326
	ユーロ(対円)	外貨建債券	19,966	—	153
合 計					1,479

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

○株式関連
該当ありません。

○債券関連
該当ありません。

○その他
該当ありません。

10. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

	2015年度	2016年度
基 礎 利 益 A	19,437	18,616
キャピタル収益	4,262	3,703
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	4,262	3,703
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	1,742	3,691
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	890	894
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	846	2,792
為替差損	4	4
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	2,520	12
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	21,957	18,628
臨 時 収 益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨 時 費 用	3,309	2,475
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	3,297	2,434
個別貸倒引当金繰入額	11	41
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨 時 損 益 C	△ 3,309	△ 2,475
経 常 利 益 A + B + C	18,647	16,153

11. 利源別損益

(単位：百万円)

	2015年度	2016年度
危険差損益（注）①	51,524	55,822
費差損益（注）②	△ 16,353	△ 14,659
利差損益（注）③	2,016	△ 290
三利源合計④＝①＋②＋③	37,187	40,872
その他損益⑤	△ 17,750	△ 22,255
基礎利益⑥＝④＋⑤	19,437	18,616

(注) 危険差損益、費差損益および利差損益は、各々以下の損益を表しています。

- ①危険差損益：「予定死亡率等に基づく保険金・給付金支払予定額」と「実際に発生した保険金・給付金支払額」の差により生じる損益
- ②費差損益：「予定事業費率に基づく経費支出予定額」と「実際にかかった経費」の差により生じる損益
- ③利差損益：「予定利率に基づく予定運用収益(利回り)」と「実際の運用収益(利回り)」の差により生じる損益
(利差損益がマイナスの場合が「逆ざや」状態となります。)

12. 社外の監査体制

当社は、会社法436条第2項第1号に基づき、2016年度の計算書類およびその附属明細書について、会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)による監査を受けています。

13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性

当社取締役社長は、2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の財務諸表のすべての重要な点において、虚偽の記載および記載すべき事項の記載洩れがないことを確認しています。

また、財務諸表を適正に作成するために担当部署や主要な業務プロセスの明文化を含めた適切な内部統制を構築していること、ならびに内部監査部門による業務遂行状況の適切性や内部統制の有効性に関する検証、改善・是正に向けた提言および取締役会に対する報告を実施していることを確認しています。

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 2016年度決算業績の概況

(契約の状況)

2016年度における個人保険および個人年金保険の新契約高は2兆3,771億円、解約・失効契約高は1兆2,563億円となり、この結果、2016年度末保有契約高は前期末に比べて6,382億円増加し23兆2,142億円となりました。

一方、団体保険の新契約高は610億円、解約・失効契約高は94億円となり、2016年度末保有契約高は、前期末に比べて5,556億円増加し7兆743億円となりました。

また、個人保険および個人年金保険の2016年度末保有契約年換算保険料は前期末に比べて252億円増加し4,010億円となりました。

(収支の状況)

収益面では、保険料等収入が4,802億円、資産運用収益が475億円、その他経常収益が24億円となり、これらを合計した経常収益は5,301億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が1,834億円、責任準備金等繰入額が2,374億円、資産運用費用が38億円、事業費が769億円、その他経常費用が123億円となりました結果、5,140億円となりました。

この結果、経常利益は161億円となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税および住民税ならびに法人税等調整額を加減した結果、当期純利益は45億円となりました。

(責任準備金の状況)

当社は、保険業法に定められている標準責任準備金を積み立てており、2016年度の責任準備金繰入額は2,346億円となり、2016年度末の責任準備金は2兆8,964億円となりました。

(資産の状況)

2016年度末の総資産は前期末に比べて3,901億円増加し、3兆6,191億円となりました。

(2) 保有契約高および新契約高

保有契約高 (単位：千件、百万円)

区 分	2015年度末				2016年度末			
	件数		金額		件数		金額	
	前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比	
個 人 保 険	2,767	106.4%	21,831,090	103.3%	2,938	106.2%	22,477,986	103.0%
個人年金保険	185	99.3%	744,933	97.2%	186	100.5%	736,264	98.8%
団 体 保 険	—	—	6,518,709	123.0%	—	—	7,074,353	108.5%
団体年金保険	—	—	351	95.3%	—	—	325	92.6%

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

新契約高 (単位：千件、百万円)

区 分	2015年度						2016年度					
	件数		金額				件数		金額			
	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加	
個 人 保 険	309	91.6%	2,398,807	98.1%	2,398,807	—	317	102.3%	2,346,856	97.8%	2,346,856	—
個人年金保険	5	80.4%	24,551	67.6%	24,551	—	7	126.6%	30,270	123.3%	30,270	—
団 体 保 険	—	—	1,005,973	1,134.1%	1,005,973		—	—	61,074	6.1%	61,074	
団体年金保険	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	

(注) 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約 (単位：百万円)

区 分	2015年度末		2016年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	332,756	107.4%	357,719	107.5%
個 人 年 金 保 険	42,964	98.5%	43,300	100.8%
合 計	375,721	106.3%	401,020	106.7%
うち医療保障・生前給付保障等	78,778	111.7%	88,479	112.3%

新契約 (単位：百万円)

区 分	2015年度		2016年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	46,808	105.9%	50,169	107.2%
個 人 年 金 保 険	1,335	65.6%	1,567	117.3%
合 計	48,144	104.1%	51,736	107.5%
うち医療保障・生前給付保障等	13,525	93.5%	15,243	112.7%

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			2015年度末	2016年度末
死亡保障	普通死亡	個 人 保 険	21,831,068	22,477,974
		個 人 年 金 保 険	(242,500)	(251,247)
		団 体 保 険	6,518,196	7,073,849
		団 体 年 金 保 険	—	—
	災害死亡	そ の 他 共 計	28,349,265	29,551,823
		個 人 保 険	(1,003,527)	(968,812)
		個 人 年 金 保 険	(477)	(457)
		団 体 保 険	(19,070)	(23,381)
	その他の条件付死亡	団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(1,023,075)	(992,651)
生存保障	満期・生存給付	個 人 保 険	(43,468)	(41,533)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(460)	(428)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
	年 金	そ の 他 共 計	(43,928)	(41,961)
		個 人 保 険	(229,933)	(226,101)
		個 人 年 金 保 険	681,858	667,084
		団 体 保 険	13	43
	そ の 他	団 体 年 金 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	681,871	667,127
入院保障	災害入院	個 人 保 険	(—)	(—)
		個 人 年 金 保 険	(92,729)	(92,237)
		団 体 保 険	(62)	(64)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
	疾病入院	そ の 他 共 計	(92,791)	(92,301)
		個 人 保 険	(—)	(—)
		個 人 年 金 保 険	63,075	69,179
		団 体 保 険	512	504
	その他の条件付入院	団 体 年 金 保 険	351	325
		そ の 他 共 計	63,939	70,010
入院保障	災害入院	個 人 保 険	(6,700)	(7,341)
		個 人 年 金 保 険	(4)	(4)
		団 体 保 険	(100)	(111)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
	疾病入院	そ の 他 共 計	(6,805)	(7,457)
		個 人 保 険	(6,861)	(7,491)
		個 人 年 金 保 険	(4)	(4)
		団 体 保 険	(—)	(—)
	その他の条件付入院	団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(6,866)	(7,495)
入院保障	災害入院	個 人 保 険	(5,658)	(6,172)
		個 人 年 金 保 険	(1)	(1)
		団 体 保 険	(0)	(0)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
	疾病入院	そ の 他 共 計	(5,660)	(6,174)
		個 人 保 険	(—)	(—)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)

(注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)、団体年金保険の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2015年度末	2016年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	82,459	80,929
	個 人 年 金 保 険	63	61
	団 体 保 険	140,511	147,723
	団 体 年 金 保 険	－	－
	そ の 他 共 計	223,033	228,713
手 術 保 障	個 人 保 険	1,715,816	1,932,404
	個 人 年 金 保 険	1,015	951
	団 体 保 険	－	－
	団 体 年 金 保 険	－	－
	そ の 他 共 計	1,716,831	1,933,355

(5) 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2015年度末	2016年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	3,843,500	3,871,907
	定 期 付 終 身 保 険	－	－
	定 期 保 険	15,238,708	15,936,217
	そ の 他 共 計	20,633,317	21,230,428
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	175,230	170,779
	定 期 付 養 老 保 険	－	－
	生存給付金付定期保険	28	－
	そ の 他 共 計	1,197,751	1,247,545
生 存 保 険		22	12
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	744,933	736,264
災害・疾病関係特約	災 害 割 増 特 約	539,840	519,889
	傷 害 特 約	398,802	388,033
	災 害 入 院 特 約	1,571	1,484
	疾 病 特 約	1,187	1,125
	成 人 病 特 約	105	98
	その他の条件付入院特約	4,228	4,751

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(6) 異動状況の推移

①個人保険

(単位：件、百万円)

区 分	2015年度		2016年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	2,600,946	21,127,677	2,767,708	21,831,090
新契約	309,979	2,398,807	317,077	2,346,856
更新	4,617	24,273	5,428	30,439
復活	8,339	83,311	8,601	81,140
保険金額の増加	7	49	6	94
転換による増加	－	－	－	－
その他の増加	325	76,770	340	75,487
死亡	4,249	26,109	4,577	28,524
満期	11,458	51,157	11,077	55,679
保険金額の減少	9,651	78,349	9,825	75,646
転換による減少	－	－	－	－
解約	117,638	1,023,496	121,402	1,009,876
失効	21,558	230,580	22,494	225,712
その他の減少	1,595	470,106	1,423	491,683
年末現在	2,767,708	21,831,090	2,938,181	22,477,986
(増加率)	(6.4%)	(3.3%)	(6.2%)	(3.0%)
純増加	166,762	703,413	170,473	646,895
(増加率)	(△ 14.3%)	(△ 13.1%)	(2.2%)	(△ 8.0%)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位：件、百万円)

区 分	2015年度		2016年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	186,953	766,354	185,734	744,933
新契約	5,561	24,551	7,041	30,270
復活	19	129	18	67
保険金額の増加	111	24	118	9
転換による増加	－	－	－	－
その他の増加	5,587	22,547	5,747	22,785
死亡	253	1,287	248	892
支払満了	1,495	3,436	1,456	2,931
金額の減少	437	11,537	411	7,629
転換による減少	－	－	－	－
解約	5,051	24,180	4,398	20,347
失効	126	517	107	392
その他の減少	5,461	27,715	5,649	29,609
年末現在	185,734	744,933	186,682	736,264
(増加率)	(△ 0.7%)	(△ 2.8%)	(0.5%)	(△ 1.2%)
純増加	△ 1,219	△ 21,420	948	△ 8,669
(増加率)	(－)	(－)	(－)	(－)

(注) 1. 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

2. 増加率は、前期もしくは当期の数値が負値の場合は(－)としています。

③団体保険

(単位：件、百万円)

区 分	2015年度		2016年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在 (幹事・単独)	8,080,445 340,104	5,301,496 －	8,053,480 418,945	6,518,709 －
新契約 (幹事・単独)	131,354 63,622	1,005,973 －	98,209 10,694	61,074 －
更新	1,555,382	1,326,688	1,609,001	1,400,405
復活	－	－	－	－
中途加入	586,888	861,786	649,164	1,315,783
保険金額の増加	819,568	101,327	662,063	91,217
その他の増加	1,720	1,752	226	112
死亡	22,832	8,128	22,246	10,490
満期	1,604,413	1,363,195	1,643,704	1,429,204
脱退	667,635	288,335	729,504	342,862
保険金額の減少	498,925	401,392	721,006	520,675
解約	4,098	17,132	1,773	9,454
失効	118	185	－	－
その他の減少	3,213	1,946	1,247	262
年末現在 (幹事・単独)	8,053,480 418,945	6,518,709 －	8,011,606 458,584	7,074,353 －
(増加率)	(△ 0.3%)	(23.0%)	(△ 0.5%)	(8.5%)
純増加 (増加率)	△ 26,965 (－)	1,217,212 (589.6%)	△ 41,874 (－)	555,644 (△ 54.4%)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。
3. 増加率は、前期もしくは当期の数値が負値の場合は(－)としています。

④団体年金保険

(単位：件、百万円)

区 分	2015年度		2016年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	1,873	369	1,678	351
新契約	0	0	0	0
年金支払	487	6	529	6
一時金支払	188	15	113	15
解約	0	0	0	0
年末現在 (増加率)	1,678 (△ 10.4%)	351 (△ 4.7%)	1,579 (△ 5.9%)	325 (△ 7.4%)
純増加 (増加率)	△ 195 (－)	△ 17 (－)	△ 99 (－)	△ 26 (－)

(注) 1. 「年始現在」「年末現在」の金額は、各時点における責任準備金額です。
2. 「新契約」の金額は、第一回収入保険料です。
3. 件数は、被保険者数を表します。
4. 増加率は、前期もしくは当期の数値が負値の場合は(－)としています。

(7) 契約者配当の状況

①個人保険・個人年金保険

a. 契約者配当の仕組み

個人保険・個人年金保険につきましては、無配当保険と5年ごと利差配当保険の2種類を販売していますが、そのうち契約者配当の支払対象となるのは、5年ごと利差配当保険です。

5年ごと利差配当保険は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、配当基準利回りと予定利率との差に基づく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を下回ったときは、それまで積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当金は契約後5年ごとの契約応当日を迎えるまで、お支払いを約束するものではなく、今後の運用実績によって変動し、お支払いできないこともあります。なお、配当基準利回りは以下のとおりです。

〈配当基準利回り〉

(a) 三井住友海上あいおい生命契約および旧三井住友海上きらめき生命契約

(単位：％)

保険料払込方法	契約年月日	2015年度	2016年度
年払・半年払・月払	1999年 4月 1日以前	1.50 ～ 1.65	1.45 ～ 1.60
	1999年 4月 2日以降 2001年 4月 1日以前	1.45 ～ 1.60	1.40 ～ 1.55
	2001年 4月 2日以降 2013年 4月 1日以前	1.50	1.40
	2013年 4月 2日以降	0.75	0.80
一時払	1999年 4月 1日以前	1.70 ～ 2.15	1.70 ～ 1.85
	1999年 4月 2日以降 2001年 4月 1日以前	1.15 ～ 1.70	1.40 ～ 1.55
	2001年 4月 2日以降 2002年 7月 1日以前	0.90 ～ 1.35	1.20 ～ 1.35
	2002年 7月 2日以降 2013年 4月 1日以前	0.30 ～ 0.50	0.85
	2013年 4月 2日以降	0.40	0.55

(b) 旧あいおい生命契約

(単位：％)

該当契約		2015年度	2016年度
5年ごと利差配当付養老保険 ^(注) (一時払かつ1999年4月2日以降契約の場合)		0.30 ～ 1.05	0.15 ～ 1.05
上記以外の5年ごと 利差配当付契約	1999年 4月 1日以前	2.15 ～ 2.65	2.05 ～ 2.60
	1999年 4月 2日以降 2001年 4月 1日以前	1.65 ～ 2.05	1.60 ～ 2.05
	2001年 4月 2日以降 2013年 4月 1日以前	0.75 ～ 1.60	0.75 ～ 1.60
	2013年 4月 2日以降	0.65 ～ 1.10	0.60 ～ 1.05

(注) 配当基準利回りは契約年月に応じて異なります。

b. 配当金の例示

2016年度決算に基づく契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

〈例〉5年ごと利差配当付養老保険

30歳加入、30年満期、全期払、男性、年払、保険金1,000万円

(a) 三井住友海上あいおい生命契約および旧三井住友海上きらめき生命契約

契約年月日	経過年数	保険料	継続中の契約 (配当金)	死亡契約 (保険金+配当金)
2002年 10月 1日	15年	310,980円	0円	10,000,000円
2007年 10月 1日	10年	310,520円	0円	10,000,000円
2012年 10月 1日	5年	310,520円	0円	10,000,000円

(b) 旧あいおい生命契約

契約年月日	経過年数	保険料	継続中の契約 (配当金)	死亡契約 (保険金+配当金)
2002年 10月 1日	15年	311,960円	0円	10,000,000円
2007年 10月 1日	10年	311,380円	0円	10,000,000円
2012年 10月 1日	5年	311,380円	0円	10,000,000円

(注) 1. 経過年数とは2017年4月1日から2018年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。

2. 「死亡契約」欄は契約応当日に死亡した場合の受領金額を示しています。

② 団体保険

団体保険につきましては、保険期間満了の日まで有効に継続し、保険料の払込みが完了したご契約に対し、お払込みいただいた保険料とお支払いした保険金・給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします(無配当型商品を除きます)。

2016年度決算におきましても、団体の規模、保険金支払い実績等に基づいて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

(2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位：千円)

区 分	2015年度	2016年度
新契約平均保険金	7,738	7,401
保有契約平均保険金	7,887	7,650

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率(対年度始)

(単位：%)

区 分	2015年度	2016年度
個 人 保 険	11.4	10.8
個 人 年 金 保 険	3.5	4.4
団 体 保 険	19.0	0.9

(注) 転換契約は含んでいません。

(4) 解約失効率(対年度始)

(単位：%)

区 分	2015年度	2016年度
個 人 保 険	5.9	5.6
個 人 年 金 保 険	5.1	4.1
団 体 保 険	6.0	6.7

(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約年換算)

(単位：円)

2015年度	2016年度
104,244	115,276

(注) 転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率(個人保険主契約)

(単位：‰)

件 数 率		金 額 率	
2015年度	2016年度	2015年度	2016年度
1.58	1.60	1.21	1.29

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	2015年度	2016年度
個 人 保 険	3.3	3.0
個人年金保険	△ 2.8	△ 1.2
団 体 保 険	23.0	8.5
団体年金保険	△ 4.7	△ 7.4

(7) 特約発生率(個人保険)

(単位：‰)

区 分		2015年度	2016年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	0.11	0.09
	金 額	0.25	0.20
障 害 保 障 契 約	件 数	0.18	0.12
	金 額	0.07	0.02
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	3.69	3.76
	金 額	74.06	77.38
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	45.59	46.13
	金 額	661.80	652.40
成人病入院保障契約	件 数	13.67	14.43
	金 額	320.06	326.51
疾病・傷害手術保障特約	件 数	38.53	39.45
成人病手術保障特約	件 数	7.64	8.81

(注) 入院保障契約の特約発生率(金額)は、 $\frac{\text{発生(支払)金額}}{(\text{年度始保有入院給付日額}+\text{年度末保有入院給付日額})\div 2}$ により算出した率です。

(8) 事業費率(対収入保険料)

(単位：％)

2015年度	2016年度
16.3	16.1

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2015年度	2016年度
6 社	6 社

(注)保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：％)

2015年度	2016年度
98.7	99.0

(注)保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：％)

格 付 区 分	2015年度	2016年度
AA +	7.11	7.92
AA -	25.62	26.59
A +	67.27	65.49
A	－	－

(注)1. 格付はS&Pによるものに基づいています。
2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(12)未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2015年度	2016年度
47	50

(注)保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(13)第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：％)

	2015年度	2016年度
第 三 分 野 発 生 率	31.8	31.0
医 療 (疾 病)	32.1	32.5
ガ ン	39.6	34.7
そ の 他	19.0	14.8

(注)1. 経過保険料とは当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する金額です。
2. 発生保険金額は支払備金繰入額および保険金・給付金支払いに係る事業費等を含んでいます。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2015年度末	2016年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	6,267	7,529
	災 害 保 険 金	75	46
	高度障害保険金	1,352	1,410
	満 期 保 険 金	41	36
	そ の 他	1,224	1,739
	小 計	8,962	10,761
年 金		50	34
給 付 金		2,369	2,592
解 約 返 戻 金		13,381	14,179
保 険 金 据 置 支 払 金		2	11
そ の 他 共 計		24,858	27,648

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2015年度末	2016年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一般勘定)	2,344,040 (2,344,040)	2,563,801 (2,563,801)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	個人年金保険 (一般勘定)	287,414 (287,414)	299,901 (299,901)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	団 体 保 険 (一般勘定)	839 (839)	845 (845)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	団体年金保険 (一般勘定)	351 (351)	325 (325)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	そ の 他 (一般勘定)	0 (0)	0 (0)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	小 計 (一般勘定)	2,632,646 (2,632,646)	2,864,875 (2,864,875)
	(特別勘定)	(-)	(-)
危 険 準 備 金		29,150	31,584
合 計 (一 般 勘 定)		2,661,796 (2,661,796)	2,896,459 (2,896,459)
(特 別 勘 定)		(-)	(-)

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2015年度末	2,497,847	134,798	－	29,150	2,661,796
2016年度末	2,725,066	139,809	－	31,584	2,896,459

(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

①責任準備金の積立方式、積立率

(単位：％)

		2015年度末	2016年度末
積立方式	標準責任準備金 対 象 契 約	平成8年大蔵省告示 第48号に定める方式	同左
	標準責任準備金 対 象 外 契 約	平準純保険料式	同左
積立率（危険準備金を除く）		100.0	100.0

(注)1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。
なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高(契約年度別)

(単位：百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996 年度～ 2000 年度	519,367	1.65% ～ 3.10%
2001 年度～ 2005 年度	578,595	1.30% ～ 1.75%
2006 年度～ 2010 年度	884,566	1.00% ～ 1.75%
2011 年度～ 2015 年度	836,128	0.50% ～ 1.75%
2016 年度	45,044	0.50% ～ 1.75%

(注)1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く)を記載しています。

(注)2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)								
区 分		個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	合 計
2015年度	当 期 首 現 在 高	380	239	6,456	0	－	2	7,077
	利 息 に よ る 増 加	0	0	0	－	－	－	0
	配当金支払による減少	37	31	6,178	0	－	2	6,251
	当 期 繰 入 額	0	0	9,035	0	－	3	9,037
	当 期 末 現 在 高	342	207	9,312	0	－	2	9,865
		(341)	(207)	(35)	(－)	(－)	(－)	(584)
2016年度	当 期 首 現 在 高	342	207	9,312	0	－	2	9,865
	利 息 に よ る 増 加	0	0	0	－	－	－	0
	配当金支払による減少	25	27	7,949	0	－	2	8,006
	当 期 繰 入 額	0	0	8,969	0	－	2	8,972
	当 期 末 現 在 高	317	180	10,331	0	－	2	10,831
		(316)	(180)	(42)	(－)	(－)	(－)	(538)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)					
区 分		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由および 算定方法(注)
貸倒引当金	一 般 貸 倒 引 当 金	11	25	13	
	個 別 貸 倒 引 当 金	64	103	38	
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	
退 職 給 付 引 当 金		2,187	2,535	348	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		34	28	△ 6	
価 格 変 動 準 備 金		5,230	5,988	757	

(注)計上の理由及び算定方法については、貸借対照表の注記事項(109ページ)に記載しております。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)					
区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資 本 金		35,500	50,000	－	85,500
うち 既発行株式	普通株式	(960 千株)	(2,000 千株)	(－千株)	(2,960 千株)
		35,500	50,000	－	85,500
計		35,500	50,000	－	85,500
資本 剰余金	資本準備金	13,214	50,000	－	63,214
	その他資本剰余金	30,473	－	－	30,473
	計	43,688	50,000	－	93,688

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)		
区 分	2015年度	2016年度
個 人 保 険	408,872	425,216
(うち一時払)	(5,054)	(105)
(うち年払)	(150,083)	(160,559)
(うち半年払)	(1,526)	(1,638)
(うち月払)	(252,207)	(262,913)
個人年金保険	32,956	30,154
(うち一時払)	(12)	(20)
(うち年払)	(8,494)	(7,356)
(うち半年払)	(210)	(187)
(うち月払)	(24,239)	(22,589)
団 体 保 険	19,275	23,537
団体年金保険	13	12
そ の 他 共 計	461,125	478,928

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)								
区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2016年度 合 計	2015年度 合 計
死 亡 保 険 金	20,306	15	5,396	—	—	0	25,718	24,398
災 害 保 険 金	195	—	0	—	—	—	195	259
高度障害保険金	1,872	—	405	—	—	—	2,277	2,627
満 期 保 険 金	7,848	—	—	—	—	—	7,848	8,962
そ の 他	—	—	4,716	—	—	—	4,716	2,483
合 計	30,222	15	10,519	—	—	0	40,756	38,732

(12) 年金明細表

(単位：百万円)								
区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2016年度 合 計	2015年度 合 計
年 金	3,386	12,281	62	6	—	—	15,737	13,943

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)								
区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2016年度 合 計	2015年度 合 計
死 亡 給 付 金	0	462	—	0	—	—	463	574
入 院 給 付 金	7,036	3	3	—	—	0	7,044	6,314
手 術 給 付 金	5,012	3	—	—	—	—	5,016	4,497
障 害 給 付 金	6	—	0	—	—	—	6	30
生 存 給 付 金	2,123	0	—	—	—	—	2,123	2,146
そ の 他	2,601	0	—	15	—	—	2,616	2,285
合 計	16,780	471	3	15	—	0	17,271	15,848

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)								
区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2016年度 合 計	2015年度 合 計
解 約 返 戻 金	99,456	5,487	—	—	—	—	104,943	102,443

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)					
区 分	取 得 原 価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有 形 固 定 資 産	9,447	1,309	4,809	4,638	50.9%
建 物	938	67	317	620	33.8%
リ ー ス 資 産	4,002	653	1,277	2,724	31.9%
その他の有形固定資産	4,506	588	3,214	1,292	71.3%
無 形 固 定 資 産	32,949	2,506	11,961	20,987	36.3%
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	42,397	3,815	16,770	25,626	39.6%

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)		
区 分	2015年度	2016年度
営 業 活 動 費	34,134	34,626
営 業 管 理 費	5,608	5,534
一 般 管 理 費	35,341	36,747
合 計	75,084	76,907

(注) 1. 2015年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 355百万円
2. 2016年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 348百万円

(17) 税金明細表

(単位：百万円)		
区 分	2015年度	2016年度
国 税	4,117	4,648
消 費 税	3,615	3,785
地方法人特別税	421	436
印 紙 税	79	75
登 録 免 許 税	—	350
その他の国税	1	1
地 方 税	2,069	2,156
地 方 消 費 税	968	1,013
法 人 住 民 税	—	—
法 人 事 業 税	1,012	1,048
固 定 資 産 税	21	30
不 動 産 取 得 税	—	0
事 業 所 税	60	59
その他の地方税	6	5
合 計	6,187	6,805

(18) リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

2015年度および2016年度とも該当する取引はありません。

(19) 借入金等残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1 年以下	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	5 年 超 7 年 以 下	7 年 超 10 年 以 下	10 年 超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
2015年度末	借 入 金	—	—	—	—	—	—	—
	債券貸借取引 受 入 担 保 金	277,880	—	—	—	—	—	277,880
2016年度末	借 入 金	—	—	—	—	—	—	—
	債券貸借取引 受 入 担 保 金	361,797	—	—	—	—	—	361,797

4. 資産運用に関する指標等(一般勘定)

(1) 資産運用の概況

①2016年度の資産の運用概況

a.運用環境

2016年度のわが国経済は、個人消費の伸び悩みが続いているものの、雇用環境や企業収益の改善から、景気は緩やかに回復いたしました。一方、世界経済は、米国の良好な雇用環境の継続や新政権への政策期待の高まりから、欧米を中心に景気は好調に推移しました。

国内金利(10年国債利回り)は、期初はマイナス0.06%で始まった後、英国のEU離脱決定以降一段と低下し、7月にはマイナス0.29%となりました。その後もマイナス金利が続きましたが、日銀のイールドカーブコントロール政策により超長期金利が上昇したことに伴い、10年国債金利も緩やかに上昇し、期末には0.07%となりました。

為替市場は、期初に対ドル111円半ばで始まった後、英国のEU離脱決定により、リスク回避の動きが強まり、8月には一時100円割れまで急速に円高が進みましたが、その後、日米金利差の拡大によりドル高が進み、期末は111.39円となりました。

株式市場(日経平均株価)は、期初は1万6千円前半で始まった後、円高による景気悪化懸念から一時1万5千円を割れる水準まで下落しましたが、米国大統領選挙後は、米国経済の政策期待等を背景に上昇し、期末には18,909円となりました。

b.当社の運用方針

[基本方針]

当社の資産運用においては、資産の健全性を重視しつつ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。

[運用対象]

上記の基本方針に基づき、負債特性を踏まえ、当社は国内の公社債を主な運用対象としています。運用対象の内訳につきましては、その大部分を国債や高格付けの社債等の国内円建債券としています。一部を外貨建債券等のリスク性資産に投資し、リスクの分散と利回り向上を図っています。なお、債券購入に際しては、金利リスク・信用リスク等のリスクを分析し、安全性と収益性に留意した上で銘柄を選択しています。

また、保険約款貸付以外の融資および不動産投資については、現在行っていません。

c.運用実績の概況

2016年度末における一般勘定資産の残高は、3兆6,191億円となりました。資産配分は公社債を中心に行い、その結果、公社債は2兆6,671億円(総資産に占める比率は73.7%)となりました。

また、2016年度は資産運用収益を475億円、資産運用費用を38億円計上した結果、一般勘定資産全体の運用利回りは1.36%となりました。

②ポートフォリオの推移
a. 資産の構成

(単位：百万円)

区 分	2015 年度末		2016 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金・コ ー ル ロ ー ン	73,084	2.3%	290,010	8.0%
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	275,350	8.5%	285,455	7.9%
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	2,765,411	85.6%	2,919,795	80.7%
公 社 債	2,514,314	77.9%	2,667,115	73.7%
株 式	1,315	0.0%	1,314	0.0%
外 国 証 券	246,210	7.6%	244,182	6.7%
公 社 債	246,210	7.6%	243,338	6.7%
株 式 等	—	—	843	0.0%
そ の 他 の 証 券	3,570	0.1%	7,183	0.2%
貸 付 金	52,677	1.6%	55,198	1.5%
保 険 約 款 貸 付	52,677	1.6%	55,198	1.5%
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	673	0.0%	620	0.0%
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—
そ の 他	61,909	1.9%	68,242	1.9%
貸 倒 引 当 金	△ 76	△ 0.0%	△ 128	△ 0.0%
合 計	3,229,031	100.0%	3,619,194	100.0%
う ち 外 貨 建 資 産	247,677	7.7%	249,681	6.9%

b. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2015 年度	2016 年度
現 預 金・コ ー ル ロ ー ン	48,748	216,925
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	△ 51,175	10,104
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	216,624	154,383
公 社 債	156,167	152,801
株 式	△ 318	△ 1
外 国 証 券	61,267	△ 2,028
公 社 債	61,267	△ 2,871
株 式 等	—	843
そ の 他 の 証 券	△ 493	3,612
貸 付 金	1,394	2,520
保 険 約 款 貸 付	1,394	2,520
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	△ 7	△ 53
繰 延 税 金 資 産	—	—
そ の 他	4,194	6,333
貸 倒 引 当 金	△ 11	△ 52
合 計	219,767	390,163
う ち 外 貨 建 資 産	61,528	2,003

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

(2) 運用利回り

(単位：％)

区 分	2015 年度	2016 年度
現預金・コールローン	0.01	0.00
買 現 先 勘 定	－	－
債券貸借取引支払保証金	0.02	0.05
買 入 金 銭 債 権	－	－
商 品 有 価 証 券	－	－
金 銭 の 信 託	－	－
有 価 証 券	1.78	1.67
うち 公 社 債	1.68	1.55
うち 株 式	3.59 (3.59)	3.18 (3.18)
うち 外 国 証 券	3.01	2.89
貸 付 金	2.95	2.92
うち 一 般 貸 付	－	－
不 動 産	－	－

一 般 勘 定 計	1.54 (1.54)	1.36 (1.36)
-----------	-------------	-------------

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
 2. 当利回りの算出においては、保険業法第112条評価益は分子に含めていません。
 なお、含めて算出した場合の運用利回りは、()内の数値となります。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2015 年度	2016 年度
現預金・コールローン	39,799	160,349
買 現 先 勘 定	－	－
債券貸借取引支払保証金	289,905	242,701
買 入 金 銭 債 権	－	－
商 品 有 価 証 券	－	－
金 銭 の 信 託	－	－
有 価 証 券	2,525,296	2,684,896
うち 公 社 債	2,328,495	2,457,059
うち 株 式	954	954
うち 外 国 証 券	192,901	223,251
貸 付 金	52,062	53,794
うち 一 般 貸 付	－	－
不 動 産	713	674

一 般 勘 定 計	2,964,093	3,199,936
うち 海 外 投 融 資	192,901	223,251

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2015年度	2016年度
利息及び配当金等収入	43,459	43,797
商品有価証券運用益	－	－
金 銭 の 信 託 運 用 益	－	－
売買目的有価証券運用益	－	－
有 価 証 券 売 却 益	4,262	3,703
有 価 証 券 償 還 益	－	－
金 融 派 生 商 品 収 益	－	－
為 替 差 益	－	－
貸倒引当金戻入額	－	－
そ の 他 運 用 収 益	－	－
合 計	47,722	47,500

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2015年度	2016年度
支 払 利 息	292	67
商品有価証券運用損	－	－
金 銭 の 信 託 運 用 損	－	－
売買目的有価証券運用損	－	－
有 価 証 券 売 却 損	890	894
有 価 証 券 評 価 損	－	－
有 価 証 券 償 還 損	－	－
金 融 派 生 商 品 費 用	846	2,792
為 替 差 損	4	4
貸倒引当金繰入額	13	54
貸 付 金 償 却	－	－
賃貸用不動産等減価償却費	－	－
そ の 他 運 用 費 用	41	46
合 計	2,090	3,860

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2015 年度	2016 年度
預 貯 金 利 息	0	0
有価証券利息・配当金	41,571	42,034
公 社 債 利 息	36,038	36,132
株 式 配 当 金	34	30
外国証券利息配当金	5,440	5,802
貸 付 金 利 息	1,536	1,572
不 動 産 賃 貸 料	－	－
そ の 他 共 計	43,459	43,797

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2015 年度	2016 年度
国 債 等 債 券	3,086	2,172
株 式 等	－	161
外 国 証 券	1,175	1,369
そ の 他 共 計	4,262	3,703

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2015 年度	2016 年度
国 債 等 債 券	89	175
株 式 等	－	－
外 国 証 券	801	718
そ の 他 共 計	890	894

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円)

区 分	2015 年度末		2016 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	1,680,750	60.8%	1,804,655	61.8%
地 方 債	123,431	4.5%	135,839	4.7%
社 債	710,132	25.7%	726,620	24.9%
うち公社・公団債	437,029	15.8%	467,897	16.0%
株 式	1,315	0.0%	1,314	0.0%
外 国 証 券	246,210	8.9%	244,182	8.4%
公 社 債	246,210	8.9%	243,338	8.3%
株 式 等	－	－	843	0.0%
そ の 他 の 証 券	3,570	0.1%	7,183	0.2%
合 計	2,765,411	100.0%	2,919,795	100.0%

(13) 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2015年度末	有 価 証 券	73,199	175,530	242,150	283,447	571,941	1,419,142	2,765,411
	国 債	26,874	37,589	117,255	109,035	171,497	1,218,498	1,680,750
	地 方 債	—	1,756	14,174	10,328	38,890	58,281	123,431
	社 債	45,973	124,461	87,812	149,199	165,209	137,476	710,132
	株 式						1,315	1,315
	外国証券	351	11,723	22,907	14,884	196,343	—	246,210
	公 社 債	351	11,723	22,907	14,884	196,343	—	246,210
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	3,570	3,570
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
2016年度末	有 価 証 券	76,922	164,268	235,975	346,798	519,306	1,576,523	2,919,795
	国 債	24,623	47,946	117,926	128,614	156,106	1,329,437	1,804,655
	地 方 債	1,011	8,514	11,672	11,177	51,637	51,826	135,839
	社 債	51,087	95,985	91,041	165,634	136,951	185,918	726,620
	株 式						1,314	1,314
	外国証券	199	11,821	15,334	41,371	174,611	843	244,182
	公 社 債	199	11,821	15,334	41,371	174,611	—	243,338
	株 式 等	—	—	—	—	—	843	843
	その他の証券	—	—	—	—	—	7,183	7,183
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(注)「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含むこととしています。

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2015年度末	2016年度末
公 社 債	1.53	1.42
外 国 公 社 債	2.54	2.33

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円)

区 分		2015 年度末		2016 年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
水 産 ・ 農 林 業		—	—	—	—
鉱 業		—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	—	—	—	—
	織 維 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学	—	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガラス・土石製品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—
	電 気 機 器	—	—	—	—
	輸 送 用 機 器	—	—	—	—
電 気 ・ ガ ス 業	精 密 機 器	—	—	—	—
	そ の 他 製 品	—	—	—	—
	電 気 ・ ガ ス 業	—	—	—	—
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—	—
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—	—	—
	情 報 ・ 通 信 業	—	—	—	—
商 業	卸 売 業	—	—	—	—
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	388	29.5%	396	30.2%
	証券・商品先物取引業	484	36.8%	474	36.1%
	保 険 業	440	33.4%	440	33.5%
	そ の 他 金 融 業	2	0.2%	2	0.2%
不 動 産 業		—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		—	—	—	—
合 計		1,315	100.0%	1,314	100.0%

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

(16)貸付金明細表

(単位：百万円)			
区 分		2015年度末	2016年度末
保 険 約 款 貸 付		52,677	55,198
	契 約 者 貸 付	46,382	48,704
	保 険 料 振 替 貸 付	6,295	6,493
一 般 貸 付		－	－
(うち非居住者貸付)		(－)	(－)
企 業 貸 付		－	－
	(うち国内企業向け)	(－)	(－)
国・国際機関・政府関係機関貸付		－	－
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付		－	－
住 宅 ロ ー ン		－	－
消 費 者 ロ ー ン		－	－
そ の 他		－	－
合 計		52,677	55,198

(17)貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19)貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20)貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21)貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22)貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23)有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円)								
区 分		当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2015 年度	土 地	－	－	－ (－)	－	－	－	－
	建 物	681	71	12 (－)	66	673	254	27.4%
	リ ー ス 資 産	2,853	127	－ (－)	506	2,474	624	20.2%
	建 設 仮 勘 定	－	－	－ (－)	－	－	－	－
	その他の有形固定資産	1,974	207	21 (－)	556	1,604	2,974	65.0%
	合 計	5,509	405	33 (－)	1,128	4,752	3,853	44.8%
2016 年度	うち賃貸等不動産	－	－	－ (－)	－	－	－	－
	土 地	－	－	－ (－)	－	－	－	－
	建 物	673	24	10 (－)	67	620	317	33.8%
	リ ー ス 資 産	2,474	903	－ (－)	653	2,724	1,277	31.9%
	建 設 仮 勘 定	－	－	－ (－)	－	－	－	－
	その他の有形固定資産	1,604	286	9 (－)	588	1,292	3,214	71.3%
	合 計	4,752	1,214	20 (－)	1,309	4,638	4,809	50.9%
	うち賃貸等不動産	－	－	－ (－)	－	－	－	－

(注)「当期減少額」欄の()内には、減損損失の計上額を記載しています。

②不動産残高および賃貸用ビル保有数

(単位：百万円、棟)		
区 分	2015年度末	2016年度末
不 動 産 残 高	673	620
営 業 用	673	620
賃 貸 用	－	－
賃貸用ビル保有数	－	－

(24)固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)		
区 分	2015年度	2016年度
有 形 固 定 資 産	0	3
土 地	－	－
建 物	－	－
リ ー ス 資 産	－	－
そ の 他	0	3
無 形 固 定 資 産	－	－
そ の 他	－	－
合 計	0	3
うち賃貸等不動産	－	－

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2015年度	2016年度
有 形 固 定 資 産	32	17
土 地	－	－
建 物	12	10
リ ー ス 資 産	－	－
そ の 他	20	7
無 形 固 定 資 産	－	－
そ の 他	－	－
合 計	32	17
うち賃貸等不動産	－	－

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

①資産別明細

a. 外貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2015 年度末		2016 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	246,210	100.0%	243,338	99.7%
株 式	－	－	843	0.3%
現 預 金・そ の 他	－	－	－	－
小 計	246,210	100.0%	244,182	100.0%

b. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2015年度末		2016年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	－	－	－	－
現 預 金・そ の 他	－	－	－	－
小 計	－	－	－	－

c. 円貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2015年度末		2016年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	－	－	－	－
公社債(円建外債)・その他	－	－	－	－
小 計	－	－	－	－

d. 合 計

(単位：百万円)

海 外 投 融 資	246,210	100.0%	244,182	100.0%
-----------	---------	--------	---------	--------

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位：百万円)

区 分		外国証券						非居住者 貸 付	
		公社債				株式等			
		金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
2015年度末	北 米	173,514	70.5%	173,514	70.5%	－	－	－	－
	ヨーロッパ	53,696	21.8%	53,696	21.8%	－	－	－	－
	オセアニア	－	－	－	－	－	－	－	－
	ア ジ ア	－	－	－	－	－	－	－	－
	中 南 米	－	－	－	－	－	－	－	－
	中 東	－	－	－	－	－	－	－	－
	アフリカ	－	－	－	－	－	－	－	－
	国際機関	19,000	7.7%	19,000	7.7%	－	－	－	－
	合 計	246,210	100.0%	246,210	100.0%	－	－	－	－
2016年度末	北 米	155,325	63.6%	155,325	63.8%	－	－	－	－
	ヨーロッパ	66,315	27.2%	65,471	26.9%	843	100.0%	－	－
	オセアニア	－	－	－	－	－	－	－	－
	ア ジ ア	－	－	－	－	－	－	－	－
	中 南 米	－	－	－	－	－	－	－	－
	中 東	－	－	－	－	－	－	－	－
	アフリカ	－	－	－	－	－	－	－	－
	国際機関	22,541	9.2%	22,541	9.3%	－	－	－	－
	合 計	244,182	100.0%	243,338	100.0%	843	100.0%	－	－

③外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円)

区 分	2015年度末		2016年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	241,207	98.0%	222,200	91.0%
ユ ー ロ	5,003	2.0%	21,982	9.0%
合 計	246,210	100.0%	244,182	100.0%

(28)海外投融資利回り

(単位：％)

2015年度	2016年度
3.01	2.89

(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30)各種ローン金利

該当ありません。

(31)その他の資産明細表

(単位：百万円)

資 産 の 種 類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
会 員 権	24	－	－	－	24	
そ の 他	0	－	－	－	0	
合 計	24	－	－	－	24	

5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の保有する資産は一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「Ⅴ. 9. 有価証券等の時価情報(会社計)」の内容と相違ありません。Ⅴ. 9. をご参照ください。

Ⅶ. 会社の運営

1. リスク管理の体制

39ページに掲載しています「リスク管理体制」をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

36ページに掲載しています「コンプライアンス(法令等遵守)の体制」をご参照ください。

3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法ならびにその合理性および妥当性

第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、当社では支払率に関するストレステストを実施し、責任準備金の積み立てがそのテストに合格する水準であることを確認しています。

具体的には、第三分野保険の過去の支払実績から将来の支払率を推計し、これに統計処理から得られる100年に1度程度の大幅な支払増加が加わるものとして、今後10年間で支払いに不足が生じないことを確認しています。将来の支払率の推計においては、悪化トレンドがあればその傾向が続くものとするなど、保守的な分析手法を用いています。

なお分析に用いた支払率、分析の単位とした給付区分などを含め、分析手法が合理的かつ妥当なものであることをリスク管理委員会に報告するとともに、保険業法の規定にしたがい、保険計理人がこれを確認しています。

4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称

48ページに掲載しています「金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について～生命保険相談所のご案内～」をご参照ください。

5. 個人データ保護について

41ページに掲載しています「個人情報の取り扱い」をご参照ください。

6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

32ページに掲載しています「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」をご参照ください。

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

Ⅸ. 会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

ディスクロージャー誌 三井住友海上あいおい生命の現状 2017

2017年7月発行

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 経営企画部

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

TEL:03-5539-8300 (大代表)

URL:<http://www.msa-life.co.jp>

www.msa-life.co.jp

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

【MS】B9435 【AD】99-435 13,500 2017.06.08 (改)62

